

枚方市障害者計画（第4次改訂版）

枚方市障害福祉計画（第7期）

枚方市障害児福祉計画（第3期）

2024年（令和6年）3月

枚 方 市

ごあいさつ

枚方市では、障害のある人もない人も、すべての人が住みなれたまちで生活することができるよう「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者が地域で自立した生活を送ることができる環境づくりに取り組んでいるところです。

2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会システムは劇的に変容してきました。また、福祉の枠組みにおいても、国における「障害者差別解消法」や「障害者総合支援法」の改正をはじめ、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行等により、様々な変化が生じています。

本市においても、遠隔手話通訳サービスや新たな障害者スポーツの普及促進の取り組みなど、時代の変化に応じた障害福祉施策の推進に力を注いでいるところです。

近年、障害者の高齢化や重度化、障害特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、障害福祉施策を取り巻く環境は多様化・複雑化し、「親亡き後」を見据え、各分野の横断的な連携による包括的な支援体制の構築等が求められています。また、2022年（令和4年）8月「障害者権利条約の実施状況について」の対日審査において示された課題なども踏まえ、「枚方市障害福祉計画」及び「枚方市障害児福祉計画」の次期計画を策定し、「枚方市障害者計画（第4次）」の中間見直しを行いました。

今後は、新たな計画に基づき、障害福祉施策のより一層の充実を目指してまいりますので、市民の皆様や市議会、関係者の皆様には、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました枚方市社会福祉審議会並びに枚方市自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、本計画の策定にご協力をいただきました多くの市民の皆様、関係機関・団体の皆様に心よりお礼を申し上げます。

2024年（令和6年）3月

枚方市長 伏見 隆



目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画の背景及び趣旨	2
第2節	計画の位置づけと計画期間	3
1.	計画の位置づけ	3
2.	計画期間	3
第3節	計画の策定体制	5
第2章	枚方市の現状	7
第1節	人口・障害者数の現状	8
第2節	障害者（児）の現状	10
第3節	今後の見込み	13
第3章	基本理念と基本目標	15
第1節	基本理念	16
第2節	基本目標	18
第3節	施策体系	22
第4章	障害者計画（第4次改訂版）	23
第1節	市民啓発及び地域との交流の推進	24
1.	多様な啓発の推進	24
2.	地域との交流	30
第2節	障害者（児）が安心できるまちづくり	34
1.	公共施設の整備等	34
2.	保育・療育・教育の充実	40
3.	災害対策	48
第3節	安心して生活できるサービスの確保と提供	54
1.	地域生活への支援	54
2.	緊急時の対応	61
3.	保健・医療との連携	64
第4節	自分らしい生き方を見つける・選ぶ	69
1.	就労に向けた支援	69
2.	社会参加と多様な学習への支援	77

第5節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供	81
1. 相談・支援体制の充実	81
2. 関係機関との連携による支援の充実	85
第5章 障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期）	88
第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系	89
1. 障害者総合支援法によるサービス体系	89
2. 児童福祉法によるサービス体系	90
第2節 障害福祉計画（第7期）	91
1. 施設入所者の地域生活への移行	91
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	92
3. 地域生活支援の充実	93
4. 福祉施設から一般就労へ向けての取組	94
5. 相談支援体制の充実・強化	96
6. 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築	97
第3節 障害児福祉計画（第3期）	98
1. 重層的な地域支援体制の構築、児童発達支援センターの設置、及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	98
2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	99
3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	99
第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向	100
【障害福祉計画（第7期）】	100
1. 自立支援給付の利用見込みと整備の方向	100
2. 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向	115
【障害児福祉計画（第3期）】	125
3. 障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向	125
4. 障害児の子ども・子育て支援等の利用	128
第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況	130
1. 国及び大阪府の基本指針に基づく、2023年度（令和5年度）の成果目標	130
2. 障害福祉サービス	132
3. 地域生活支援事業	142
4. 障害児支援サービス	148

第 6 章	計画の推進体制及び進行管理	151
第 1 節	計画の推進体制	151
第 2 節	計画の進行管理	152
資料編		154
第 1 節	計画策定の経過	155
第 2 節	枚方市社会福祉審議会からの答申	157
第 3 節	枚方市社会福祉審議会条例	158
第 4 節	枚方市社会福祉審議会規則	161
第 5 節	枚方市社会福祉審議会 本審委員名簿	164
第 6 節	枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会委員名簿	165
第 7 節	枚方市自立支援協議会設置要綱	166
第 8 節	枚方市自立支援協議会委員名簿	168
第 9 節	計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果	169
第 10 節	用語説明	189

第 1 章

計画の策定にあたって

第1節 計画の背景及び趣旨

本市では障害福祉施策に係る計画として、「枚方市障害者計画（第4次）」と、「枚方市障害福祉計画（第6期）」「枚方市障害児福祉計画（第2期）」を2020年度（令和2年度）に策定しています。それぞれの計画に関わる部署、機関と連携し、教育、まちづくり、就労、社会参加、余暇活動など地域で生活していくために必要な施策の充実を図るとともに、障害福祉サービス、障害児福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制を確保するなど、地域共生社会実現をめざし、基盤の整備に取り組んできました。

また、計画期間を2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）とする国の「第5次障害者基本計画」では、基本理念を「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」としています。

前回計画からは社会情勢は大きく変化し、2020東京オリンピック・パラリンピックを契機とした障害スポーツへの理解・関心の高まり、新型コロナウイルス感染症拡大による「新しい生活様式」への対応や経済への影響、また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）への理解と浸透など、障害者を取り巻く環境は大きく変化してきています。

同様に、2018年（平成30年）に策定された「文化芸術推進基本計画」では、地域における障害者の自立と社会参加を促進する観点から、国や地方公共団体は、障害者が文化芸術に親しみ、創作・表現活動を行えるよう、相談支援、人材育成、ネットワークの構築、情報収集・発信などを行う体制づくりを進めることが定められるなど、障害福祉に関わる余暇活動などを含むあらゆる分野での社会参加・自己実現への支援が求められています。また、その過程での障害者の自己決定を尊重し、コミュニケーションを支援するための意思決定支援のあり方なども重要となります。

急激に変化する社会環境に対応して、障害者の自立した生活の実現を支援するため、障害者のニーズに対応した福祉サービスの検討、バリアフリーの社会基盤づくりや障害者に必要な様々な情報の提供など取り組むべき多くの課題があります。

枚方市障害者計画（第4次）の基本理念に沿って、これまでも障害者施策の充実に取り組んで来ているところですが、こうしたこの間の社会状況や国の法体系の変化、今後の法改正の内容、アンケート調査に基づくニーズを満たすための施策の展開や更なる充実のために、「枚方市障害者計画（第4次改訂版）」、及び「障害福祉計画（第7期）」・「障害児福祉計画（第3期）」の策定にあたり反映をさせています。

第2節 計画の位置づけと計画期間

1. 計画の位置づけ

枚方市障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」です。本市の障害者施策に関わる総合的な計画として、まちづくり、教育、就労などの分野も含め、基本理念や目標、施策などを定めています。

枚方市障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」です。本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保のための方策を定めています。

枚方市障害児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

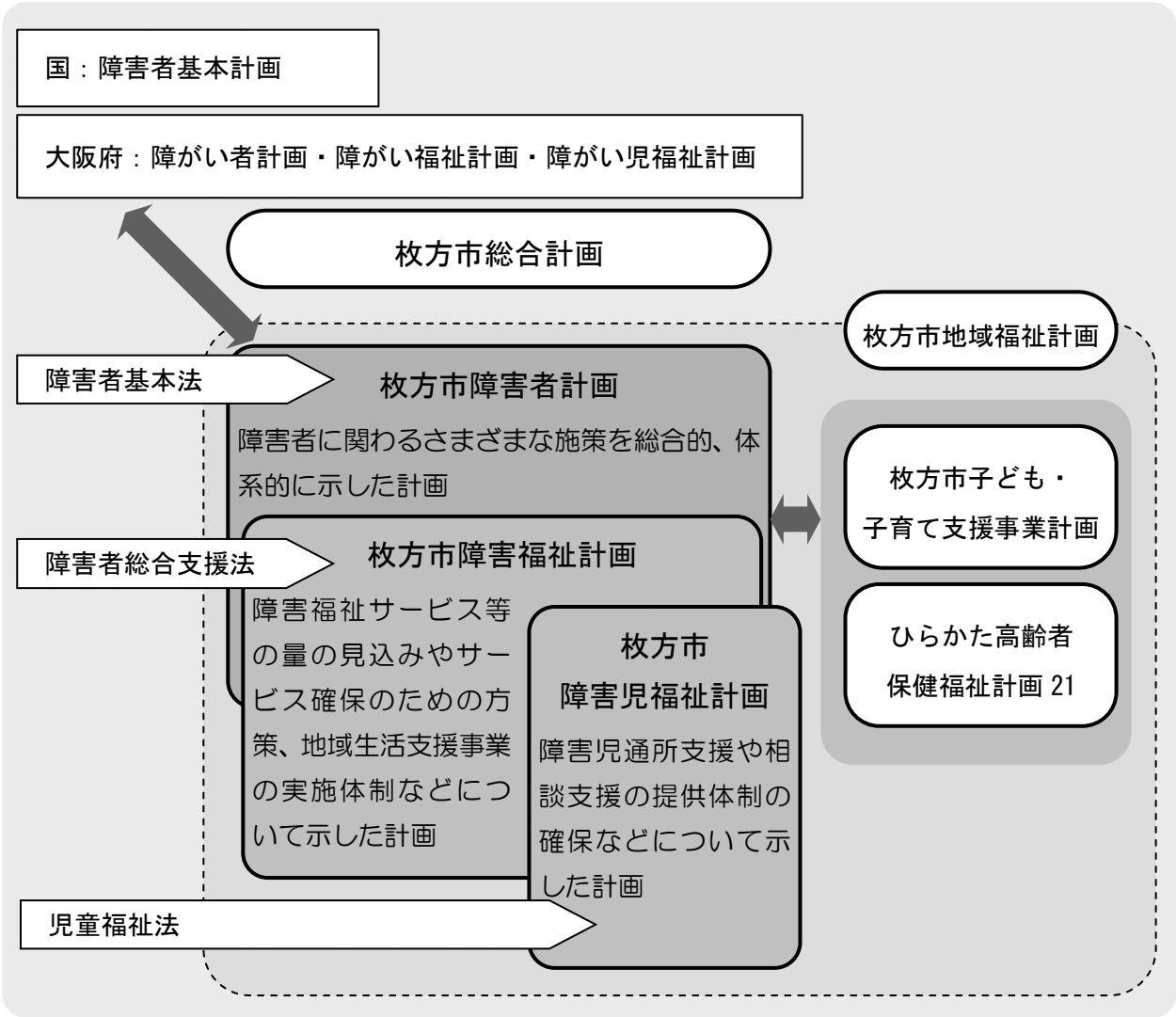
これらの計画は、国や大阪府の計画内容、及び今後の動向を踏まえるとともに、市政の基本方針を示す「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」を上位計画とし、他の福祉に係る計画をはじめとした、障害者等の福祉に関する事項を定める個別の行政計画とも整合性を図っています。

2. 計画期間

「枚方市障害者計画（第4次改訂版）」は、「枚方市障害者計画（第4次）」の改訂版であることから、その計画期間については当初の計画終了年度に合わせ、2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）までの6年間とします。

「枚方市障害福祉計画（第7期）」・「枚方市障害児福祉計画（第3期）」の計画期間については、「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間とします。

【計画の位置づけ】



【計画期間】

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
枚方市障害者計画（第4次）	→					
			中間見直し			
枚方市障害福祉計画	第6期 →			第7期 →		
枚方市障害児福祉計画	第2期 →			第3期 →		

第3節 計画の策定体制

（１）枚方市社会福祉審議会及び障害福祉専門分科会での審議

本市は2015年度（平成27年度）に中核市に移行したことから、社会福祉法第7条の規定に基づき「枚方市社会福祉審議会」を、同法第11条の規定に基づき「障害福祉専門分科会」を条例により設置しています。

「障害者基本法」第11条第6項の規定で「市町村障害者計画」を策定する場合は、「障害者基本法」第36条第4項に基づく合議制の機関の意見を聴かなければならないとされています。また、「障害者総合支援法」において、障害者基本法に規定される合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならないとされています。

これに基づき、「枚方市社会福祉審議会」及び障害のある当事者やその支援者、障害者団体代表、学識経験者、障害福祉サービス事業所などで構成される「障害福祉専門分科会」において計画案を審議しました。

（２）枚方市自立支援協議会での審議

本市では「障害者総合支援法」第89条の3の規定に基づき、「枚方市自立支援協議会」を設置しています。

同法において「自立支援協議会」は「地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされています。また、「障害者総合支援法」において、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ、同法に規定する協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされており、本計画策定にあたり「枚方市自立支援協議会」で意見聴取を行いました。また、「枚方市自立支援協議会幹事会」を本計画策定のワーキンググループと位置付け、審議しました。

（３）各種アンケート調査の実施

障害者・障害児の生活実態とニーズを把握するために、障害者手帳所持者を対象とするアンケート調査を実施し、ニーズの把握を行いました。

また、障害福祉サービス事業所等の実態とニーズを踏まえた計画とするため、市内のサービス事業所を対象とするアンケート並びに障害者関係団体を対象とするアンケートを実施しました。（※巻末資料 参照）

（４）広く市民から意見を聴取するための取り組み

「障害者基本法」では、施策の基本方針として「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」とされています。

よって、広く市民の意向を反映させるため、本市ホームページでの意見募集及び出先機関等に意見提出箱を設置する等、パブリックコメントに準ずる形で市民意見聴取を実施しました。

第 2 章

枚方市の現状

第1節 人口・障害者数の現状

本市の人口は、近年、緩やかな減少傾向にありますが、障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、2019年度（令和元年度）から2022年度（令和4年度）までの3年間で約1.05倍になっています。特に、療育手帳所持者数が3年間で約1.13倍と若干多い傾向にあります。2022年度（令和4年度）末現在、障害者手帳所持者数は24,935人で、市の人口の6.3%を占めており、枚方市民の約15人に1人が障害者手帳所持者であることになります。

【障害者手帳所持者数と人口に対する割合の推移項目】

	項目	単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
人口	18歳未満	人	61,956	60,664	59,711	58,808
	18歳以上		338,082	337,619	336,562	336,491
	計		400,038	398,283	396,273	395,300
身体障害者手帳	18歳未満	人	275	269	258	258
	人口比 (18歳未満)	%	0.44	0.44	0.43	0.44
	18歳以上	人	15,644	15,731	15,860	16,150
	人口比 (18歳以上)	%	4.63	4.66	4.71	4.80
	計(人数)	人	15,919	16,000	16,118	16,408
	計(人口比)	%	3.98	4.02	4.07	4.15
療育手帳	18歳未満	人	1,125	1,165	1,144	1,062
	人口比 (18歳未満)	%	1.82	1.92	1.91	1.81
	18歳以上	人	2,429	2,521	2,873	2,962
	人口比 (18歳以上)	%	0.72	0.75	0.85	0.88
	計(人数)	人	3,554	3,686	4,017	4,024
	計(人口比)	%	0.89	0.93	1.01	1.02

	項目	単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
精神障害者 保健福祉手帳	18歳未満	人	318	214	328	355
	人口比 (18歳未満)	%	0.51	0.35	0.55	0.60
	18歳以上	人	3,979	3,516	3,918	4,148
	人口比 (18歳以上)	%	1.18	1.04	1.16	1.23
	計(人数)	人	4,297	3,730	4,246	4,503
	計(人口比)	%	1.07	0.94	1.07	1.14
3手帳合計 (延べ人数)	18歳未満	人	1,718	1,648	1,730	1,675
	人口比 (18歳未満)	%	2.77	2.72	2.90	2.85
	18歳以上	人	22,052	21,768	22,651	23,260
	人口比 (18歳以上)	%	6.52	6.45	6.73	6.91
	計(人数)	人	23,770	23,416	24,381	24,935
	計(人口比)	%	5.94	5.88	6.15	6.31

各年度3月末現在

- ① 人口は次年度4月1日現在、住民基本台帳の合計
- ② 人口比は、各項目人口に対する比率です

第2節 障害者（児）の現状

（1）3障害の手帳所持者

障害者手帳所持者数を年齢別でみると、18歳以上の身体障害者手帳所持者数の全体に占める割合が大きくなっています。

【年齢別障害者手帳所持者数】

単位：人

	18歳未満	18歳以上	合計
身体障害者手帳	258	16,150	16,408
療育手帳	1,062	2,962	4,024
精神障害者保健福祉手帳	355	4,148	4,503

令和5年3月末現在

（2）障害支援区分認定者

障害福祉サービスを利用するための障害支援区分認定者数は、2023年（令和5年）3月末現在、2,676人です。区分内訳は、区分6が最も多く620人、次いで区分3が583人となっています。

【障害支援区分認定者数（令和4年度）】

単位：人

内訳	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	5	69	132	126	132	382	846
知的障害	17	143	250	294	354	434	1,492
精神障害	22	314	235	87	38	27	723
手帳所持無し	5	61	49	16	8	18	157
障害支援区分認定者合計	44	536	583	456	437	620	2,676

令和5年3月末現在（手帳所持者数については重複あり）

（3）精神通院医療費助成受給者

障害者自立支援医療における精神通院医療費助成受給者数は、2023年（令和5年）3月末現在、8,290人です。

【精神通院医療費助成受給者数（令和4年度）】

単位：人

精神通院医療費助成受給者数	8,290
---------------	-------

令和5年3月末現在

（４）身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、2023年（令和5年）3月末現在、16,408人です。等級別では1級が5,007人と最も多く、1級及び2級の重度の人が7,372人で手帳所持者全体の約44.9%となっています。また、障害別では肢体不自由が9,050人と最も多く全体の約55.2%、次いで内部障害が4,992人で全体の約30.4%を占めています。

【身体障害者手帳所持者数の障害別／等級別内訳（令和4年度）】

単位：人

障害別／等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	児童	4	1	－	1	1	1	8
	成人	308	350	61	70	138	58	985
	小計	312	351	61	71	139	59	993
聴覚 平衡機能	児童	2	13	10	4	－	6	35
	成人	86	200	137	292	6	450	1,171
	小計	88	213	147	296	6	456	1,206
音声 言語	児童	－	－	1	3			4
	成人	5	17	86	55			163
	小計	5	17	87	58			167
肢体 不自由	児童	99	22	15	7	5	2	150
	成人	1,525	1,679	1,394	2,181	1,407	714	8,900
	小計	1,624	1,701	1,409	2,188	1,412	716	9,050
内部	児童	39	－	12	10			61
	成人	2,939	83	717	1,192			4,931
	小計	2,978	83	729	1,202			4,992
計	児童	144	36	38	25	6	9	258
	成人	4,863	2,329	2,395	3,790	1,551	1,222	16,150
	計	5,007	2,365	2,433	3,815	1,557	1,231	16,408

令和5年3月末現在

※重複障害のある人については、等級は総合等級、障害区分は主障害でカウントして記載。

（５）療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、2023 年（令和5年）3月末現在、4,024 人です。児童（18歳未満）は全体の約 26.4%となっています。程度別でみると、所持者全体及び成人ではA（重度）が、児童ではB 2（軽度）がそれぞれ最も多くなっています。

【療育手帳所持者数の程度別内訳（令和4年度）】

単位：人

		A（重度）	B 1（中度）	B 2（軽度）	合計
療育手帳	児童	317	150	595	1,062
	成人	1,318	603	1,041	2,962
	小計	1,635	753	1,636	4,024

令和5年3月末現在

（６）精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2023 年（令和5年）3月末現在、4,503 人です。等級別では2級が最も多く、全体の約 53.9%を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別内訳（令和4年度）】

単位：人

		1 級	2 級	3 級	合計
精神障害者 保健福祉手帳	児童	2	47	306	355
	成人	278	2,379	1,491	4,148
	小計	280	2,426	1,797	4,503

令和5年3月末現在

第3節 今後の見込み

障害者手帳の所持者数は、いずれも増加する傾向にあり、特に療育手帳の所持者数の増加率が大きくなると見込まれます。

【今後の見込み】

単位：人

	実績値	推計値			
	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
身体障害者手帳 所持者数	16,408	16,567	16,723	16,882	17,044
療育手帳 所持者数	4,024	4,215	4,424	4,648	4,892
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	4,503	4,570	4,646	4,726	4,806

各年度3月末現在

第 3 章

基本理念と基本目標

第1節 基本理念

【枚方市の基本理念】

○障害のある人が、障害のない人と同じように、地域のなかで自立して生活できるようにします。

○障害のある人が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします。

障害者基本法においては、法の目的として、共生社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

本計画の上位計画である「第5次枚方市総合計画」においても、基本目標として「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」として「高齢者や障害者などが生きがいを感じながら、地域で自立した生活ができる環境づくりを進めます」と掲げています。

また、「障害者差別解消法」の施行により、障害があることを理由とした差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供に係る考え方が示され、地方公共団体においては合理的配慮の提供義務が、民間事業所においては努力義務が課せられました。

その後、2021年（令和3年）に同法は改正され、2024年（令和6年）4月1日より民間事業者についても合理的配慮の提供について義務化されることとなりました。

なお、国の「第5次障害者基本計画」では、基本理念を「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。」とされています。

本市では、障害のあるなしに関わらず、すべての人が個人として基本的人権を尊重され、地域社会の中で自己決定に基づき、その人らしく生活できる社会をめざしています。

今後も、地域共生社会の実現のために、これまでの取り組みを継続し、充実させていくことが必要であり、本計画策定にあたり、「枚方市障害者計画（第4次）」の基本理念を継承することとします。この理念に基づき、障害のある人が地域で自立していきいきと暮らせるよう、教育、まちづくり、社会参加などの施策の充実や、社会資源の整備を図っていきます。

1950年代から国、地方公共団体は大規模コロニー政策を推進し、障害のある人は入所施設等しかサービス選択の余地がなく、地域生活から隔離されている状況がありました。また、精神保健においても、精神科病院への長期入院が常態化しており、入院中の虐待等が社会問題となっていました。80年代以降、障害当事者自身が地域生活を求める声が上がりはじめたことや、国連を始めとする世界的なノーマライゼーションの理念の普及に伴い、国、地方公共団体においても脱施設、地域移行推進に施策転換してきた経過があります。

2022年（令和4年）8月「障害者権利条約の実施状況について」対日審査が行われ、「障害者差別解消法において、救済の手続きが確立されていないこと」「合理的配慮のための法的な基盤がないこと」「手話が公式言語として認知されていないこと」「暴力、虐待、搾取等女性や女の子が直面している問題」など、重要な検討課題が指摘されました。

今日では地域共生社会の理念のもと、障害のあるなしに関わらず、地域で生活できる社会に向け、行政を始め、様々な支援機関が連携して取り組んでいるところです。また、障害のある人が地域で自立して暮らすということは、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことであり、入所施設や精神科病院のみならず、地域においても、これらの選択の機会が確保され、他の人々と共生することを妨げられないための必要な支援をしていきます。

第2節 基本目標

本計画は、「枚方市障害者計画（第4次改訂版）」「枚方市障害福祉計画（第7期）」「枚方市障害児福祉計画（第3期）」を一体的に策定したものです。アンケート調査の結果や、これまで、これからの法改正、法体系の変化などを考慮し、策定しています。

この間、本市では、「枚方市障害者計画（第4次）」の基本理念、基本目標に沿って、障害のあるなしによって、分け隔てられることがないよう、全庁的に取り組むとともに、市民ニーズや法改正などを捉え、適宜、必要な施策を講じてきたところです。

障害のある人が地域で住み続けるためには、社会生活全般にわたり、更なる理解促進、社会資源の整備、施策の充実が必要です。

本計画策定にあたり、市民アンケート調査結果、障害福祉サービス事業所及び障害者団体へのアンケート調査などで意見、ニーズの把握に努めてきました。これらのニーズ分析も踏まえ、本計画における基本目標は、基本的に前計画を継承するとともに、社会状況の変化や市民のニーズに合わせて、一部の基本目標を見直し、基本方向及び具体的な施策に一定の変更を加えることにより、施策の展開、充実を図ることとします。

（1） 市民啓発及び地域との交流の推進

2016年（平成28年）の「障害者差別解消法」の施行により、「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が示されました。その後、2021年（令和3年）に同法は改正され、2024年（令和6年）4月1日から施行されます。主な改正内容は、「民間事業者の合理的配慮の提供義務」等となっています。

しかし、法の趣旨の一定の理解が市民・事業者等に十分に浸透したとは言えない状況であることから、より多くの市民を対象に、障害者差別の解消、障害に対する理解促進のため、啓発を進めます。

また、2016年（平成28年）の「成年後見制度利用促進法」の施行など、障害を事由として権利能力に不安のある人などに対して権利擁護する必要性がより高まっています。

権利擁護の制度の周知や推進を図るとともに、虐待や差別につながることをないように早期の発見と対応に努める必要があります。障害者差別解消支援地域協議会を通じて、関係機関と連携し、差別解消に向けた取り組みを進めます。また、障害者に対する差別や虐待について、迅速に対応できるよう努めていきます。

地域福祉活動の推進とともに、地域での交流促進については、障害者も積極的に地域のイベントなどに参加できるよう啓発を行い、障害者に対しても参加を働きかけていきます。

（２） 障害者（児）が安心できるまちづくり

障害者が安心できるまちづくりには、アクセシビリティの確保が必要です。建物のみならず、道路や交通網などのバリアフリー化を図り、環境整備を進めます。また、障害者が地域で住み続けられるよう、障害者に対応した仕様の住宅の確保やグループホームの整備を推進します。

近年には、医療的ケアなどを必要とする児童の家族を含めた支援ニーズの把握など、従来から提供体制の確保の難しかった分野への見直しが課題となっています。前期計画では、子どもの成長にあわせて、関係機関の連携した、切れ目の無い一貫した支援の提供を図ってきました。本計画でも支援を継続的に発展し、とくに保育・療育・教育の切れ目の無い連携を重視して取り組みます。また、障害のある子どもが健やかに成長できるよう、障害のあるなしにかかわらず、ともに理解しあい、ともに学び、ともに育つまちづくりの一環として、地域で生活をするための方策や、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育にかかる環境整備について充実を図ります。

近年の気候の変化などにより、大規模な水害などの自然災害が頻発しており、避難手段の確保や、避難所での生活への支援などが、より喫緊の課題となっています。また、令和2年初めからの新型コロナウイルス感染症予防対策のため、サービスの提供や相談支援を受けられないといった事象も経験してきましたが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、感染対策も大きく変更となり、コロナ前の生活を取り戻しつつあります。

今後は、新たな災害や感染症等への対策の観点を加味し、障害者をはじめ、避難行動要支援者となる人に対する配慮について、周知、啓発を行うなど、すべての人々が安心できるまちづくりに向けてのさまざまな取り組みを進めます。

（３） 安心して生活できるサービスの確保と提供

障害福祉サービスに係る提供基盤は概ね順調に整備されており、市内の社会資源は充実してきています。ただし、サービスの種類によっては、事業者の参入が一定数でほぼ横ばいとなっている状況もみられます。今期計画では、サービス提供基盤を拡大すべき分野では引き続き多種多様な事業者の参入を呼びかけるとともに、事業者に対し研修等を実施し、サービスの量と質の両面での向上を図っていきます。

また、国は障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、2022年（令和4年）に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策

推進法」を公布・施行しました。

同法の趣旨を踏まえ、情報などのソフト面についてもバリアフリー化を図るため、多様な手法を用いて情報提供が図れるよう改善に努め、障害のある人の意思決定を支援することや、感染症予防対策にともなう人と人とのふれあいの機会が減少した社会・生活経験から、「人と人とのふれあい」の大切さを再確認し、様々な支援ツールによって障害のある人の情報収集と発信が容易になったことを契機に、より他者とコミュニケーションが円滑に進む環境整備をめざします。

アンケート調査などでは、障害のある人の支援者の疲労を防ぐためのレスパイト（休息）の必要性や、緊急時の福祉サービスの確保の課題が浮き彫りとなりました。障害特性ごとに異なるニーズに対応した、きめ細やかな緊急時にも対応できる支援体制づくりに努めます。

医療的ケアを必要とされる在宅障害者（児）のニーズは高く、保健機関、医療機関との連携を強化し、ネットワーク化を図っていきます。とくに医療的ケアを必要とする子どもについて、支援を充実することにより居場所の確保にも取り組みます。

(4) 自分らしい生き方を見つける・選ぶ

本市の職員としての障害者雇用、チャレンジ雇用を実施するとともに、民間事業所に対しても障害者の就労を働きかけていきます。今後も、一般就労に向けての支援の一層の充実に取り組んでいきます。

枚方市自立支援協議会就労支援部会等の関係機関と連携を図るなど、就労継続支援事業所等の工賃向上に向けた取り組みを引き続き支援していきます。

また、障害のある人の社会参加と自己実現を推進する観点から、生涯学習や文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動といった、自分らしく過ごすことのできる活動を支援するとともに、障害のある人が活動を通じて地域や社会と交流し、自分のメッセージを発信できる機会の増設にも取り組みます。

(5) 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

アンケート調査などでは、相談先を障害者相談支援センターとする人は、まだまだ少なく、相談支援を利用しない理由に「どんな内容を相談すればいいのか」「どんなサービスか知らない」などが多いことから、相談支援センターなどの整備促進、及び周知に努め、身近でわかりやすい相談窓口の更なる充実を図っていきます。

前期計画では、共生社会の形成に向け、地域生活への移行や一般就労を進め、障害者の自立した生活を支援するために、障害のある人を地域全体で支える一環として、相談支援体制を含む支援体制の構築を図ってきました。

現在、福祉の各分野に関わる国の基本方針として示されている地域共生社会の実現のためには、相談支援について、地域の相談などを受け止めて自ら対応する機能、あるいは適切な支援機関につなぐ機能、多機能が協働するための中核あるいは伴走支援を担う機能などが求められています。そのためには、他の福祉分野を含めて、「どこに相談しても適切な支援につながる」相談支援体制の構築が課題となります。

本計画では、前期計画での相談支援体制の構築を継続的に発展し、障害児福祉と関連する子育てや児童福祉分野、障害のある人の高齢化と関連する高齢者福祉分野などと連携して、地域での福祉分野すべてをつなぐ、総合的な相談支援体制の構築に取り組みます。

第3節 施策体系

基本目標	基本方向	施策
第1節 市民啓発及び地域との交流 の推進	1 多様な啓発の推進	(1) 人権・人命の尊重
		(2) 虐待や差別の防止
		(3) 合理的配慮
	2 地域との交流	(1) 地域福祉活動 (2) 地域交流の推進と居場所づくり
第2節 障害者（児）が安心できるま ちづくり	1 公共施設の整備等	(1) バリアフリーの整備
	2 保育・療育・教育の充実	(1) 保育・療育・教育の充実
		(2) インクルーシブ教育・保育の 推進
第3節 安心して生活できるサービ スの確保と提供	1 地域生活への支援	(1) 自然災害（避難行動要支援者 対策）
		(1) 福祉サービス提供体制の充実 と質の向上
		(2) 多様なコミュニケーション (3) 情報アクセシビリティの向上 及び意思疎通支援の充実
	2 緊急時の対応	(1) 障害ニーズに応じた対応
	3 保健・医療との連携	(1) 保健・医療との連携
第4節 自分らしい生き方を見つけ る・選ぶ	1 就労に向けた支援	(1) 就労に向けた支援
		(2) 就労に関する相談支援
		(3) 工賃向上に向けた支援
	2 社会参加と多様な学習 への支援	(1) 生涯学習の推進
		(2) 文化・芸術活動への支援 (3) スポーツ・レクリエーション 活動への支援
第5節 身近な相談窓口の充実とき め細やかな情報提供	1 相談・支援体制の充実	(1) 相談・支援体制の充実ときめ 細やかな情報提供
	2 関係機関との連携によ る支援の充実	(1) 関係機関との連携による支援 の充実

第 4 章

障害者計画（第 4 次改訂版）

第1節 市民啓発及び地域との交流の推進

1. 多様な啓発の推進

■現状と課題

障害や障害者についての理解を深めるための多様な啓発を推進することは、障害の有無に関わらずともに生きる社会の実現、ひいては人権・人命の尊重のため、障害や障害者についての理解を深める多様な啓発活動が必要です。

義務教育においては、小・中学校で、例えば、点字や手話の学習、車いす体験や地域の障害者関係施設との交流を行うなど、障害理解と体験的な学習を進めています。地域でともに学ぶ教育を推進し、義務教育の早期から継続的に障害者理解教育や人権教育を行うことが必要です。

地域においては、関係団体等の協力を得ながら、人権週間や障害者週間を中心に障害者に関する講演会や映画会などを実施しています。また地域活動支援センターにおいても、普及啓発事業を実施しています。毎年障害者週間の時期には、市と枚方市自立支援協議会共催の「ほっこりひらかた」などの啓発イベントを開催しています。今後も各種のイベント等の機会の充実が必要です。

市の広報については、広報ひらかたに障害や障害者に関する記事を掲載しています。今後も理解を深めるための啓発活動に取り組む必要があります。

市の職員については、毎年新入職員を対象に、人権研修として障害者差別解消に関する研修等を行っています。

また、市民や民間事業者に対しても、障害を理由とする差別をなくし、誰もが生きやすい社会にしていくため、障害や障害者についての理解を深める啓発活動が求められています。本市では、「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を2021年（令和3年）3月に施行し、障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現をめざしていきます。

虐待や差別の防止に向けては、判断能力が不十分な障害者の権利や財産を守るために、関係機関と連携し、成年後見制度に関する周知や相談に努めています。社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助事業」の利用を希望する人が増える中、2022年度（令和4年度）には、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、必要な人には、市長による裁判所への後見等の申し立てや、後見人等への報酬支払いの助成を実施しています。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止

法)」に基づき、本市においては、枚方市障害者虐待防止センターを設置し、市内障害者相談支援センターの協力とともに、相談・通報の受け付け及び対応を行っています。また、警察署や消防署、事業者連絡会等関係機関で構成する枚方市障害者虐待防止関係機関会議を設置し、虐待事案の発生要因等の分析や検証を行い、障害者虐待の防止と虐待事案に対する早期発見と適切な対応に取り組んでいます。

障害者虐待に関する相談・通報件数の増加と共に、虐待内容も複雑化しており、迅速な対応とともに、対応する職員のスキルアップが求められています。また、被虐待障害児支援については、枚方市児童虐待問題連絡会議において情報共有等連携を図っています。

差別の解消や合理的配慮については「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別として禁止し、差別の解消を推進する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が2016年（平成28年）に施行され、7年が経過したところです。

同法の2021年（令和3年）の改正により、2024年（令和6年）4月に「事業者の合理的配慮の義務化」が施行されることから、本市においても、民間事業者等への周知、啓発に努めていきます。

本市では、身近な地域において、障害者差別に関する相談や対応を円滑に行うため、関係機関のネットワーク組織として「枚方市障害者差別解消支援地域協議会」が設置されており、広範多岐に渡る障害者差別に関する相談について、関係機関と連携し、対応しています。

また、職員が遵守すべき服務規律の一環として策定された「職員対応要領」や、「窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル」に従い、職員が窓口において障害のある市民に対応する際には、障害を正しく理解したうえで、適切な対応に努めます。

障害者に対する虐待や差別をなくすためには、障害に対する理解を深める啓発が重要であり、継続して啓発活動を行いながら、相談対応に努めていく必要があります。

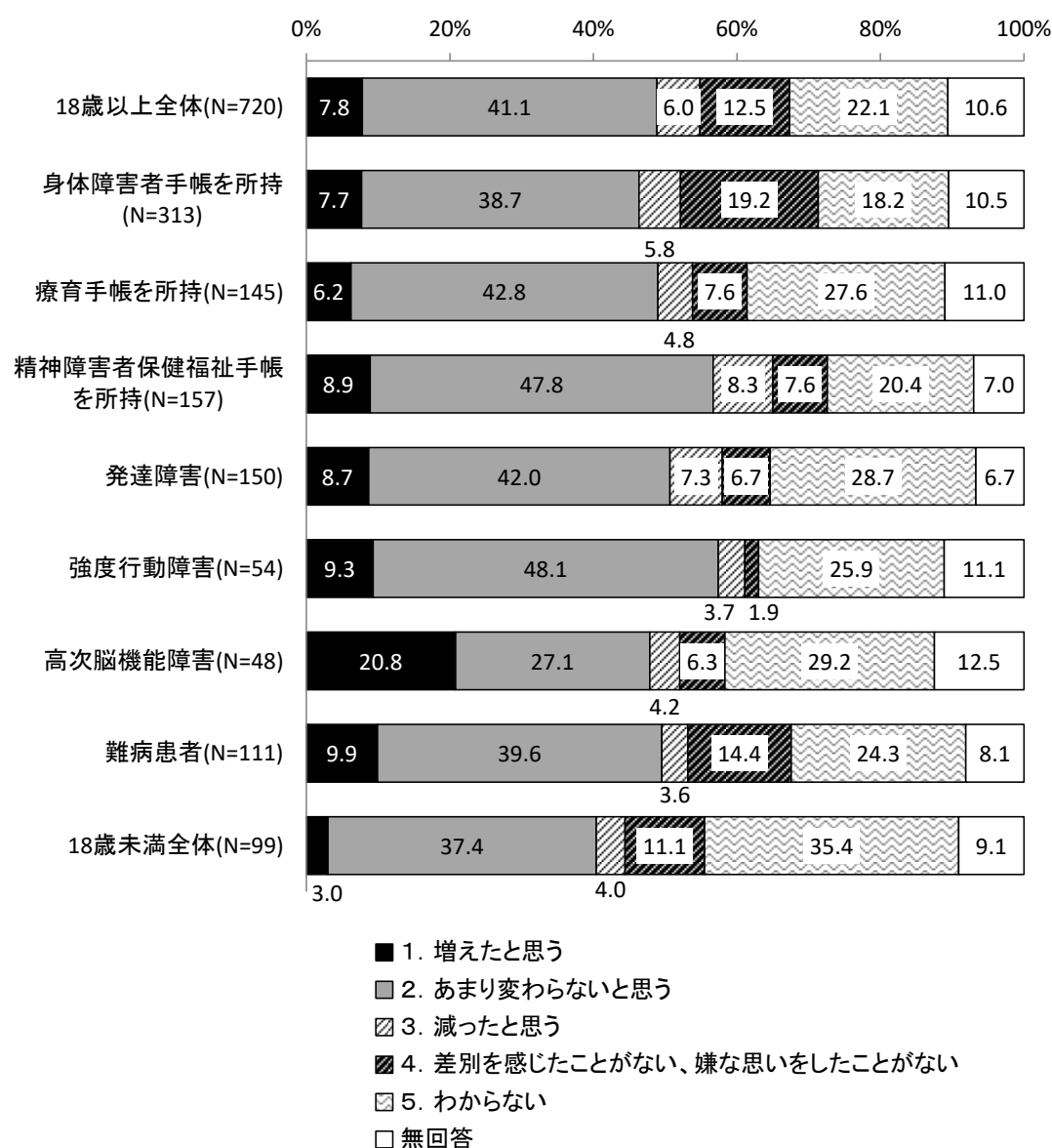
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「障害があることで差別や嫌な思いをすることは、この3年間で変わったように思いますか」との問いに対して、「増えたと思う」との回答が7.8%と「減ったと思う」との回答が6.0%よりもやや高くなっています。「増えたと思う」割合を障害種別でみると、高次脳機能障害のある人が20.8%と高く、「減ったと思う」割合は精神に障害のある人で8.3%と最も高くなっています。

また、「差別を感じたことがない、嫌な思いをしたことがない」との回答は全体では12.5%で、障害種別では身体に障害がある人は19.2%と他の種別よりは高くなっていますが、知的障害のある人や精神に障害のある人は約7%と低くなっています。（p.26 グラフ1 参照）。

【グラフ1：障害があることで差別や嫌な思いをすること

（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



※第4章のグラフの見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、クロス集計のキー項目には「無回答」を記載していませんが、合計には含まれています。
- 図表等の「N (number of case)」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

■施策の基本的な方向

人権擁護を推進するため、行政が関係団体・機関等と協力し、市民や各種団体等を対象として、あらゆる差別の撤廃に向けた啓発・広報活動を推進します。また、行政職員を対象として、人権や障害、手話等に関する研修を実施します。

障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度等の制度を周知し、利用の必要な人への情報提供や相談、支援の充実に努めます。そのため、2022年度（令和4年度）に策定した「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」での取り組みと足並みを揃え、成年後見制度に限定せず、虐待や差別への対応も含めた、幅広い権利擁護のための制度を利用しやすくするよう取り組みます。

関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止および相談・通報に対する迅速な対応に努めます。また、枚方市障害者差別解消支援地域協議会による関係機関とのネットワークを活用し、大阪府とも連携を図りながら、障害者差別に関する相談に適正に対応していきます。

教育機関と連携して、学校教育での障害への理解を進めます。また、広報や市のホームページ、イベントの開催などを活用して、障害への合理的配慮の考え方を普及し、障害や障害のある人への市民の理解を深めていきます。

（1）人権・人命の尊重

施策名	取り組み	所管課
人権尊重のまちづくりへの総合的取り組み	人権尊重の理念の浸透と障害者への差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向け、啓発や学習を進めていきます。	人権政策室 児童生徒支援課
職員研修の実施	障害に関する理解を深めるため、人権や障害に関する職員研修を行います。また、手話研修など、障害への理解認識を深める取り組みを継続します。	人事課 障害企画課

（2）虐待や差別の防止

施策名	取り組み	所管課
障害者の権利擁護と成年後見制度の利用援助の充実	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等の権利擁護を図るために、成年後見制度について、相談を受け援助できる体制を整備し、事業の充実に努めます。	健康福祉政策課 健康福祉総合相談課 障害支援課
権利擁護のための制度等の周知	成年後見制度や社会福祉協議会が実施している権利擁護のための取り組みについて障害のある人や家族への周知を図るとともに、広報、パンフレットの発行や窓口等における情報を提供します。	健康福祉政策課 健康福祉総合相談課 障害支援課
虐待への対応	障害者への虐待防止のため、障害者虐待防止センターで、24時間365日体制で相談・通報に対応します。関係機関と連携し、虐待発見後の迅速、かつ適切な対応を図ります。	障害支援課
障害者差別解消法への対応	障害者に対する差別の解消に資する取り組みとして、関係機関とネットワーク組織を構築し、情報の収集および共有を図ります。相談事案に対し、関係機関や大阪府と連携し、差別解消に向けた取り組みを推進します。	障害企画課 障害支援課

（3）合理的配慮

施策名	取り組み	所管課
障害者への理解を深める教育	小・中学校においては、学年に合わせて、さまざまな障害に関する障害者理解教育を進めます。	児童生徒支援課
情報発信	広報ひらかたやホームページをはじめ、さまざまな媒体を通して、障害や障害者に関する啓発活動及び取り組みなどの情報を広く発信していきます。	広報プロモーション課 障害企画課 障害支援課

施策名	取り組み	所管課
イベントの開催	障害や障害者への理解を促すため、啓発イベントやキャンペーンを開催します。	人権政策室 障害企画課 障害支援課
選挙のおしらせ	視覚障害者への情報提供のため、選挙公報の点字版と音声版を作成します。また、市議会議員選挙及び市長選挙については聴覚障害者への情報提供のため、選挙公報の手話翻訳を映像化したDVDを作成します。	選挙管理委員会事務局

■【参考】枚方市成年後見制度利用促進基本計画

枚方市では、2022 年度（令和4年度）に「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るとともに、成年後見制度に限定しない、地域において権利擁護に関わる支援を必要とする高齢者や障害者、児童などへの相談・支援体制の充実を図っています。

成年後見制度利用促進計画は、地域の福祉分野に関して共通して取り組む事項を盛り込んだ「枚方市地域福祉計画」と一体的に取り組むとともに、本計画にも取組内容を記載し、行政の担当各課や社会福祉協議会などが、市民後見人の養成や地域連携ネットワークの構築、成年後見制度の広報・啓発などに連携して取り組むものとします。また、法人後見を行う事業所の増加に向けた啓発事業に取り組みます。

（1）計画策定の意義

成年後見制度とは、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う制度です。

枚方市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

（2）計画の期間

2021 年度（令和3年度）～2024 年度（令和6年度）の4年間とし、2025 年度（令和7年度）から、次期地域福祉計画に統合する予定です。

（3）枚方市の主な取り組み

- ① 広報・啓発活動の強化：市民・関係者へ向けた広報・啓発活動
- ② 相談体制・支援体制の充実：権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ③ 助成制度のあり方の検討
- ④ 市民後見人の養成・育成

2. 地域との交流

■現状と課題

障害のある人が、地域の中で生活し、地域社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できる社会の実現に向けて、ともに支えあい、助け合うまちにするためには、ボランティアや交流活動また居場所づくりを推進することが重要です。

本市では、「いつまでも安心して地域で暮らせるように、支えあえる地域を創る」を基本理念とする「枚方市地域福祉計画」に基づき、地域福祉活動の支援や普及に努めています。

ボランティア体験の機会として、枚方市及び近隣市在住の高校生から30歳代を対象に、夏季のボランティア体験プログラムを、関係団体と協力して実施しています。

地域の中での障害者の居場所として、気軽に立ち寄り交流できる地域活動支援センターについてはⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型と、それぞれ特色を持った取り組みを行い、地域との交流の場として活動していることから、今後も、地域活動支援センターと協力して身近な居場所づくりに努めることが必要です。

【障害者アンケート結果】

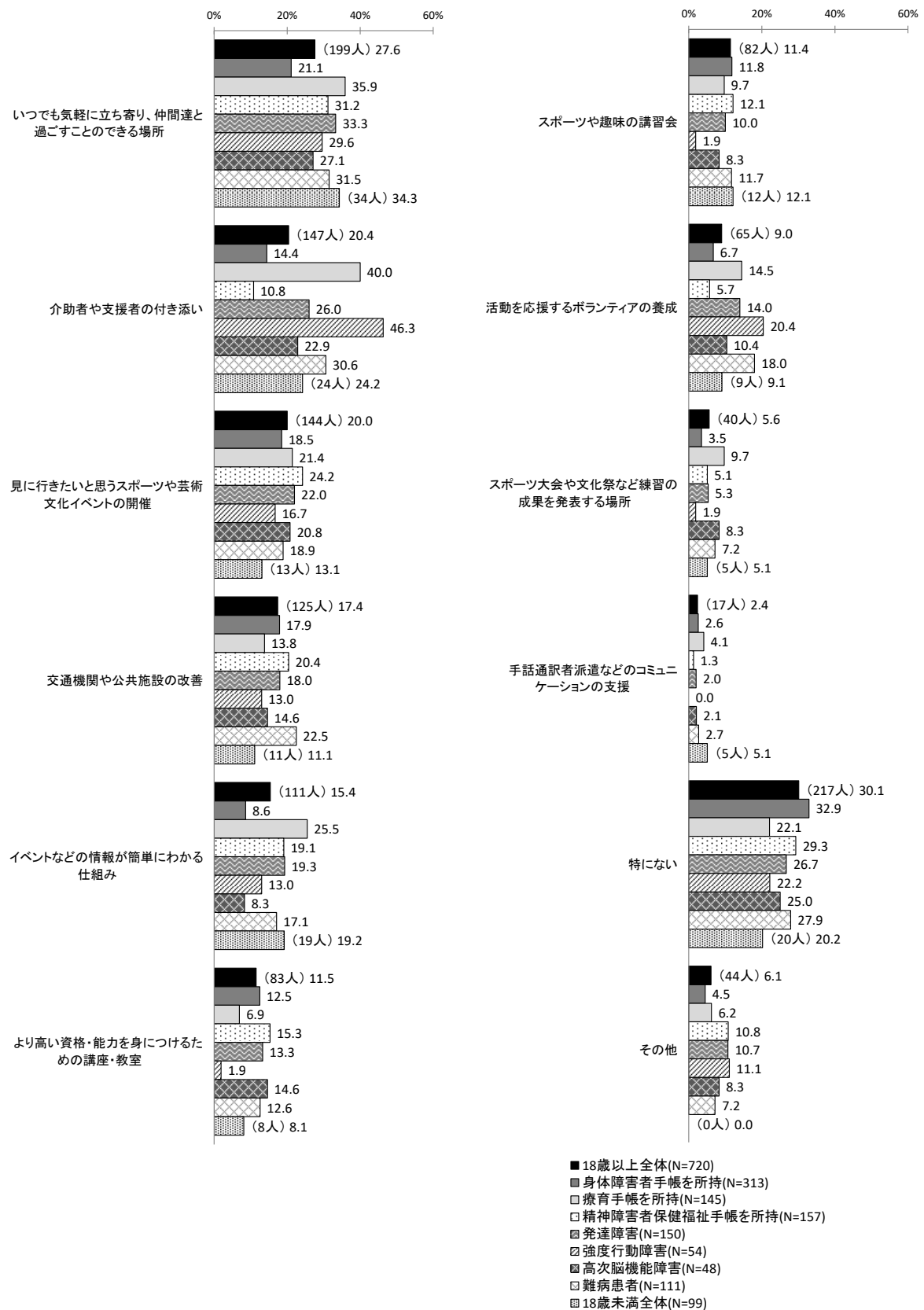
アンケート調査では、「余暇にしたい活動をするために何が必要ですか」との問いに対して、全体では「特にない」を除くと、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」が27.6%と最も高く、次いで「介助者や支援者の付き添い」が20.4%、「見に行きたいと思うスポーツや芸術文化イベントの開催」が20.0%となっています。障害種別にみると、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」については、どの種別でも高くなっていますが、知的障害のある人は「介助者や支援者の付き添い」が40.0%、精神に障害のある人では「イベントなどの情報が簡単にわかる仕組み」が25.5%と他の障害種別に比べて高い傾向にあります。また、18歳未満の児童では「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」、「介助者や支援者の付き添い」、「イベントなどの情報が簡単にわかる仕組み」が高い傾向にあります。前回の調査に引き続き、居場所づくりが重要であることを示す結果となり、今後も身近な居場所づくりに努めることが求められています。また、障害種別によっては介助者等の付き添いやスポーツや文化などのイベントの開催とその情報の提供ニーズが高く、多様な余暇を過ごせるよう支援することが求められています。

（p.31 グラフ2参照）

第1節 市民啓発及び地域との交流の推進

【グラフ2：余暇活動をするために必要なこと（複数回答）】

（令和5年度 福祉に関するアンケート）



■施策の基本的な方向

地域福祉の考え方を広報・啓発し、ボランティア環境の整備や、ボランティア体験を推進することにより、障害のある人が地域で安心して暮らせるように、地域住民からの身近な支援のある環境づくりに取り組みます。また、上位計画である「枚方市地域福祉計画」に基づき、複数分野の福祉計画と連携して、市民ボランティアなどによる包括的・総合的な支援を推進します。

さらに、地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所などと連携して、スポーツや文化などのイベントを開催し、障害のある人同士や、障害のある人と地域住民との交流を推進します。そういった交流の機会や拠点を整備することにより、障害のある人が気軽に楽しめる居場所づくりを進め、すべての人が地域社会に参加できるまちづくりに努めます。

（１）地域福祉活動

施策名	取り組み	所管課
地域福祉活動の普及	市民が主体的に担う地域福祉活動を促進するため、多様な学習の機会や広報によって、地域福祉の考え方の普及を図るとともに、活動の紹介などを行います。	健康福祉政策課
「地域福祉計画」の推進	「枚方市地域福祉計画」に基づき、社会福祉協議会等関係団体と連携しながら、地域福祉活動への支援を充実させます。	健康福祉政策課 長寿・介護保険課 健康づくり・介護予防課 母子保健課 健康福祉総合相談課 障害企画課

施策名	取り組み	所管課
ボランティア活動支援体制の整備	社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）等と連携して、ボランティアが円滑に活動できるよう必要な環境整備を図ります。	健康福祉政策課
ボランティア体験の推進	社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）等と連携して、誰もが参加できるボランティア体験事業を推進します。	健康福祉政策課

（2）地域交流の推進と居場所づくり

施策名	取り組み	所管課
交流機会の充実	サービス事業所等と連携し、障害の有無に関わらずともに楽しめるレクリエーションや文化・スポーツ活動等の交流機会の充実を図ります。	障害企画課
身近な居場所づくり	障害者が日常的に、気軽に立ち寄り時間を過ごせる身近な交流拠点を、地域活動支援センターとの連携によって確保します。	障害企画課

第2節 障害者（児）が安心できるまちづくり

1. 公共施設の整備等

■現状と課題

2021年（令和3年）に開催が延期されていた2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機にまちのバリアフリー化は全国的に進められてきました。障害のある人の自立と社会参加を支援し、快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、誰もが安心して生活できる建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人も利用できるようなアクセシビリティに配慮したまちづくりを進める必要があります。

本市では、障害のある人や高齢者等に安全・快適に安心できるやさしいまちづくりの実現のため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」など関係法令等に基づき、施設や環境等の整備に取り組んでいます。公共建築物については、改修工事の際、オストメイト、多目的トイレ等の整備を進めるほか、手すり、エレベーター、スロープ等の設置を取り入れてきました。

公園施設については、既設公園における出入口の段差解消や階段の手すり、園路のスロープなどの更新、改修を行い、全ての人が利用しやすいよう、バリアフリー化を行ってきました。

交通環境については、移動等円滑化の推進のため「枚方市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、市内の駅及び道路等の本市におけるバリアフリー化事業について、各事業者や施設を利用する当事者からなる枚方市バリアフリー推進協議会を開催し、バリアフリーに関する協議を行い、段階的にバリアフリー化を図ってきました。市内全12駅ではエレベーターやスロープ等の設置により移動円滑化された経路を確保し、一定の整備が完了しました。また、2021年（令和3年）12月に創設された、「鉄道駅バリアフリー料金制度」に基づき、枚方市駅においてホームドアの整備が進められます。駅周辺においては、道路特定事業計画に基づき、段差、勾配の改善等バリアフリー化を行っています。

移動や交通の安全を図るため、歩道上の障害物排除についても、違法駐車・放置自転車の移送や不法占用物の撤去指導等を行っています。

しかし、多くの市民が日常的に利用する施設や道路等が、必ずしも障害者に十分配慮されているとはいえません。

また、住環境について、障害者自身が、誰と、どこで、どのように暮らすのかを選択できる社会を実現するために、地域において障害特性に対応した住宅の確保・改善を進

めていくことが重要です。

障害者の住まいの確保については、地域で暮らすための基盤となるグループホームの整備を進める一方で、グループホームの整備促進にあたっては、消防設備の義務化への対応や支援員の確保、周辺住民の理解等、様々な課題があります。

住まいの確保・改善を進めるとともに、情報の収集及び提供と相談の充実が課題となっています。

【障害者アンケート結果】

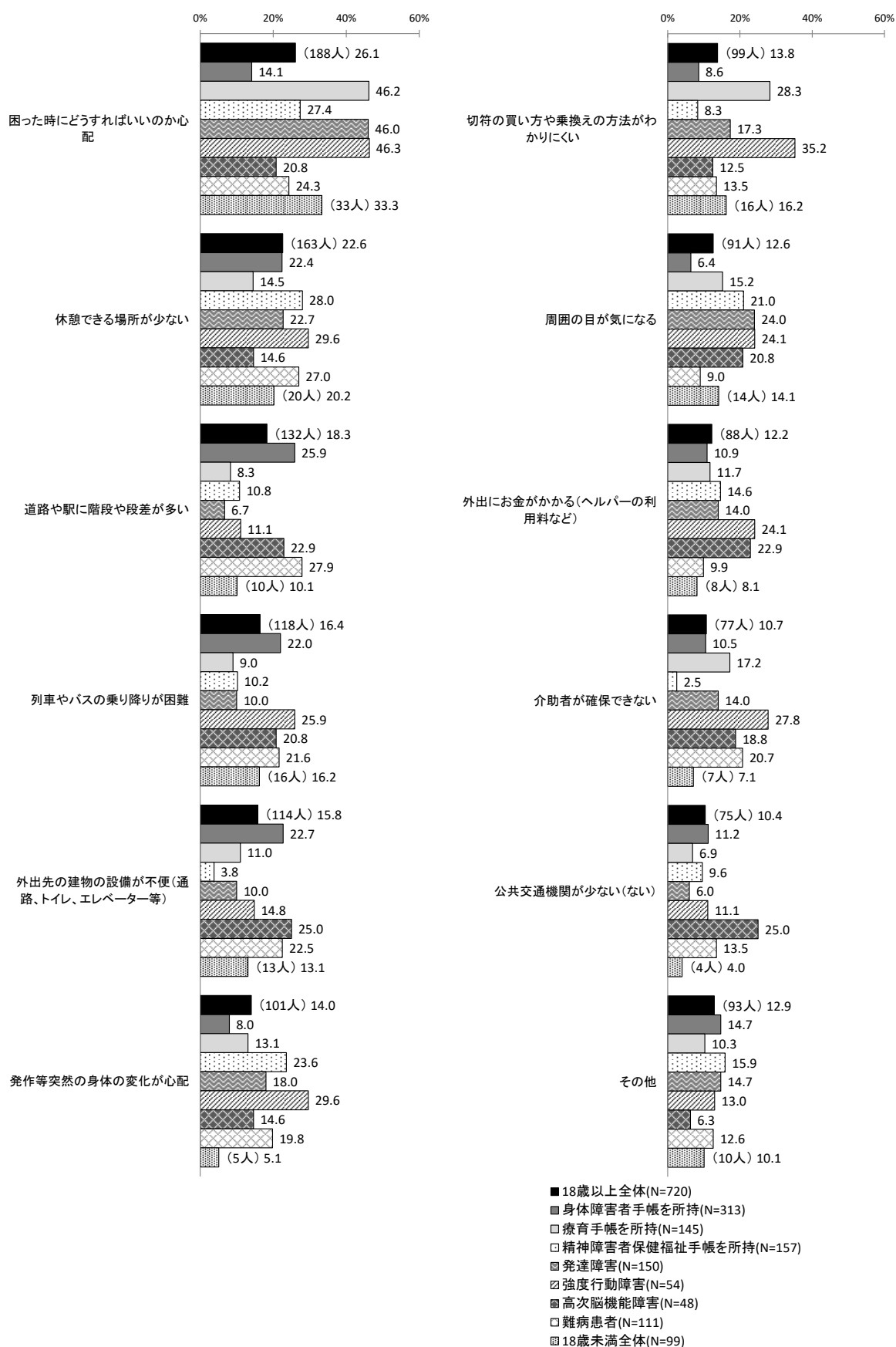
アンケート調査では、「外出について困ることは何ですか」の問いに対して全体では、「困った時にどうすればいいのか心配」が26.1%と最も高く、次いで「休憩できる場所が少ない」が22.6%と高くなっています。障害種別にみると、身体に障害のある人では、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便」、知的障害のある人では「困った時にどうすればいいのか心配」、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」、精神障害のある人は「困った時にどうすればいいのか心配」、「発作等突然の身体の変化が心配」と、それぞれの項目が他の障害種別に比べて高い傾向があります。また、18歳未満の児童では「困った時にどうすればいいのか心配」が33.3%と高い傾向にあります。

道路や駅に階段や段差が多いことや外出先の設備が不便なことなど、外出に際し多くの困りごとがあることが明らかで、今後も各施設等において順次整備を図ることが求められています。また、公共交通を利用する際のわかりやすい説明へのニーズが高く、コミュニケーション手段の整備も重要です。

また、「今後3年以内にどのように暮らしたいか」の問いに対しては全体では、「家族と一緒に暮らしたい」（59.4%）が最も高く、次いで「一人で暮らしたい」（19.2%）と高くなっています。しかし、障害支援区分別で見ると区分4（24.1%）区分5（20.0%）で2番目に高いのは「グループホームで暮らしたい」であり、区分6では「入所施設で暮らしたい」（20.7%）と民間住宅以外の希望も見られます。本市としては地域生活への移行促進の観点から、重度障害者の受け入れに対応できるグループホームの整備を促進します。また、施設入所を希望する方についても丁寧にニーズを聞き取り、地域移行への様々な選択肢を提示するなど、その人らしく地域で自立して暮らすことができる施策を推進します。

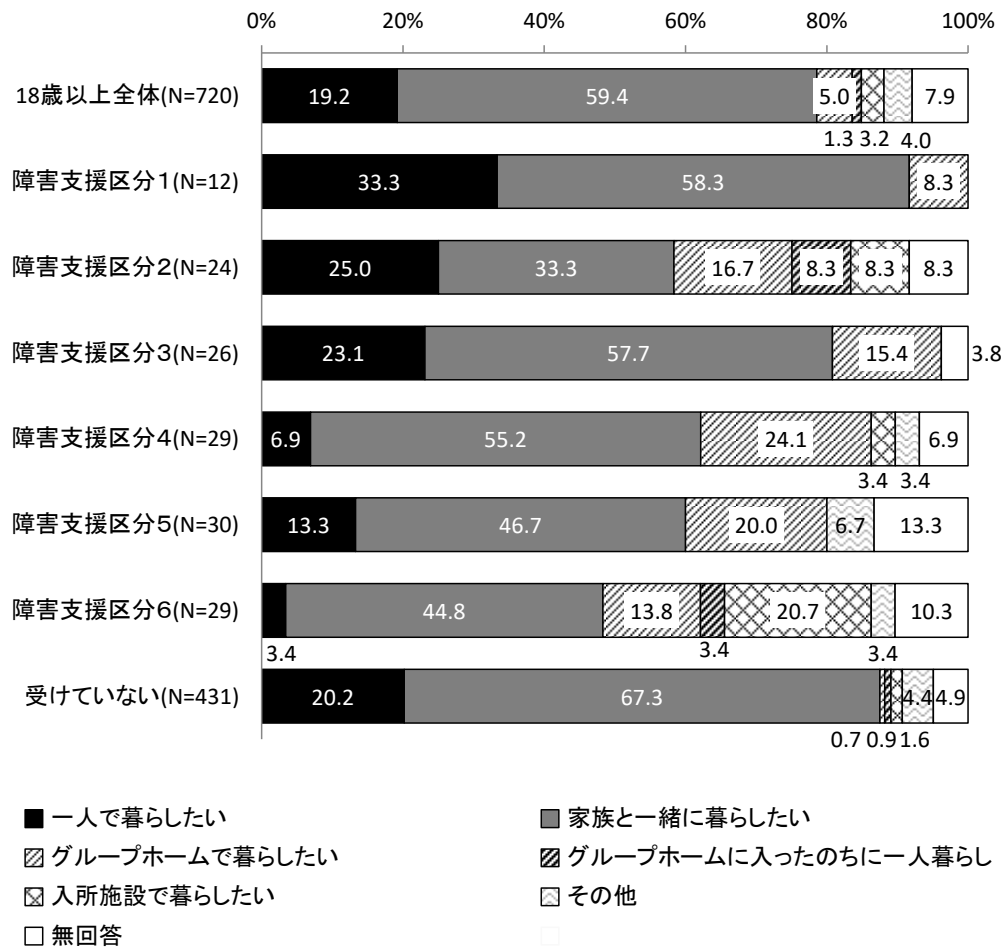
（p.36 グラフ3-1、及びp.37 グラフ3-2 参照）

【グラフ3-1：外出について困ること（複数回答）（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



第2節 障害者（児）が安心できるまちづくり

【グラフ 3-2: 今後3年以内にどのように暮らしたいと思いますか（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

引き続き「枚方市交通バリアフリー基本構想」などに基づき、公共施設や公園、道路などが、障害のある人を含めたすべての人に住みよく、居心地のよいまちづくりを進めます。安全で快適に移動できる環境の整備に努めるとともに、公共施設の整備・改修に際しては、多目的トイレやスロープを設置して一層のバリアフリー化を進めることで、生活環境全体のアクセシビリティの確保に取り組みます。

また、住環境については、グループホームの整備促進や、重度の障害のある人が活用しやすい住宅改造の助成などを図り、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりをめざすとともに、そういった住宅や生活全般に関わる情報の収集やセーフティネット住宅情報提供システムの活用など、必要とする人へのわかりやすい相談支援・情報提供につなげるよう努めます。

住宅入居等支援事業については、引き続き必要性を検討します。

（1）バリアフリーの整備

施策名	取り組み	所管課
公共施設の整備・改善	誰もが利用しやすい公共施設をめざし、市有施設の整備・改修に際し、バリアフリートイレ、スロープ等を設置し、バリアフリー化を進めます。	施設整備室
学校環境の整備	誰もが安心して通えるよう、バリアフリートイレ、スロープに加えて計画的にエレベーターを設置するなど、環境整備を進めます。	施設計画課 教育政策課
公園の整備・改善	すべての利用者がより円滑に利用できるよう公園施設の更新、改修、撤去等を行い、バリアフリー化を順次進めます。	みち・みどり室

施策名	取り組み	所管課
駅及び周辺のバリアフリー化	障害者が安全で快適に移動できるよう、「枚方市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、今後も歩道の段差解消、点字ブロックの敷設など歩道のバリアフリー化を図るとともに、利便性や安全性の向上促進を図るため関係機関等との連絡調整を行います。	土木政策課 道路河川整備課
枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業	本市の中心市街地として魅力あふれる賑わいのあるまちの実現に向けた連鎖型まちづくりの具体化を図るため、枚方市駅周辺再整備基本計画や枚方市新庁舎整備基本構想に基づき、各街区における取り組みを進めます。	市駅周辺まち活性部
歩道環境の改善	障害者の通行の妨げとなる放置自転車や不法占用物を撤去、めいわく駐車への指導とともに、市民啓発を進めます。	道路河川管理課 交通対策課
交通安全施設の設置	すべての人が安全に通行できるよう、ポストコーン、転落防止柵など交通安全施設の整備を行います。	交通対策課
福祉移送サービス	障害者の社会参加の機会を拡充するため、運転者養成講習会を実施し、サービス提供の確保を図ります。	障害支援課
グループホームへの支援	グループホームのバリアフリー化若しくはスプリンクラーの設置等を行う事業者へ支援を行い、重度の障害者の地域移行の促進に努めます。	障害企画課
住宅改造助成	重度障害者に対する住宅改造費の一部助成については、さらなる周知を図り、利用の促進に努めます。また必要な対象者がより活用しやすくなるよう適切に事業を実施します。	障害支援課

施策名	取り組み	所管課
住まいに関する相談と情報提供	住宅を含めた生活全般に関する相談を、市内の相談支援事業者等で実施していくとともに、情報収集・提供に努めます。	障害企画課 障害支援課

2. 保育・療育・教育の充実

■現状と課題

心のバリアフリーを推進するためには、障害の有無に関わらず、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」保育・教育を継続して進めることが必要であり、障害のある子どもの健やかな成長を育むためには、障害に応じた療育・支援を充実させることが重要です。

障害の早期発見・早期対応については、乳幼児健診を行い、障害の早期発見、育児相談、関係機関と連携等の支援を行っています。また、経過観察が必要な子どもと保護者を対象に、乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）を実施しています。また、NICU（新生児集中治療室）から在宅生活へ移行する身体障害児及び長期療養児については、退院前から医療機関と連携し、退院後も円滑に医療・療育が受けられるよう支援しています。

地域の公私立保育所（園）、認定こども園においては、障害のある子ども等の受け入れを行っています。障害児保育制度の認定を受けた子どもへのフォローとして、必要に応じて加配保育士の配置等を行っています。また、専門の相談員による巡回・保育相談を公私立の保育所（園）、幼稚園、認定こども園に行い、保育・教育の手立ての指針にするとともに、保護者面接も適宜実施し、関係機関とも連携を取りながら、相談・助言を行っています。保育士等への支援としては、公私立合同の研究会を実施するなど、枚方市全体の障害児保育の資質の向上に努めています。

一方、公立幼稚園においては、支援を必要とする幼児について講師を加配し、また、支援教育コーディネーターを中心に園における支援体制を構築し、教育活動を推進しています。

市立ひらかた子ども発達支援センターでは障害種別を問わず、障害や発達に関わる相談に幅広く応じるとともに、子どもたち一人ひとりの発達状況や障害特性にあわせた専門的な保育・療育を提供することにより、子どもの健やかな成長発達を促し、その可能性

を広げ、家庭・地域での育ちや暮らしを支えるため、通所での支援やリハビリテーションの提供を実施しています。

放課後等デイサービス事業につきましては、利用ニーズも高く、利用実績も増加傾向にあります。これは、利用者本人にとっては放課後等の活動場所ができること、保護者にとっては、療育が受けられることや休息の確保ができることなどの理由によるものですが、一方では、サービス量の急増に伴い、質の確保が課題になっています。

一方、児童の放課後対策として行っている留守家庭児童会室については、受け入れ対象学年の拡大に伴い、障害の有無にかかわらず、すべての小学校の留守家庭児童会室に通室できる状況となっており、子どもたちがともに学び、ともに遊び、ともに体験できる環境づくりを進めることなどで、今後さらに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

【障害者アンケート結果】

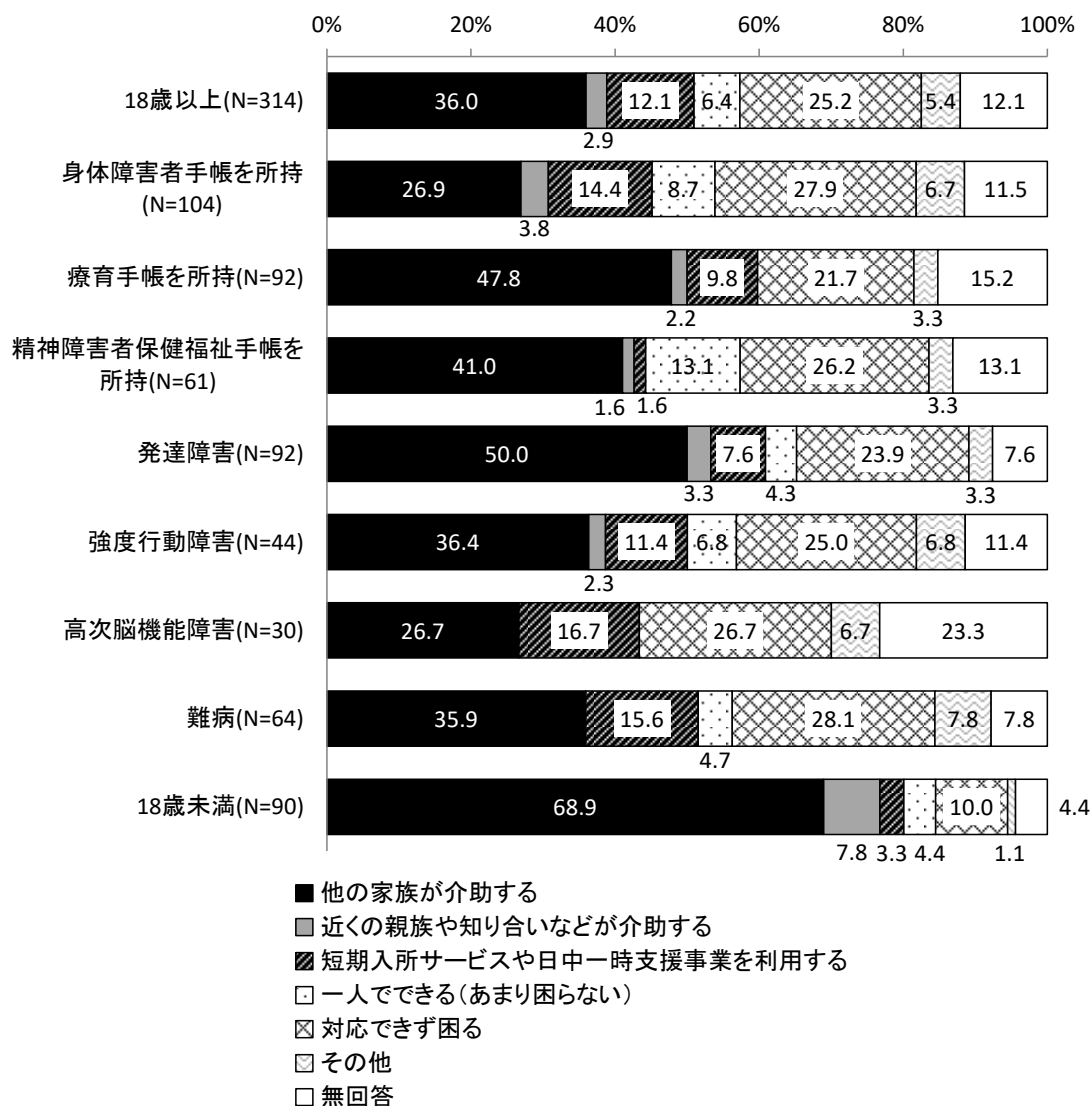
アンケート調査では、「主な介助者が病気・事故・休養等で一時的に介助ができなくなった場合の対応」の問いに対して、18歳未満の児童では、18歳以上の成人と比べて「他の家族が介助する」が68.9%と最も高く、「短期入所サービスや日中一時支援事業を利用する」が3.3%と低くなっています。また、「対応できず困る」と回答された人は成人では25.2%、児童では10.0%となっています。

子どもの介助は家族や親族に頼る傾向がみられ、家族や親族で対応できない場合に必ずしも適切な福祉サービスの利用につながっていない傾向も窺われ、今後も引き続き、福祉サービスの周知・啓発、及び障害者の居場所づくりに努めてまいります。

（p.42 グラフ4参照）

【グラフ4：介助者が一時的に介助ができなくなった場合の対応

（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

乳幼児健康診査や新生児聴覚検査などを通じた障害の早期発見に努めます。また、健診後には経過観察などのフォローを通じて、NICU 退院時には医療機関との連携を通じ早期対応に努め、子どもと保護者への発達相談や療育と医療の連携などを図り、育児支援を充実させるとともに、子どもの健やかな成長や発達を支援するよう努めます。個別の療育や保護者への指導などをきめ細やかに提供するとともに、医師等の専門職による相談やリハビリテーションの提供の充実などに努めます。また、支援を必要とする子どもや保護者を対象に「地域子育て支援事業」や子育て講座などを実施し、子どもの発達や障害への理解を深め、障害のある子どもの地域社会への参加を促進するなど、インクルージョンを推進していきます。

庁内と、療育機関、保育・教育機関、福祉施設などの関係機関の連携を推進し、障害児等関係機関連絡会議などを通じた情報の共有に努めることで、総合的な支援を充実し、子どもへの切れ目のない支援体制の強化を図ります。

障害のある子どもが地域の中で「ともに生き、ともに育つ」ために、障害の有無にかかわらず成長できるよう配慮するとともに、一人ひとりの障害の状況に応じた保育、就学前教育を行えるように、職員の専門知識の向上や、適切な人材配置などに取り組みます。

小・中学校などでの教育においては、専門家による巡回相談を活用するなど、子どもと保護者への相談の機会や、教職員への助言の機会の充実を図ること、保育所等においては医療的ケア児の入所を安全かつ円滑に進めるため市独自のガイドラインを策定し、当該児が必要な配慮のもと他の子どもと等しく保育を受けられるよう取り組むなど、インクルーシブ教育・保育を推進します。また、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、留守家庭児童会室など、休日、放課後や長期休暇における障害のある子どもへの支援の充実を図り、地域での子どもの居場所づくりを推進します。

（1）保育・療育・教育の充実

施策名	取り組み	所管課
乳幼児健康診査の推進	乳幼児健康診査・新生児聴覚検査において、障害の早期発見・早期対応に努めます。また、健診時やその後のフォローを通じて保護者の育児支援に努めます。	母子保健課
早期対応の充実	健康診査等の結果、発達の経過観察が必要な子どもと保護者に対し、発達相談等において助言・指導を行い、必要に応じて療育や医療との連携を図ります。また、乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）においては、小集団での親子の保育を通じて、保護者の育児支援等、早期の対応に努めます。 NICU（新生児集中治療室）から在宅生活へ移行する身体障害児及び長期療養児については、退院前から医療機関と連携し、退院後も円滑に医療・療育が受けられるよう支援します。	母子保健課
療育の充実	個別療育、保護者指導等、きめ細かな療育の提供を対象児童に行います。 市立ひらかた子ども発達支援センターにおいては、日々の生活を基盤とした個別・集団的な療育を実施するほか、医師の指示の下、理学療法・作業療法・言語聴覚療法を用いて、個々の状況に応じたりハビリテーションを実施し療育の充実に努めます。	障害企画課 障害支援課 市立ひらかた子ども発達支援センター

施策名	取り組み	所管課
地域療育の推進と地域との連携	市立ひらかた子ども発達支援センターでは、センターと地域の保育所、幼稚園、小学校に通う子どもとの交流を図ります。また、発達上支援を必要とする子どもとその保護者を対象に、「地域支援事業」を実施し、子どもの成長と保護者の子ども理解の促進に努めます。加えて、子どもの成長や発達に見通しをもってもらうことを目的に、「子育て講座」を実施します。母子保健課において、在宅の障害児に対して医師等専門職による相談・助言等を行うとともに、地域療育と連携を図ります。	市立ひらかた子ども発達支援センター 母子保健課
関係機関との連携	母子保健課、療育機関、保育所（園）、幼稚園等から小学校、小学校から中学・高等学校、中学・高等学校から進学先・就職先、就職先から福祉施設へと発達障害のある児童を含め障害児童のニーズに応じた進路の選択が行えるよう、庁内及び関係機関との連携を図ります。枚方市障害児等関係機関連絡会議において、障害のある児童及びその周辺の児童（健診等でのフォロー児童等）並びにその家族が抱える様々な問題に対して、情報交換、意見交換等を行い、関係機関の連携を図ります。また、公的な制度や支援の内容、相談できる機関等をまとめたガイドブック「福祉・教育のてびき」子ども版をより分かりやすく改訂します。	母子保健課 障害支援課 公立保育幼稚園課 市立ひらかた子ども発達支援センター 児童生徒支援課 教育指導課 放課後子ども課
保育と就学前教育の充実	保育所（園）・幼稚園等において、「ともに生き、ともに育つ」保育を実施するとともに、職員の研修や必要な人材の配置等により、障害のある子どもの支援体制の強化を図ります。	公立保育幼稚園課 私立保育幼稚園課 子どもの育ち見守り室 教育指導課 教育研修課

施策名	取り組み	所管課
放課後等デイサービスの充実	小・中・高等学校に就学する障害児の授業終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や支援を行い、療育の充実を図ります。	障害支援課
日中一時支援事業の充実	利用しやすい運用に努め、サービスの充実を図ります。	障害企画課
留守家庭児童会室運営事業	2018年度（平成30年度）より、第1学年から6学年までの全学年の児童の受け入れを行っています。障害のある児童については、職員の研修や職員の配置、また学校との連携等により、保育環境や支援の充実を図ります。	放課後子ども課
通学支援の充実	ひとりで通学が困難な児童を対象として、保護者の就労や病氣療養等のやむを得ない理由がある場合に通学ガイドヘルパーを派遣し、通学の支援を行います。	障害企画課 障害支援課
進路指導の充実	関係機関との連携を強化しながら、卒業後の進路選択の幅が広がるよう、進路指導の充実を図ります。	児童生徒支援課
巡回相談・保育相談	専門の相談員による市内保育所、幼稚園等を巡回し、発達検査の実施や保育相談、行動観察を行い、保護者との面談や保育士への助言を行い子どもの発達の支援を行います。	市立ひらかた子ども発達支援センター

（2）インクルーシブ教育・保育の推進

施策名	取り組み	所管課
障害のある児童への教育の充実	小・中学校において、個別の教育支援計画等を活用し、障害のある児童・生徒等のニーズに応じた適切な教育を行えるように努めます。また、教職員研修の充実や、支援学校などのスタッフ及び専門家による巡回相談を活用しながら、教育の充実を図っていきます。	児童生徒支援課 教育研修課
相談の実施と保護者との連携	障害のある児童・生徒の保護者への相談を行うとともに、保護者と学校の連携強化を図ります。	児童生徒支援課
医療的ケア児の受け入れ体制整備	2021年（令和3年）9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、2022年（令和4年）8月に医療的ケア児の受け入れ体制を整備するため市独自の保育所等における当該児の受け入れに関するガイドラインを策定し、本ガイドラインに沿って当該児の保育所等への入所を安全かつ円滑に進めます。	公立保育幼稚園課 私立保育幼稚園課 保育幼稚園入園課

3. 災害対策

■現状と課題

近年、全国各地において頻繁に災害が発生しており、災害対策については国においても喫緊の課題となっています。2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災を契機に、障害者に対する災害対策の重要性が改めて認識され、2016年（平成28年）4月に発生した熊本地震では、福祉避難所への受入れに問題が発生するなど、その実効性についての再検討が課題となりました。また、2018年（平成30年）6月に発生した大阪北部地震では、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認が課題となったことを踏まえ、災害時における障害者の安否確認や避難支援、及び避難生活の支援について、対策を進めることが必要です。

災害時に、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

また、避難後において、避難所での生活が困難な人を対象とした「福祉避難所」として、バリアフリー整備された総合福祉会館など市内25施設を指定し、2018年度（平成30年度）からは、手帳所持者に対して、「災害情報カード」に代えて、緊急時や災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を配付しています。

災害発生時等における情報提供や避難誘導、また避難先での支援等についても、障害者の状況に応じたきめ細かい対応が必要であり、さらに災害が大規模な場合は、市役所や警察、消防等の公的機関がすべての避難行動要支援者を救助することは困難であることから、コミュニティ協議会や自主防災組織、障害福祉サービス事業所等の各種団体等と連携し、地域ぐるみで日常的な関係づくりに取り組み、支援体制を強化することが必要です。近隣住民や避難所等に避難される市民の中には、障害者がどのような支援を必要とされているのか、どのように支援を行えばよいのか、わからない人も多くおられるため、配慮すべき事項や支援方法等の周知が重要です。

2013年（平成25年）の災害対策基本法改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。また、2021年（令和3年）の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。このような制度的流れを踏まえ、本市では「避難行動要支援者名簿作成」、「個別避難計画作成」を推進していきます。

また、災害時にはボランティアの幅広い活動が重要であり、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの活動内容の質の向上を進めていく必要があります。

現在、ひとり暮らしなどの重度障害者世帯に対しては、電話回線を利用した緊急通報

装置を貸与し、急病や火災などの緊急時における迅速かつ適切な対応の確保と、不安の解消を図っています。

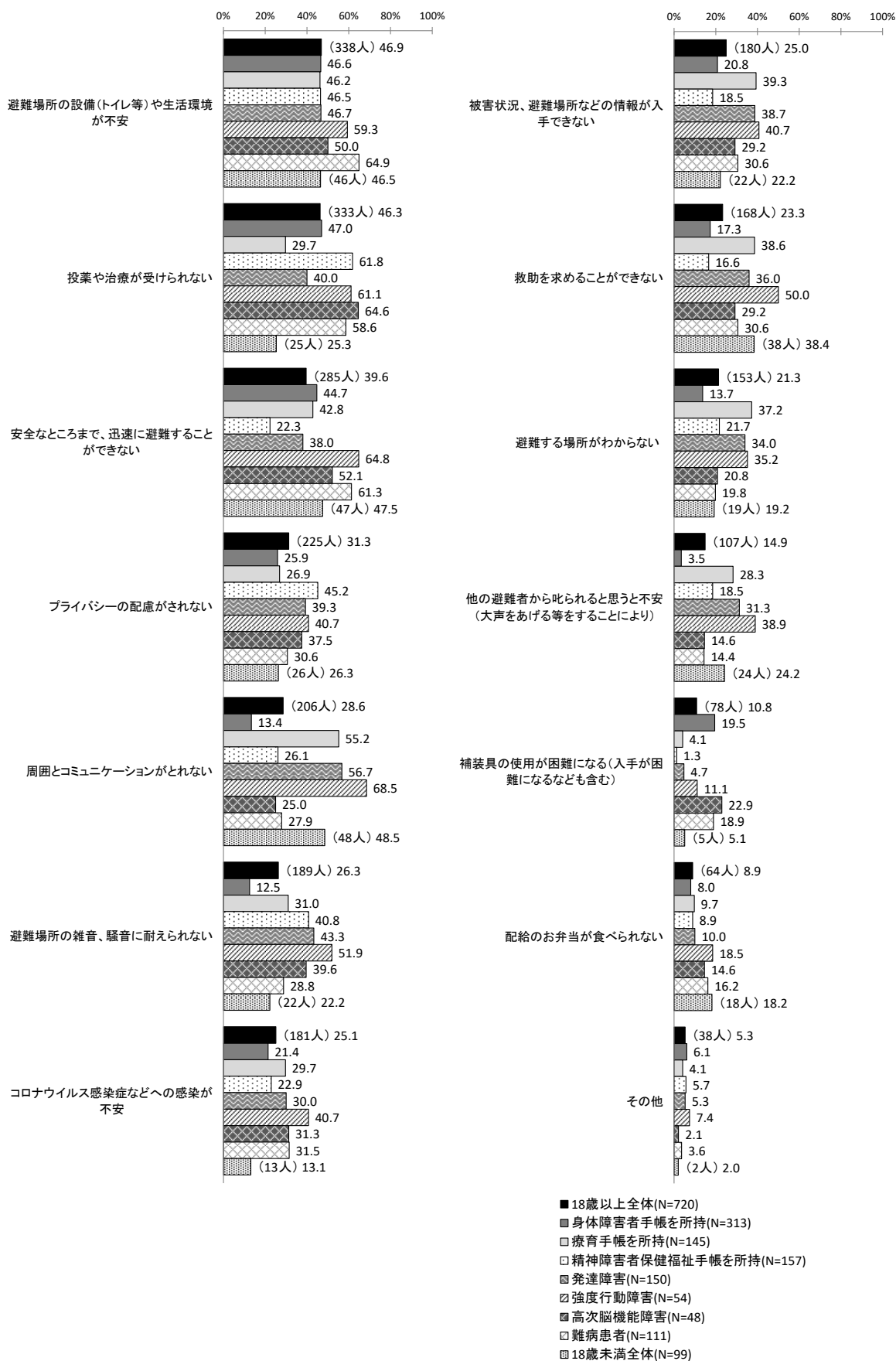
また 2020 年（令和2年）に感染拡大をした新型コロナウイルス感染症については、5類移行に伴う対応策の変更にともない、障害者の生活環境の維持に配慮した対応策を推進します。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「地震等の災害時に避難する時や避難生活で困ること、不安に思うことは何ですか」との問いに対して、全体では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 46.9%、「投薬や治療が受けられない」が 46.3%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 39.6%といずれの回答も高くなっています。障害種別にみると、知的障害のある人では「周囲とコミュニケーションがとれない」が 55.2%、精神障害のある人では「投薬や治療が受けられない」が 61.8%と、最も高くなっています。また、18 歳未満の児童では、「周囲とコミュニケーションがとれない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が高い傾向にあります。前回の調査に引き続き、投薬・治療の心配やトイレ等の設備面などへの不安が多く、障害種別によっては、周囲とのコミュニケーションへの不安が挙げられており、コミュニケーション支援の一層の整備が課題です。（p.50 グラフ5参照）

【グラフ5：災害時の避難や避難生活で困ることや不安（複数回答）】

（令和5年度 福祉に関するアンケート）



■施策の基本的な方向

災害の発生する前の日常生活においては、障害のある人と家族や、障害福祉サービス事業所などの防災意識の向上を促すとともに、引き続き、避難行動要支援者の把握を進めます。避難行動要支援者名簿の作成と情報提供においては、個人情報保護などの課題に配慮しながら、地域での支援の必要な人をできるかぎり把握する方法と、効果的な情報共有の手段を検討します。

また、避難行動要支援者の避難誘導や避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるように、地域ぐるみの日頃の見守りや、困ったときに周囲に支援をお願いしやすくする「ヘルプカード」の配布など、普段の地域生活での障害のある人と地域住民との交流の機会を増やすよう努めることで、緊急時の避難支援体制の確立を図ります。

災害などの緊急時においては、肢体不自由など身体障害のみならず、聴覚過敏等も含め、幅広い障害特性に応じた避難生活ができる福祉避難所の充実などを進めるとともに、避難先での地域住民との共同生活への配慮や、災害時でも必要な医療支援を受けられる体制の確保などに取り組みます。また、地域防災計画などに基づき、避難所での感染症予防対策なども含めた、二次災害を防ぐ仕組みづくりを推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、今後の感染症対策のため、緊急受診時には手話通訳者とタブレット端末を利用して遠隔手話通訳できるようにするなど、先進技術を活用した取り組みも進めます。

また感染症発症の際は、保健所や医療と福祉との連携を図り、速やかに適切な対応を行います。

（1）自然災害

施策名	取り組み	所管課
避難行動要支援者の把握	地域防災計画に基づき、災害時に必要な支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。この名簿に登載された人の内、平常時からの情報提供に同意された人について、消防、警察、民生委員、自主防災組織等へ名簿情報を提供します。また、関係機関と連携の上「個別避難計画」の作成体制を推進します。	危機管理政策課 危機管理対策推進課 健康福祉政策課 長寿・介護保険課 障害支援課 保健予防課
防災意識の高揚と地域での支援体制づくり	防災について啓発を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知を図ります。また、自然な形で支援を受けられるよう、日常的な関係づくりを含めた地域支援体制の強化を図ります。	危機管理政策課 危機管理対策推進課 健康福祉政策課 長寿・介護保険課 障害企画課 障害支援課
ヘルプカードの配布	緊急時や災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を配布します。	障害支援課
緊急通報装置の設置	緊急通報装置の貸与事業については、継続して事業を実施し、ひとり暮らしなどの重度障害者の不安感の解消を図ります。	障害企画課
災害時における要配慮者の支援と福祉避難所の充実	地域防災計画に基づき、障害者の安否確認、避難誘導、避難所生活における配慮などの安全対策を的確に実施できる体制の整備に取り組みます。また、肢体不自由のみならず幅広い障害特性に応じた避難生活ができる福祉避難所の充実等に取り組みます。	危機管理対策推進課 健康福祉政策課 長寿・介護保険課 障害企画課 障害支援課

施策名	取り組み	所管課
難病患者・重症心身障害児等への災害時対応	指定難病患者で 24 時間人工呼吸器装着または気管切開を行っている患者とその家族、人工呼吸器装着児とその家族に対し、保健師が個別に、災害時に対応できるよう準備物や行動確認等の助言を行います。	母子保健課 保健予防課

第3節 安心して生活できるサービスの確保と提供

1. 地域生活への支援

■現状と課題

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法」により、障害者および難病患者等が自立した生活を送るために、障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定に際し、サービス等利用計画又は、障害児支援利用計画の作成が必要となりました。サービスについては、参入する事業所の数も増え、一定利用拡大が図られています。

サービスや対象者の拡大・増加に伴い、「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談支援事業者」をはじめ、障害福祉サービス全般にわたる人材の確保と質の向上が課題となっています。

また、地域で自立した生活へのニーズは多く、グループホームの新規開設補助や運営補助を行い、サービス提供基盤の整備に努めているところです。

外出支援は社会参加を促進する重要なサービスです。本市では、視覚障害のある高齢者等の人が医療機関で受診される際、視覚情報の提供を介助することにより、円滑に医療機関での受診ができるよう、同行援護によるサービス利用を可能とした制度運用をしているところです。

視覚障害者を対象とした情報提供としては、「広報ひらかた」や「枚方市議会報」等について、点字版、音声版を作成し、希望者に配付するとともに、市のホームページの「広報ひらかた WEB版」では、音声ガイドを設けています。このように、行政情報等の多くが点字や音声付きで対応され、必要な情報が的確に伝わり、一層の配慮に努めるとともに、障害者が多様な手段を用いて情報を利用するため、障害の状況や特性に応じた支援ができるよう、点字、音訳などの講座の開催・周知に努めていくことが必要です。

聴覚障害者等を対象としたコミュニケーション支援については、従前から手話通訳者、要約筆記者の派遣事業やそれを支える養成講座を実施し、人材の養成・確保に努めてきました。2021年（令和3年）3月には、広く市民が手話は言語であることを認識し、理解を深め、相互にコミュニケーションを図ることができるよう、ろう者及び手話への理解と手話の普及促進を図るため「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定しました。

手話による情報保障については、従前の通訳者に加え、遠隔手話通訳を実施し土日祝、年末年始等についての対応も可能となりました。

また、市役所窓口において、コミュニケーション支援アプリを搭載したタブレット型多機能情報端末等の設置の拡大を図るとともに、情報やコミュニケーションに関する多

様な支援機器は視覚・聴覚障害のある人等の生活を飛躍的に向上させる可能性を秘めているため、その活用に向けた取り組みが求められています。

これらに加え、大阪府等と共同で盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業及び養成講座を実施する等で、意思疎通支援事業に取り組んでいます。

また、重度訪問介護の支給決定を受けコミュニケーション支援が必要な重度の障害者が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が円滑にできるよう支援を行う「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」について、2019年度（令和元年度）から行動援護利用対象者または行動援護利用者等も対象としています。

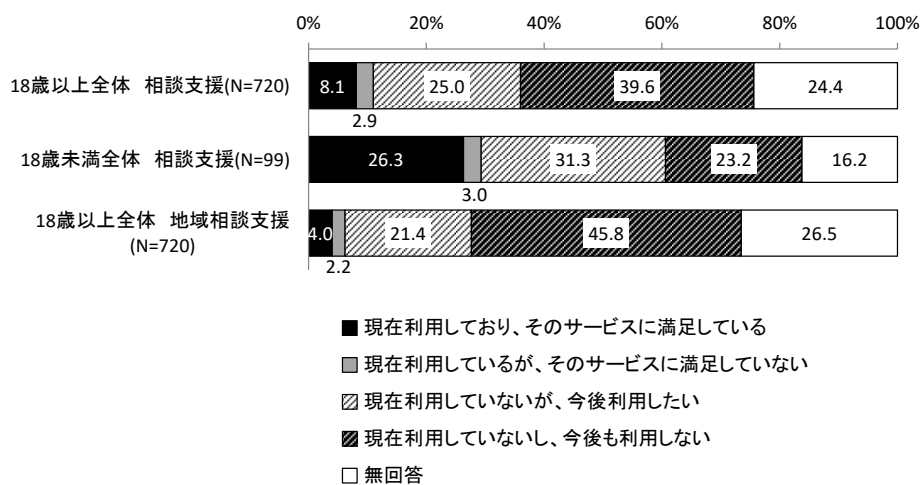
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「相談支援」の利用状況について、「現在利用していないが、今後利用したい」「現在利用していないし、今後も利用しない」を加えると、約65%と高くなっています。その反面今後の利用を考えておられる割合については他のサービスに対し、比較的高いポイントを示しています。

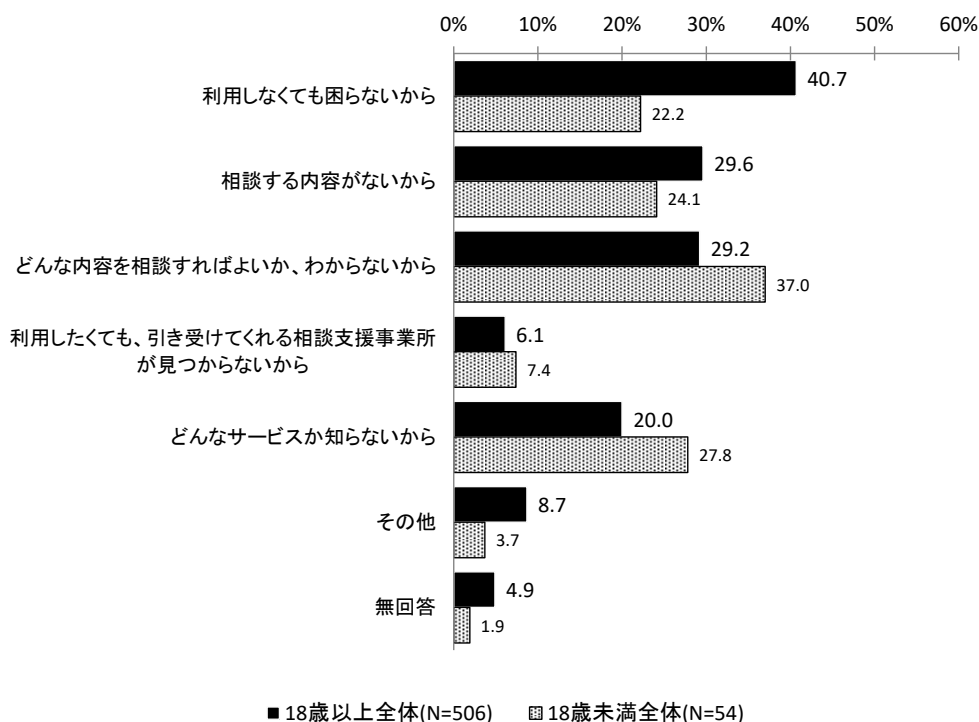
相談支援を利用しない理由については、「利用しなくても困らないから」が40.7%、「相談する内容がないから」が29.6%となっていますが、「どんな内容を相談すればよいか、わからないから」が29.2%、「どんなサービスか知らないから」が20%と、約半数の人がサービスの内容をよく知らないために、潜在的なニーズがありながらサービスを利用できていない人がおられる可能性があります。障害のある人が地域で生活していくうえで、本市としてサービス提供の基盤整備に努めるとともに、基幹相談支援センターを核とする地域の相談支援体制の強化体制の確保を図るため、各事業所の相談支援員に対して相談に係る技量向上に資する講座・講習などの受講を勧奨するなど、利用者のニーズを踏まえたサービス等利用計画の作成ができる人材の育成に努め、サービス内容の一層の周知を図ります。

（p.56 グラフ6・7参照）

【グラフ6：相談支援の利用状況（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



【グラフ7：相談支援を利用しない理由（複数回答）（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



また、アンケート調査から障害支援区分別でサービスの今後の利用希望について比較すると、移動支援及びグループホームと短期入所について、高いポイントを示しており、障害支援区分の高い人に、顕著にその傾向がみられることから、早急な社会資源の整備が必要であり、重点的に取り組んでいきます。

■施策の基本的な方向

障害者が安心して地域で暮らすために、必要な人が必要な時に十分なサービスが受けられるよう、必要なサービス基盤の確保を図るとともに、関係機関との連携を図る中で丁寧な情報提供と柔軟なサービス提供体制をめざします。また、障害のある人の高齢化に対応するため、介護保険制度との柔軟な連携を検討し、高齢の障害のある人への介護保険にはないサービスの提供などに取り組みます。支援度合いが高い障害のある人や高次脳機能障害者についても適切なサービスの提供に努めます。

そういったさまざまな福祉サービスの質の確保を図るため、枚方市自立支援協議会や枚方市障害福祉サービス事業者連絡会等と協力し、ガイドヘルパー養成研修の実施や各種事業者向け研修会を通じ、介護等の人材の確保や資質の向上、障害福祉事業所の質の向上に取り組むとともに、介護職場の魅力も広報ひらかたをはじめ、市ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の様々なメディアを活用して周知に努めます。

また、多様な手法による情報提供と、手話をはじめ、音訳、点訳、またICTを活用した幅広いコミュニケーション支援の充実に努め、受診・入院時の医療機関との意思疎通の支援など、日常生活のさまざまな局面での交流を支援していきます。そうすることで、障害のある人が、情報に基づいて自分の意志を決定し、それを表現できる社会の実現をめざします。

（1）福祉サービス提供体制の充実と質の向上

○各サービスの具体的な利用見込みと整備の方向については、第5章「障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期）」をご覧ください。

施策名	取り組み	所管課
訪問系サービス	様々な障害特性に応じて必要なサービス提供ができるよう、事業者と連携して、介護の人材の資質の向上に努めます。	障害支援課
短期入所サービス	事業所の新規開設や定員増等について事業者に働きかけます。また、緊急利用や医療的ケアへの対応等様々なニーズに対応したサービスの確保に努めます。	障害支援課
日中活動系サービス	利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるとともに、事業者の支援施策として既存事業者の施設整備や定員増のほか、新たな日中活動の場の確保とこれを担いうる人材の育成に努めます。	障害支援課
グループホーム	事業者に対し、バリアフリー化等に係る支援を行い、グループホームの重度障害者の受け入れ促進を図ります。また、世話人の養成講座を実施し、人材の確保・育成に努めます。	障害企画課
移動支援	増大し多様化する利用者ニーズに対応するため、ガイドヘルパー養成研修を実施する等、人材の確保・育成に努めるとともに、利用対象者の範囲や利用目的を見直すなど、制度の利便性向上に努めます。	障害企画課 障害支援課
地域活動支援センター	I型は、多様なニーズに対応するための拠点として各地域の障害者支援の中心的役割としての機能を高めます。II型・III型は、創作的活動、生産活動、交流の場等、障害者の日中活動の場として、計画的に整備を促進します。	障害企画課

施策名	取り組み	所管課
日常生活用具・補装具	適宜、取扱品目や給付限度額を見直す等をして、障害者の生活実態に見合ったサービス提供に努めます。	障害企画課
高齢障害者の日常生活支援	高齢障害者のサービス利用は介護保険が優先ですが、介護保険にはない障害特性に由来する必要なサービスを提供します。また、障害固有のニーズを考慮したサービス提供に努めます。	障害支援課
福祉事業者の指定・指導監督	指定障害福祉サービス事業所等の指定、指導監督等を行い、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ります。	福祉指導監査課

（2）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策名	取り組み	所管課
各種養成講座の実施	手話・要約筆記・点訳・音訳等の講習会を実施し、奉仕員の裾野を広げ、また、有資格者の拡大もめざします。	障害企画課
手話通訳者・要約筆記者等の派遣	利用者のニーズに応じて、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。また、登録手話通訳者のスキルアップを図るための現任研修を実施します。	障害企画課
点字・音声・手話等による情報提供	広報ひらかた、枚方市議会報、ひらかた健康便利帳など市政情報を点字、音声で提供します。市主催事業について、手話通訳者の設置を働きかけます。また、市のホームページについて、音声ガイドを設けるなど、ユニバーサルデザインの充実を図ります。	広報プロモーション課 母子保健課 障害企画課 市議会事務局

施策名	取り組み	所管課
重度障害者入院時コミュニケーション支援	重度訪問介護および行動援護等の支給決定を受けており、コミュニケーション支援が必要な重度の障害者が入院した場合に、医療機関との意思疎通を円滑に図ることができるよう支援します。	障害企画課
緊急通報時手話通訳派遣事業（タブレット端末を利用）	聴覚障害者が新型コロナウイルス感染症の疑い等の感染症対策のため、緊急受診の際の手話通訳者派遣について、タブレット端末等を利用した遠隔手話通訳を実施します。	障害企画課
遠隔手話通訳対応（タブレット端末を利用）	遠隔によるタブレット端末を利用した手話通訳を本庁4か所の他、中央図書館ならびに3支所の窓口で実施。また、平日に加え、土日祝日における急な手話通訳の依頼にも対応できる遠隔手話通訳サービスを委託事業者により、実施します。	DX 推進課 障害企画課 各窓口担当課
行政サービスの電子申請に向けた取り組み	電子申請により、市民の利便性の向上を図るため、対応可能な業務から順次対応していきます。	DX 推進課 各課

2. 緊急時の対応

■現状と課題

障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題、また社会問題となっている8050問題にそなえるためには、地域での安心感を担保し、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が急務です。地域には、障害者等を支える様々な資源が存在するが、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活の支援体制になっていません。また、地域で障害者等や障害者等の家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が即座に行われる体制が必要となります。このため、障害者等の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、今まで福祉サービスの利用経験のない人を含めた地域生活を支援する体制の整備を行うため、国は「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」において、2017年度（平成29年度）末までに各市町村又は、障害福祉圏域ごとに少なくとも1つの拠点等を整備することとしていました。枚方市障害福祉計画（第6期）では2023年度（令和5年度）末までに地域生活支援拠点の整備を行うことを成果目標のひとつに掲げ、枚方市自立支援協議会での議論を重ね整備に向け検討を行い、緊急時の受け入れについて早急な実施をめざしているところです。

また、聴覚や音声・言語機能の障害で消防署への救急車や消防車の出動要請を電話で行うことが困難な人に対し、スマートフォン等から通報用 Web サイトにアクセスし消防署への連絡が可能な「ネット119」を「福祉のてびき」等を通じ引き続き周知していきます。

【障害者アンケート結果】

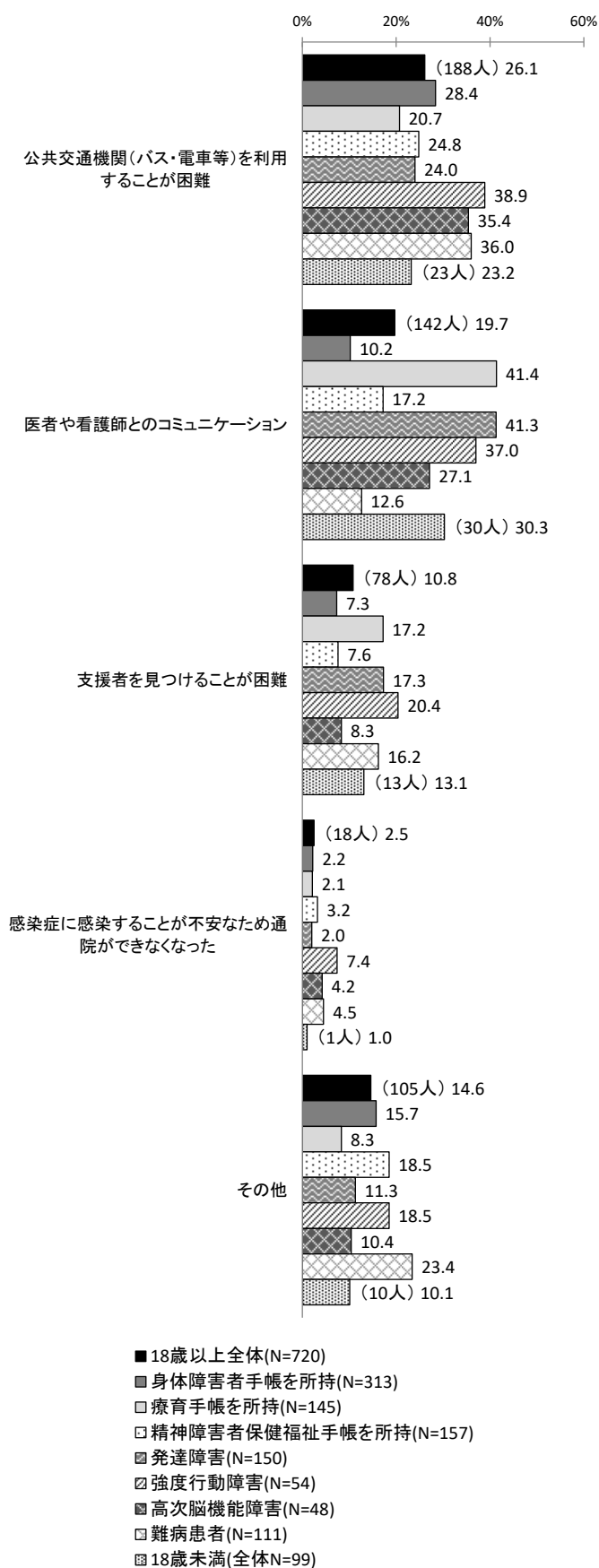
アンケート調査では、「通院時や医療を受けるにあたって困っていることはありますか」との問いに対して、全体では、「公共交通機関（バス・電車等）を利用することが困難」が26.1%、「医者や看護師とのコミュニケーション」が19.7%と高い傾向になっています。

障害種別にみると、知的障害のある人では、「医者や看護師とのコミュニケーション」が41.4%と他の障害種別に比べ特に高い傾向にあります。

前回の調査に引き続き、通院や医療を受けるときの移動やコミュニケーションを支援する体制の整備が求められています。（p.62 グラフ8参照）

【グラフ8：通院時や医療を受けるにあたって困っていること（複数回答）

（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

地域で支援を受けにくい状況にある障害のある人への、緊急時の支援の必要性に対応するため、ひとり暮らしの重度障害のある人への緊急通報装置の貸与や、音声による通報の困難な人への先進技術を活用した緊急通報システムの利用促進など、障害のある人が安心して地域で暮らせる支援体制の構築に努めます。

また、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの総合的な機能を有する、地域生活支援拠点の整備について、それぞれの地域、障害特性のニーズに細やかに対応する観点から、各機能について順次、地域に点在する社会資源を結び付ける面的整備を実施し、枚方市自立支援協議会での議論を踏まえ、今後はコーディネーターの配置等も含め、さらなる充実を図ります。

そういった施策を通じて、高齢やひとり暮らし、障害者と高齢の家族の世帯などで地域とのつながりの少ない人、障害の特性によるコミュニケーションの困難などにより障害福祉や医療のサービスをあまり受けておられない人など、従来、地域での支援の狭間におられた人を把握し、適切な支援につないでいく仕組みづくりを検討します。

（1）障害ニーズに応じた対応

施策名	取り組み	所管課
緊急通報装置の設置	緊急通報装置の貸与事業については、継続して事業を実施し、ひとり暮らしなどの重度障害者の不安感の解消を図ります。	障害企画課
地域生活支援拠点の機能の充実	相談、一人暮らしやグループホーム等の体験の機会の場合、緊急時の受入れや対応等、地域生活支援拠点の早急な整備に向けて取り組み、コーディネーターを配置するなど機能の充実に努めます。	障害企画課
ネット119 緊急通報システムの活用	聴覚、音声・言語又はそしゃく機能の障害により、音声による119番通報が困難な人のために枚方寝屋川消防組合等が提供するネット119 緊急通報システムの周知と利用促進に努めます。	障害企画課

3. 保健・医療との連携

■現状と課題

障害者の中には、難病患者や医療的ケアを必要とされる人など、医療機関との密接な関係が必要な人が多くおられます。住み慣れた地域で引き続き生活をするため、各診療機関、訪問看護ステーション等との更なる連携強化が必要です。

本市では、健康増進法に基づき、市民を対象とした各種保健事業として、健康に関する講座、各種がん検診、住民健康診査、歯周病検診、健康相談、歯科医師が訪問して行う歯科健康診査、保健師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士による訪問指導等を実施し、健康増進施策の充実に努めているところです。また、「枚方市歯科口腔保健計画」に基づき、「枚方市口腔保健支援センター」を設置し、歯科・口腔衛生の必要性・重要性について啓発を行います。

「障害者（児）歯科診療事業」としては、枚方市歯科医師会に対して補助を行い、週1回の平日診療に加え、隔週土曜日にも診療日を増やすなど、地域の歯科医療機関での治療、受診が困難な人に対する支援をしています。

精神障害者の地域移行の取り組みとしては、枚方市自立支援協議会に「精神障害者地

域生活支援部会」を設置し、この間、障害者相談支援センター、精神科病院相談員、高齢者サポートセンター、行政機関の職員等が市内精神科病院を訪問し、面接調査を行うなどしています。精神科病院等の医療機関も「精神障害者地域生活支援部会」に参画しており、定例的に会議を開催することにより、連携強化を図っているところです。

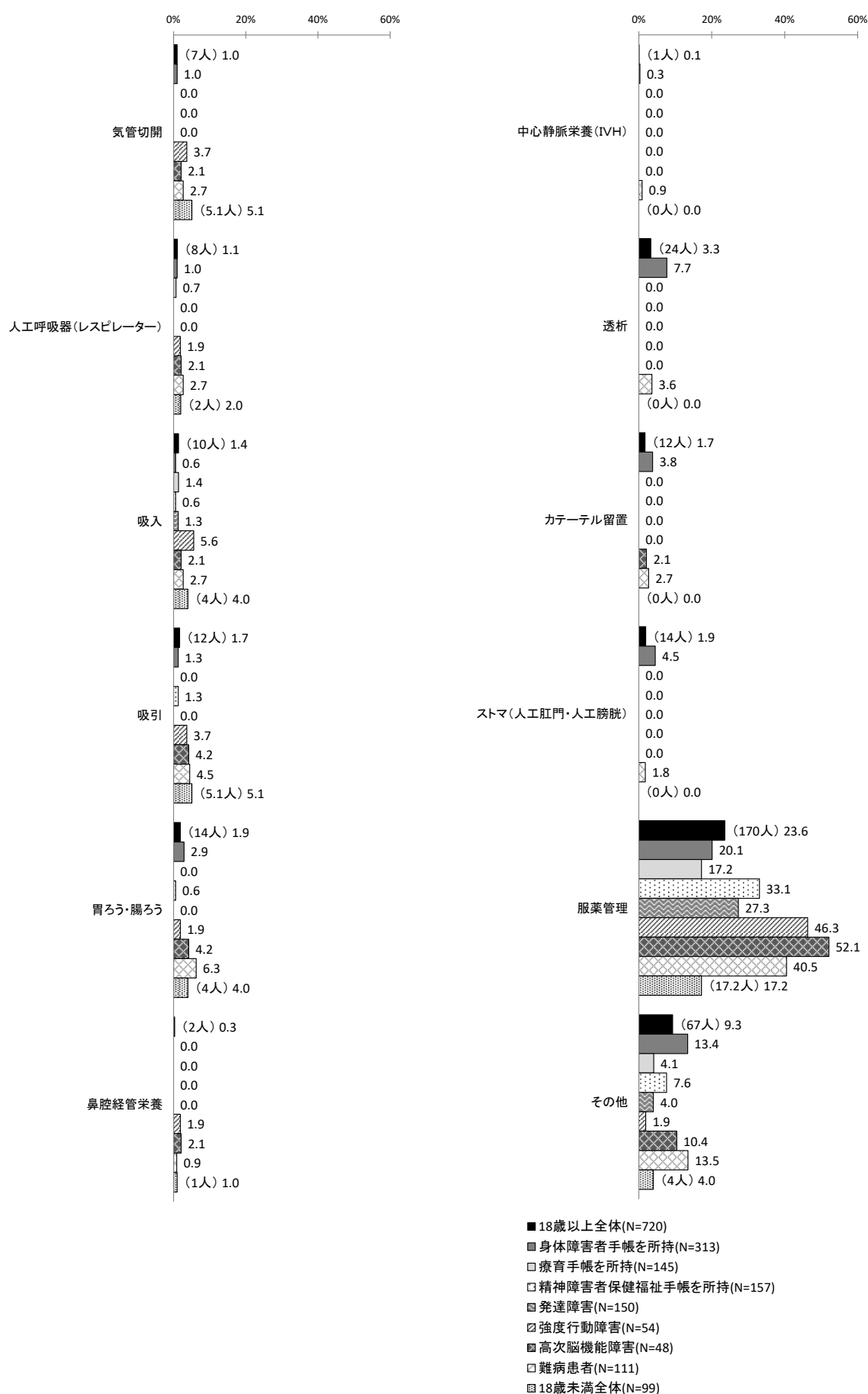
医療的ケア児等への支援については、多様化、複雑化するニーズに対して適切に支援を行うために、医療機関をはじめとした地域の関係機関による協議の場として、2019年度（令和元年度）から「枚方市医療的ケア児等支援連絡会議」を設置し、意見交換や情報提供を図りながら連携強化に取り組んでいます。

また、入院時の支援として、重度訪問介護利用者に対し、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーの派遣を通じて、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を実施するとともに、その他の重度障害者には「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、現在受けている医療的ケアについて、全体では 23.6%の人が「服薬管理」を挙げておられ、その他の医療的ケアを挙げた人はそれぞれ5%以下となっていますが、身体に障害のある人では、「透析」が7.7%、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が4.5%、「カテーテル留置」が3.8%とやや高くなっています。また、18歳未満の児童では、「気管切開」「吸引」が5.1%、「吸入」「胃ろう・腸ろう」が4.0%となっています。医療的ケアはそれぞれの特性に応じて適切なケアを受ける必要があり、医療の果たす役割は大変重要です。（p.66 グラフ9参照）

【グラフ9：現在受けている医療的ケア（複数回答）（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

障害のある人とその家族の実情に応じ、それぞれの障害特性に対応した、きめ細やかな保健事業の提供体制を拡充していきます。難病のある人や、精神疾患のある人などの病気の理解や地域での療養生活の継続をめざし、地域住民や関係機関職員に対し、専門職による相談の機会の確保や、関係機関等のスタッフの知識の向上などを図ります。

また、日常的に医療的ケアを必要とする障害のある人に、切れ目のない総合的な支援策を展開するために、医療機関との連携を引き続き推進します。障害特性に応じて、在宅で診療を受ける機会の確保などに取り組みます。

（１）保健・医療との連携

施策名	取り組み	所管課
健康相談事業の推進	生活習慣病や日常の健康管理などについて、保健師や管理栄養士などの専門職員による指導や助言を行います。	健康づくり・介護予防課 健康福祉総合相談課
訪問指導事業の推進	保健師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士などの専門スタッフによる訪問指導事業に取り組みます。	健康づくり・介護予防課
健康教育事業の推進	生活習慣病の予防や健康の保持・増進が図れるよう、健康に関する正しい知識を普及する健康教育事業に取り組みます。	健康づくり・介護予防課 健康福祉総合相談課
口腔保健の推進	障害者（児）の入所・通所施設で歯科健康診査や口腔衛生指導が実施できるよう環境整備に努める等、障害者（児）の口腔ケアや口腔機能の向上を図ります。	健康づくり・介護予防課
難病患者の療養支援	指定難病患者とその家族の在宅療養支援を目的に保健師や専門職による相談事業、訪問指導事業、医療講演会、患者家族交流会等を実施します。また、支援スタッフの難病に関する知識・理解の促進や支援技術の向上を図るため、関係機関等に研修会を実施します。	保健予防課

施策名	取り組み	所管課
精神疾患患者に対する相談体制の充実	精神疾患を有する者、または疑いがある者またはその家族等に対して、地域生活等の相談ができるように保健・医療・福祉の重層的な連携を図ります。また関係課で連携し、精神科医や臨床心理士、精神保健福祉士、保健師等による、精神疾患の早期発見、早期治療の推進等に向けた相談を行います。	障害支援課 保健医療課
在宅医療体制の充実	枚方市内の三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や訪問看護ステーションと連携し、在宅医療体制の充実に取り組みます。	保健医療課
障害者歯科診療	枚方市歯科医師会と連携し障害者の歯科診療の受診機会をさらに増やすなど診療体制の充実に努めます。	障害企画課
在宅難病患者の地域医療	難病患者・家族が安心して在宅療養ができる地域づくりに取り組むために、難病専門医、かかりつけ医、地域の医療関係職種等の連携を強化し、医療ネットワークを構築します。	保健予防課
病院からの地域移行	枚方市自立支援協議会精神障害者地域生活支援部会において医療機関等と連携し、退院促進に取り組みます。	障害支援課

第4節 自分らしい生き方を見つける・選ぶ

1. 就労に向けた支援

■現状と課題

障害者が働くことを通じて、生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加できるようにするためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが重要です。

障害者の就労に対するニーズに対応するため、相談支援事業所や一般就労に向けての障害福祉サービス事業所、訓練機関の役割が、今後、ますます大きくなってきます。

本市では、ハローワークや枚方市障害者就業・生活支援センター等と連携のもと、「障害者合同就職面接会」、「障害者庁舎内実習」を実施して、障害者の一般就労を支援しています。

本市で実施している「就労支援強化事業」については、市域の課題、ニーズにあわせた事業展開を行ってきました。

また、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援といった就労系障害福祉サービス事業所のスキルアップを図るため、枚方市自立支援協議会就労支援部会や枚方市障害者就業・生活支援センター等と連携して講習会等を開催しています。

本市でも、2017年度（平成29年度）から実施している「チャレンジ雇用」において、知的障害者や精神障害者の雇用を進めるとともに、2020年度（令和2年度）に策定した障害者活躍推進計画に基づき、障害者雇用の推進及び職場環境の整備に取り組んでいます。

本市域にある「就労継続支援B型事業所」の平均工賃は12,272円（2022年度（令和4年度））となっています。

枚方市自立支援協議会就労支援部会では、障害者の一般就労に向けての取り組みと並行して工賃向上についても取り組んでおり、「共同受注センター」の機能について、先進事例の見学を行うなど調査・研究を行ってきた結果、複数の事業所が共同で受注して作業を行う「ひらかた共同受注・優先調達ネットワーク」を2019年度（令和元年度）から実施しています。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「障害者優先調達推進法」という。）が2013年度（平成25年度）から施行され、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が生じたことにより、本市でも「枚方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」（以下、「優先調達方針」という。）を策定し、障害福祉サービス事業所から物品等を購入していますが、調達実績が伸び悩んでいるのが現状です。

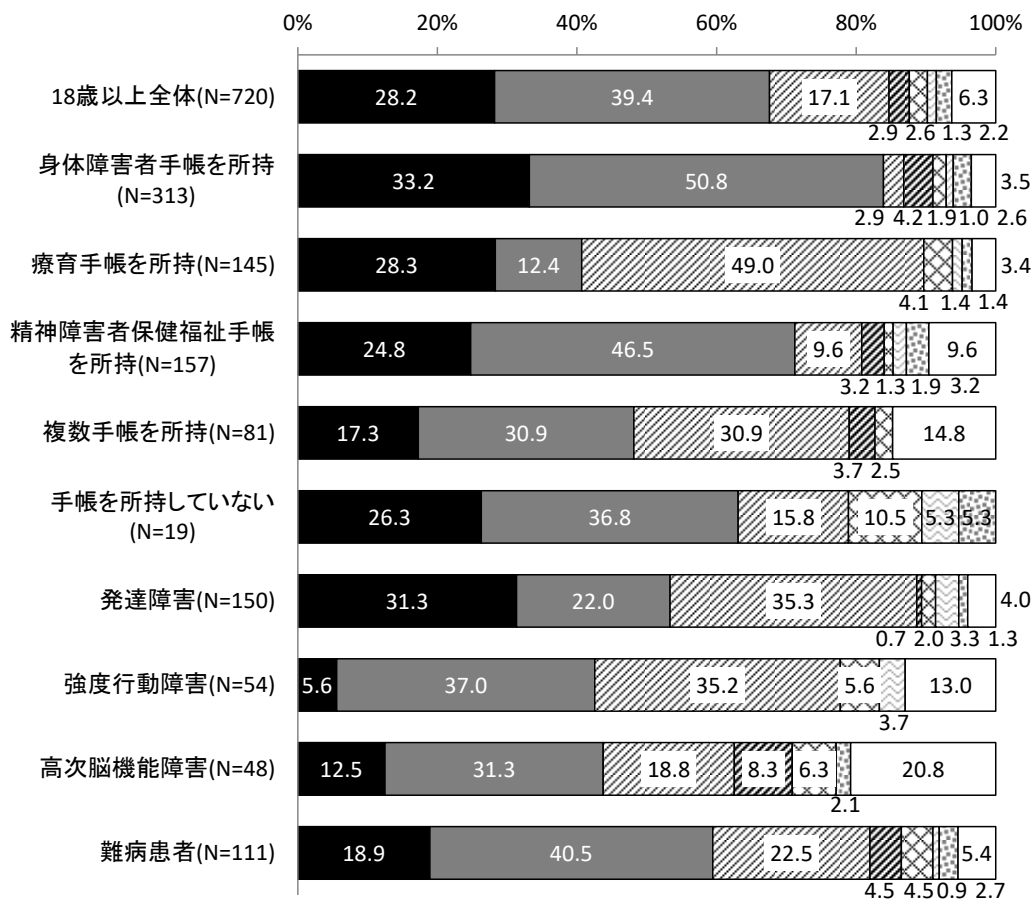
また、市民、事業者等が授産製品を購入する際に活用してもらえるよう、本市域の障害者就労施設等が製作している物品をまとめた「枚方市内障害者就労施設等商品カタログ」を2023年（令和5年）3月に改訂し、発行しています。

その他、「福祉バザー」会場の提供など、工賃水準の引き上げに取り組んでいます。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「平日の日中を主にどのように過ごしているか」の問いに対して、全体では「自宅で過ごしている」が39.4%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている」が28.2%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型を含む)」と回答された人が17.1%となっています。障害種別にみると、身体に障害のある人や精神に障害のある人では「自宅で過ごしている」が約半数と最も高く、知的障害のある人では「福祉施設、作業所等に通っている」が約半数と最も高くなっています。（グラフ10参照）

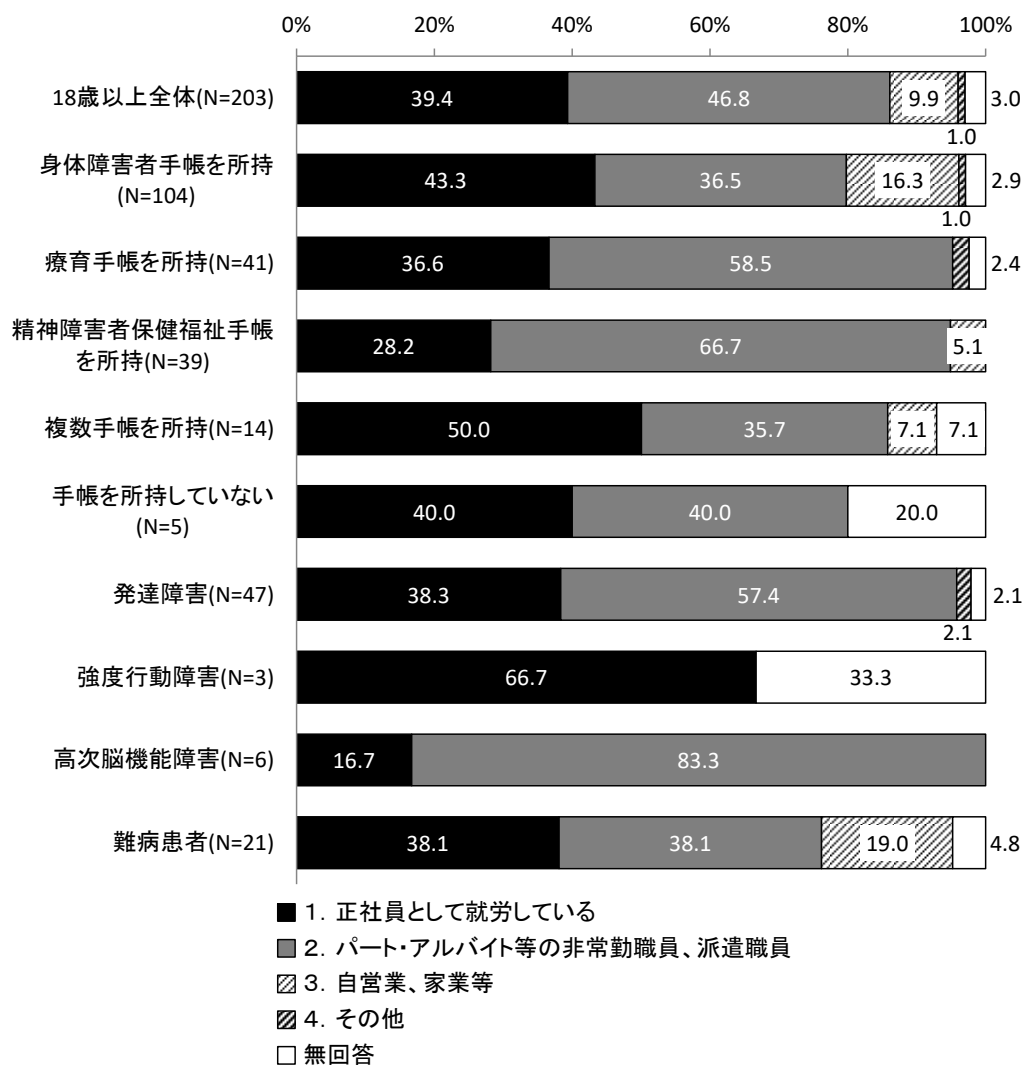
【グラフ10：平日日中の過ごし方（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



- 1. 会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている
- 2. 自宅で過ごしている
- ▨ 3. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型を含む)
- ▨ 4. 病院などのデイケア、リハビリテーションを受けている
- ▨ 5. 入所している施設や病院等で過ごしている
- ▨ 6. 大学、専門学校、職業訓練校等に通っている
- ▨ 7. その他
- 無回答

「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」と回答した人を対象に、どのような勤務形態で働いているかをたずねたところ、全体では、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が46.8%と最も高く、次いで「正社員として就労している」が39.4%、「自営業、家業等」が9.9%となっています。障害種別にみると、身体に障害のある人では正社員として就労している人が最も高く、他の障害特性のある人では非常勤職員、派遣職員が最も高くなっています。（グラフ11 参照）

【グラフ11：勤務形態（令和5年度 福祉に関するアンケート）】

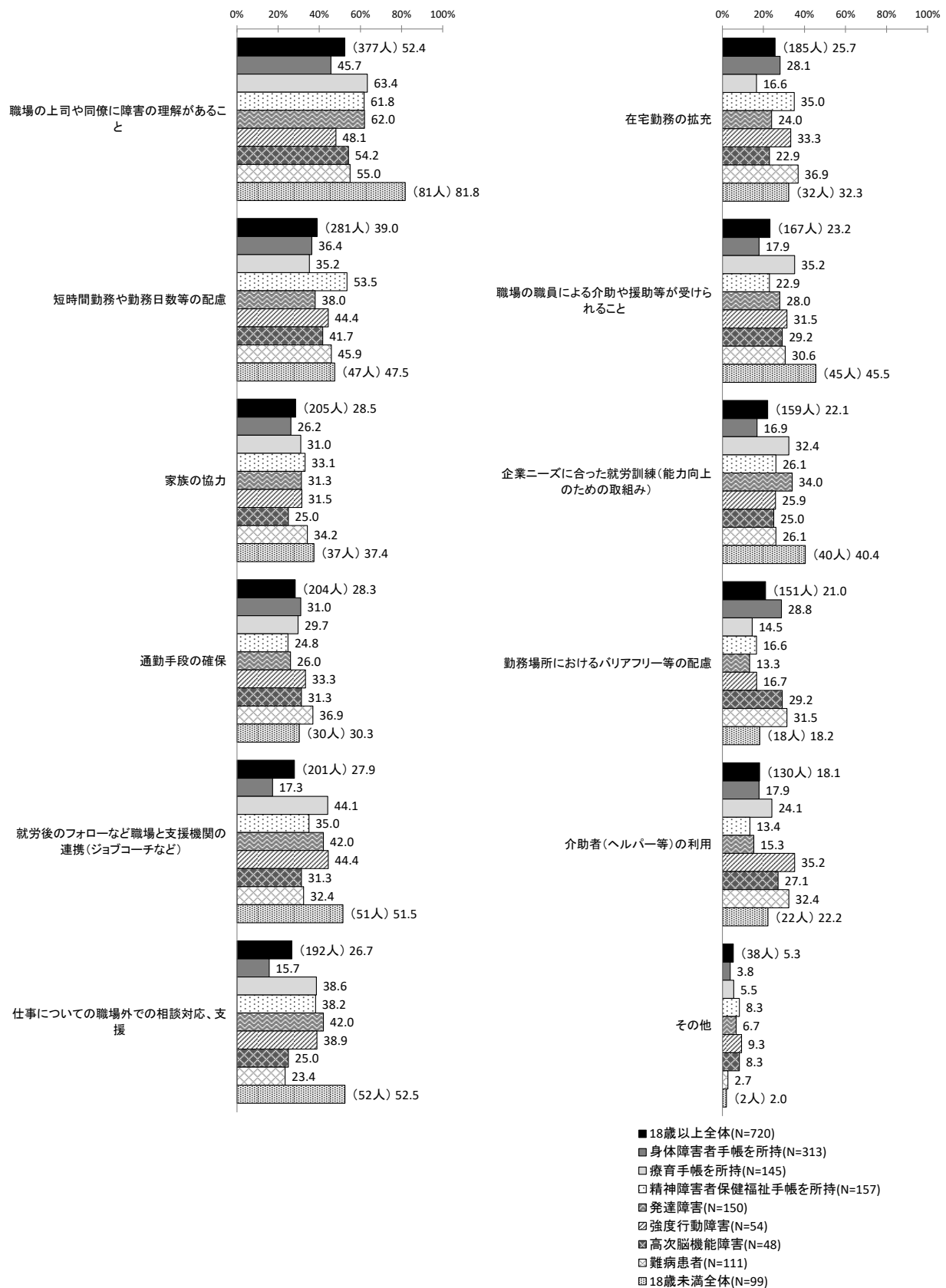


障害者の就労支援として、どのようなことが必要かたずねたところ、全体では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 52.4%で最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 39.0%と高く、「家族の協力」が 28.5%、「通勤手段の確保」が 28.3%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携（ジョブコーチなど）」が 27.9%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が 26.7%と約3割となっています。障害種別に見ると、知的障害のある人では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 63.4%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が 44.1%、また、精神障害のある人では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 61.8%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 53.5%と全体と比較すると高い傾向にあります。18歳未満の児童でも、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 81.8%と最も高くなっています。

このような調査結果から、一般就労、とりわけ正規雇用に向けた取り組みが課題であることがうかがえます。また、就労支援に必要なこととして、職場の理解を挙げる人が突出して高いため、障害についての理解の普及・啓発を一層推進するとともに、職場外での相談や、就労後のフォローとして、柔軟な勤務形態の配慮などが求められていることへの対応が重要です。

（p.74 グラフ 12 参照）

【グラフ 12：障害者の就労支援として必要なこと（複数回答）
（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

ハローワーク枚方、枚方市障害者就業・生活支援センターや市内の障害福祉サービス事業所等と連携して、「庁舎内実習」や、「障害者合同就職面接会」の開催を通じて、障害者の雇用機会の創出に取り組むとともに、一般企業等への啓発にも努めます。

また、枚方市障害者就業・生活支援センターを軸として、就労相談や職場定着支援等の一般就労に向けた相談・支援体制の充実に取り組みます。

就労移行支援や就労継続支援等の日中活動系サービスでは、就労に向けた計画的な訓練や指導、企業における実習等を実施し、利用者の特性等に応じた柔軟な勤務形態等の配慮を含めた支援など、企業での取り組みを促します。

「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進します。

また、市民、民間事業者に対しても、障害者就労施設等からの物品等の調達及び販売促進が図れるよう働きかけるとともに、市の施設を活用して、授産製品の販売機会、就労の場を設けるなど、販路開拓、販売拡大をとおした工賃水準の引き上げのための支援に取り組めます。

（１）就労に向けた支援

施策名	取り組み	所管課
障害者合同就職面接会	ハローワーク枚方や枚方市障害者就業・生活支援センターと連携して、「障害者合同就職面接会」の開催を通じて、一般企業等への啓発にも努めます。	障害支援課
職場体験機会の提供	本市での「庁舎内実習」を実施して、障害のある人の職業体験機会の提供に取り組めます。	障害支援課
チャレンジ雇用 障害のある人への就労支援	2017年度（平成29年度）から実施している、障害のある人を一定期間本市職員として雇用する「チャレンジ雇用」制度を、継続して実施していきます。	人事課 障害支援課
市職員への雇用	本市の障害者活躍推進計画で目標に掲げる障害者雇用率の実現に向けて、職員採用試験において障害者枠を設けるとともに、非常勤職員等の採用についても同様に取り組んでいきます。	人事課

施策名	取り組み	所管課
日中活動系サービス	利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるとともに、既存事業所の施設整備や定員増のほか、新たな日中活動の場の確保とこれを担う人材の育成等事業者の支援施策を講じます。	障害企画課 障害支援課

（２）就労に関する相談支援

施策名	取り組み	所管課
就労相談及び職場定着支援	枚方市障害者就業・生活支援センターが軸となって、ハローワーク等の関係機関や企業との連絡調整を進めながら、就業、社会生活上の相談支援や職場定着のための支援に取り組めます。	障害支援課
難病患者働き方相談	指定難病患者を対象に、ハローワークや難病診療連携拠点病院である関西医科大学付属病院と連携し、就労や仕事の継続に向けた相談支援を行う。	保健予防課

（３）工賃向上に向けた支援

施策名	取り組み	所管課
障害者の工賃改善	「福祉バザー」などにより、授産製品の販促活動に取り組んでいきます。また、ひらかた共同受注・優先調達ネットワークの取り組みへの支援を通じて、障害者の工賃アップにつなげていきます。	障害企画課 障害支援課
優先調達方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達	優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進します。	障害支援課

2. 社会参加と多様な学習への支援

■現状と課題

障害者の多様な生涯学習活動や余暇活動への参加は、生活の質（QOL）の向上や自己実現につながります。また、障害者の社会参加が進むことにより、市民が障害者や障害に対して理解と認識を深めることにもつながることとなります。

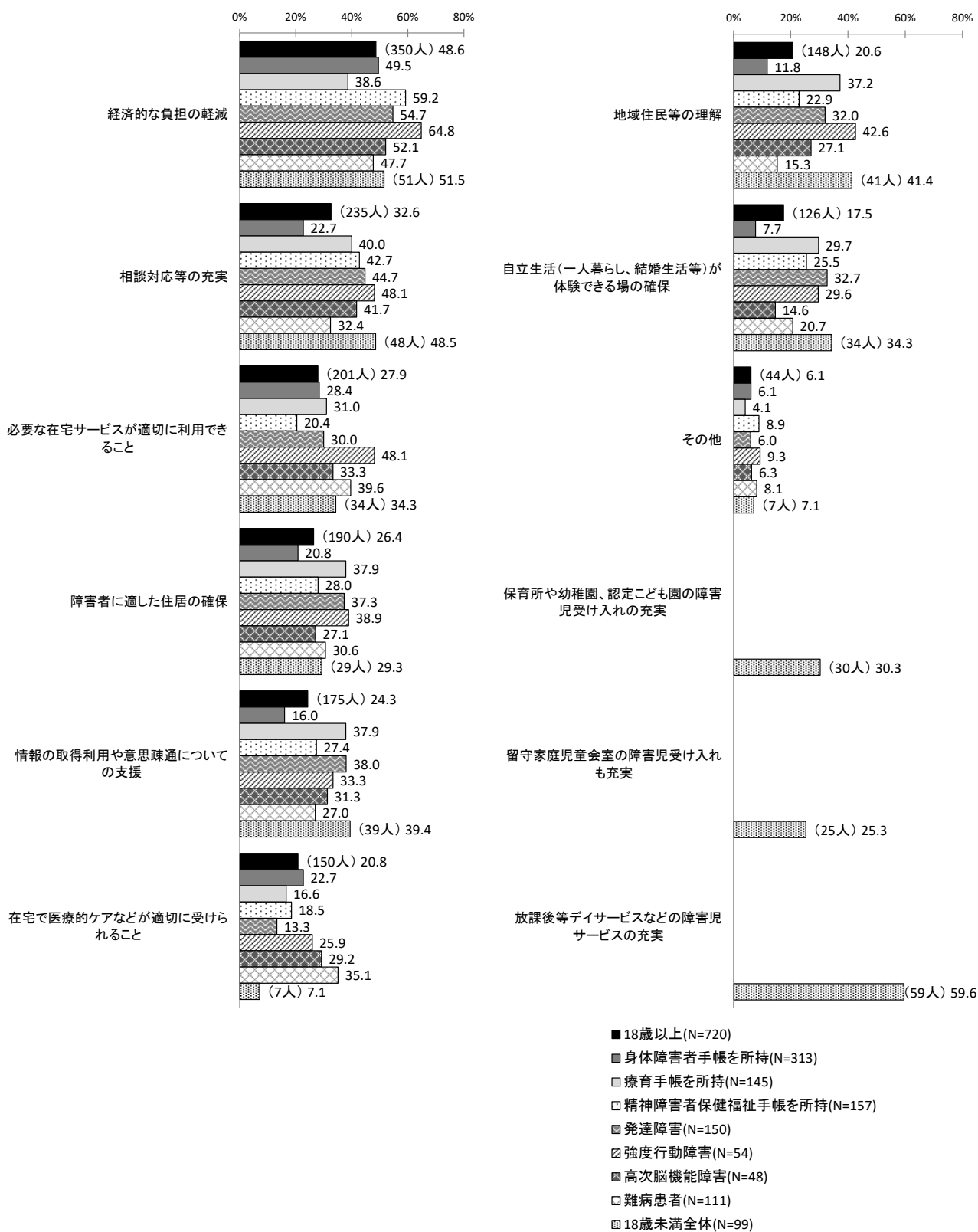
本市では市営駐車場・駐輪場や総合福祉会館など市施設の利用料を割引くほか、「手話でたのしむおはなし会」や「障害者ふれあいスポーツ day」等、障害者を対象とした文化・スポーツ・レクリエーションイベントを開催する等、障害者の社会参加の支援に取り組んでいるところです。今後は、これらの取り組みを継続するとともに、障害者が主体的に学習活動を行える場と機会を確保する等、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間たちと過ごすことのできる場所」の確保が課題となっています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「地域で生活するためにどのような支援があればよいか」をたずねたところ、全体では、「経済的な負担の軽減」が48.6%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」が32.6%となっています。障害種別にみると、身体に障害のある人では、全体の割合と同様の傾向となっています。知的障害のある人では、多くの項目で約3割と高い傾向にあり、精神障害のある人では「経済的な負担の軽減」が59.2%、次いで「相談対応等の充実」が42.7%と全体の割合より高くなっています。また、18歳未満の児童の回答も同様に高い割合になっています。障害の種別によらず障害のある人が、地域で生活するうえで、相談体制の充実や在宅サービスが適切に利用できることが重要です。（p.78 グラフ13参照）

【グラフ 13：地域で生活するために必要な支援（複数回答）

（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

障害者の学習の場を提供するとともに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の趣旨を踏まえ、障害者の読書環境の向上等にむけてさらに取り組みます。

また、文化・芸術イベント、スポーツ・レクリエーションへの参加機会を確保し、地域の人々との交流、相互理解の促進を図ります。

そういった活動をとおして、障害のある人の自己実現を図り、自分を表現する機会の創出をめざします。そのため、できるかぎり地域の人々の活動への参加や共同開催を可能にする仕組みづくりを検討するとともに、障害のある人もない人も共にイベントなどに参加しやすくなるよう、手話や先進機器などによるコミュニケーション支援や、移動支援などの取り組みを並行して進めます。

（１）生涯学習の推進

施策名	取り組み	所管課
社会参加・自立を助ける学習活動	生涯学習事業など、様々な場面で学習機会を提供するとともに、障害者の主体的な学習を支援します。	文化生涯学習課 教育政策課

（２）文化・芸術活動への支援

施策名	取り組み	所管課
文化・芸術活動の支援	障害者の生きがいづくりと、様々な世代にわたって交流を深めていけるよう、各種の文化・芸術活動を支援します。	文化生涯学習課
図書館サービス	大活字図書、点字・録音資料、手話・字幕付き映像資料を充実し、対面読書サービスや手話で楽しむおはなし会等バリアフリー行事の実施やＩＣＴ機器を活用したサービスの検討等を行います。	中央図書館

（3）スポーツ・レクリエーション活動への支援

施策名	取り組み	所管課
スポーツ・レクリエーション活動の充実	風船バレーや卓球等のスポーツ事業を定期的実施し、障害者にスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、ウィルチェア（車いす）スポーツ、eスポーツ、ボッチャ等、利用者ニーズの高い種目を選んで、スポーツ・レクリエーション教室を開催します。	障害企画課 スポーツ振興課
障害者スポーツ活動への支援の充実	市立総合スポーツセンター等での、障害者のスポーツ環境の整備や、障害者のレクリエーション活動等の支援に取り組めます。	スポーツ振興課

第5節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

1. 相談・支援体制の充実

■現状と課題

障害者総合支援法では、障害者が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供を行うとともに、関係機関と連携し、支援にあたることが市町村の役割とされています。

本市では、市内7か所の相談支援センターにおいて、障害者の相談支援を行っています。このうち3か所の相談支援センターについては基幹相談支援センターと位置付け、総合的、専門的な相談支援に加え、地域の相談支援体制の強化や、地域移行・地域定着の促進、障害児に対する療育支援事業等についても取り組んでいます。

【障害者アンケート結果】

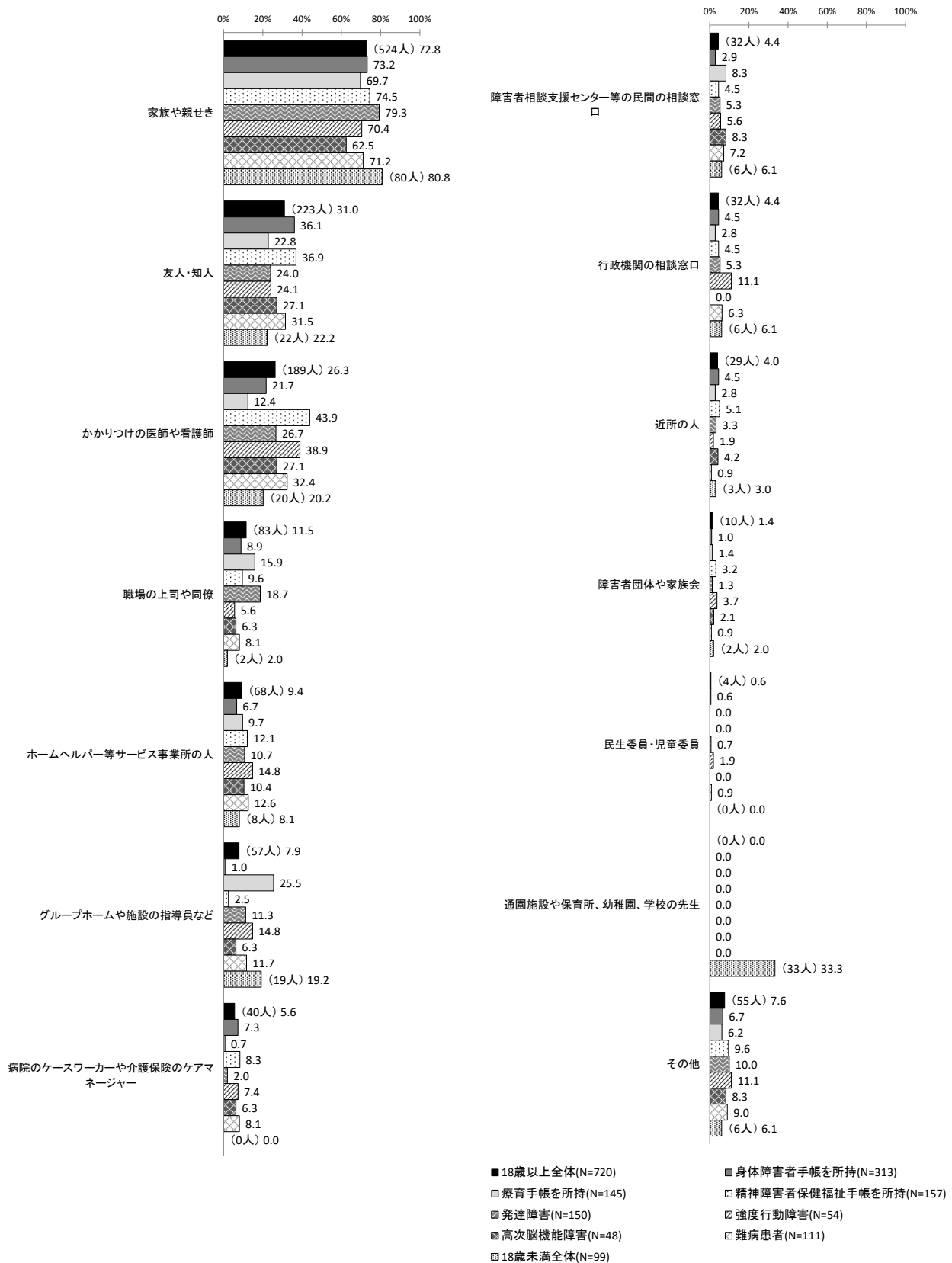
アンケート調査では、地域で生活をするために必要な支援として、32.6%の人が「相談対応等の充実」と回答されています。（p.78 グラフ13）

一方で、67.2%の人が相談支援を利用していないと回答されており、利用しない理由としては、「どんな内容を相談すればよいか、わからない」が29.2%、「どんなサービスかわからない」が20.0%と回答されています。（p.56 グラフ6・7）

また、相談相手をたずねたところ、全体では「家族や親せき」が72.8%と最も高く、次いで「友人・知人」が31.0%、「かかりつけの医師や看護師」が26.3%となっています。障害種別にみても、「家族や親せき」が最も高くなっていますが、知的障害のある人では「グループホームや施設の指導員など」が25.5%、精神障害のある人では「かかりつけの医師や看護師」が43.9%、18歳未満の児童では「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が33.3%と全体より高くなっています。一方で「障害者相談支援センター等の民間の相談窓口」や「行政機関の相談窓口」に相談する人はいずれの障害種別や児童でも10%未満となっています。（p.82 グラフ14参照）

このような調査結果から、相談支援センター及び基幹相談支援センターの周知を一層行うとともに、身近な地域で、気軽に立ち寄ることができる相談支援体制の再構築が必要です。

【グラフ 14：悩みや困ったことを相談する相手（複数回答）
（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

相談支援センターの周知を図り、身近な地域において相談できる体制づくりを引き続き進めます。相談支援センターについては、身近な相談窓口をより拡大し、センター間の連携の機能を強化するとともに、相談支援を担う人材の資質向上に努めます。

また、枚方市自立支援協議会において、相談支援センターなどの地域のさまざまな関係機関が協議し、地域の課題を発掘し、情報を共有することによって、それぞれの機関での相談への対応をより充実した内容にできるよう取り組みます。枚方市自立支援協議会では年に1回相談支援センターの活動報告、地域生活支援事業者選定審査会では活動内容の評価を行います。

さらに、地域に移行し定着しようとする人たちに、必要な情報や相談支援が適切に提供されるように、相談支援センターなどの関係機関と連携し、地域との接点の少ない人にも必要な支援を実施するため、地域の社会資源の活用などを進めます。

そういった相談支援を総合的に提供するためにも、利用者のニーズ等を踏まえて、地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

（1）相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供

施策名	取り組み	所管課
障害者の相談支援体制	障害者から相談に応じ、必要な情報提供および助言、サービスの利用支援など関係機関と連携しつつ、地域の社会資源を活用し必要な援助を行います。また、センター間の連携の機能強化を行い、より専門的な対応ができるように、相談支援センターの体制の充実を図ります。	障害企画課 障害支援課
枚方市自立支援協議会	相談支援センターをはじめ、地域の関係機関が集まり、障害者が自立した地域生活を営む上で必要となるサービス基盤や人材社会資源の確保などについて検討を行います。	障害企画課 障害支援課
病院、入所施設からの地域移行	退院・退所した障害者が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関や相談支援センターとともに、必要な相談や支援を行える体制づくりを進めます。	障害企画課 障害支援課

施策名	取り組み	所管課
地域定着支援	地域移行後や「ひきこもり」等、地域との接点が少ない障害者に対し、地域でいきいきと安定した生活を営めるよう訪問などする中で、必要な支援を地域の社会資源を活用しながら、関係機関と連携し進めます。	障害支援課
地域生活支援拠点の整備	相談、一人暮らしやグループホーム等の体験の機会の場合、緊急時の受入れや対応等の機能を有した地域生活支援拠点の整備に取り組み、コーディネーターを配置するなど機能の充実に努めます。	障害企画課

2. 関係機関との連携による支援の充実

■現状と課題

医療技術が進歩し、医療的ケアが必要な障害者（児）が在宅生活における相談支援の際、その家族等を取り巻く課題など、相談内容が多岐にわたることが多い中、関係機関との連携により、それぞれの専門性により総合的に対応することが求められています。

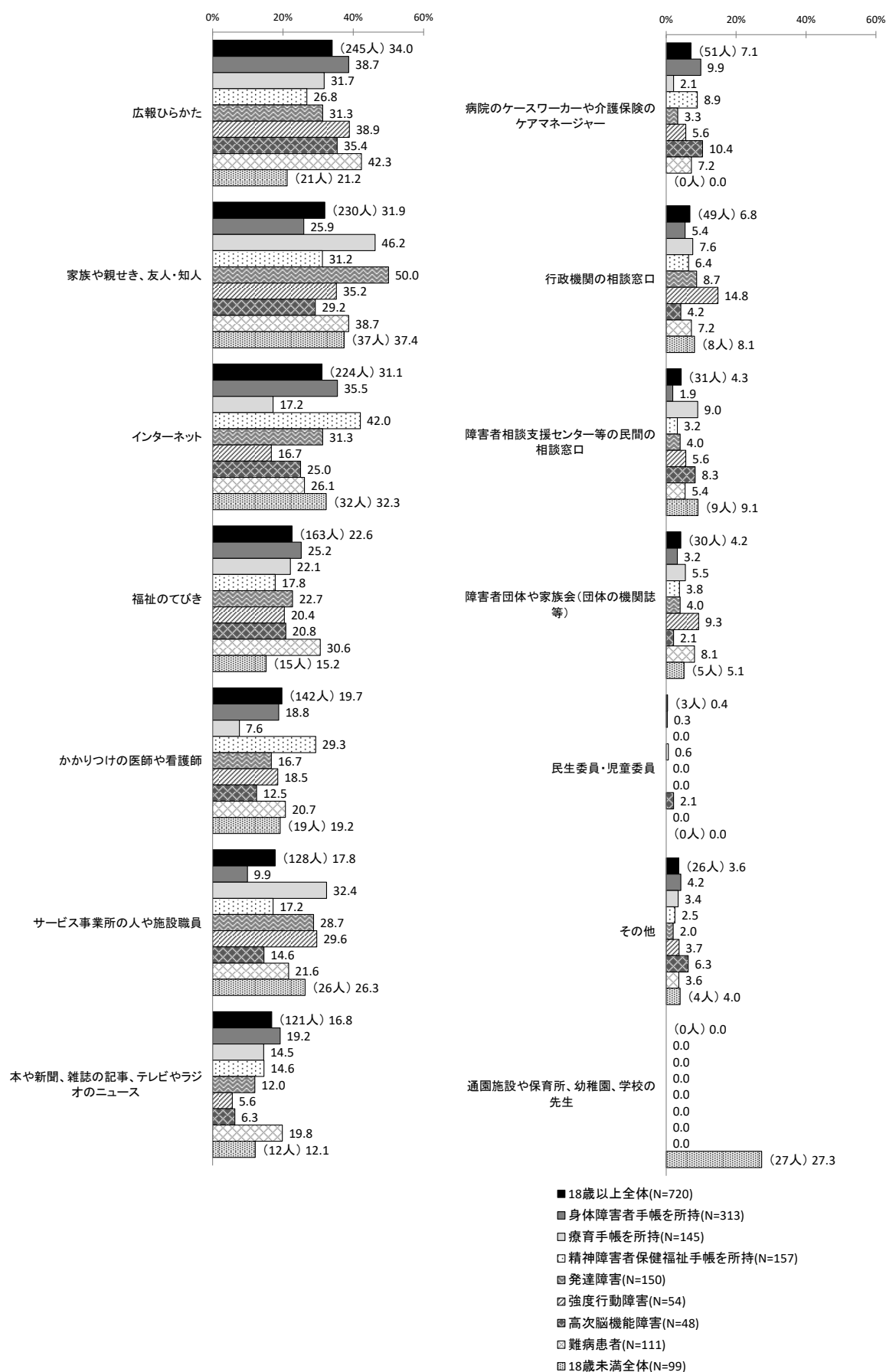
2019年度（令和元年度）より、医療的ケア児のネットワーク会議を設置し、関係機関と医療的ケア児等の支援について事例検討などの協議を行なうなど、総合的な支援体制を図っています。

また、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題、また社会問題となっている8050問題などは、障害者地域活動支援センターだけではなく、地域包括支援センターや生き生きネットワークなど、各部署所管の相談機関と相互連携が必要となっており、家族等を総合的に支援することが求められています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「情報の入手手段」の問いに対して、全体では「広報ひらかた」が34.0%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が31.9%、「インターネット」が31.1%となっています。障害種別にみると、知的障害のある人では「家族や親せき、友人・知人」が46.2%と全体の割合より高く、「インターネット」が17.2%と低くなっています。精神障害のある人では「インターネット」が42.0%、「かかりつけの医師や看護師」が29.3%と高い傾向にあり、「広報ひらかた」が26.8%とやや低くなっています。障害者が地域で自立した生活を過ごすためには、様々な福祉の制度やサービスの情報を適切に取得することが重要です。また、障害者やその家族の抱える問題が多様化し、医療や介護などを含む、従来の枠組みを超えた必要になる場合も多い現況では、どの窓口にも相談しても適切な支援につながるような、総合的な支援体制の構築が求められています。（p.86 グラフ15参照）

【グラフ 15：障害や福祉サービス等に関する情報の入手先（複数回答）
（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

利用者のニーズは多様化、複雑化しており、適切に支援を行うために、医療機関をはじめとした地域の関係機関による、意見交換や情報提供など相互協力は不可欠となっており、発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者を含むそれぞれの相談支援を行っている関係機関との連携強化のため取り組みます。

なお、障害のある人は、年齢や障害特性などの事情により情報の入手が難しい場合もあるので、できるかぎり多様な手段でかつわかりやすい内容での情報提供体制の構築に努めます。

また、医療的ケア児等支援連絡会議を軸として、医療的ケアを必要とする児童の支援についての意見交換や情報提供を協議するなど、必要な取り組みを行うよう検討します。また、専門的な支援の必要な人に関する高度な情報・知識の共有と活用に取り組みます。

（１）関係機関との連携による支援の充実

施策名	取り組み	所管課
多様な手法によるわかりやすい情報提供	障害者の福祉サービス制度利用を促進するために、サービスの内容、手続きの方法等を掲載したパンフレットやポスター、広報ひらかた、ホームページ、窓口での対応などによってわかりやすい情報提供に努めます。	障害企画課
医療的ケア児等支援連絡会議	連絡会議を通じ、医療的ケア児の在宅生活を支援する関係機関による意見交換や情報提供を図ります。	障害支援課

第 5 章

障害福祉計画（第 7 期）

障害児福祉計画（第 3 期）

第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系

1. 障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法では、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）に関わらず、発達障害者、高次脳機能障害者、難病等患者にもサービスが提供されます。

同法で規定されるサービス体系は、全国一律に提供される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村などが独自に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援」、「自立支援医療」、及び「補装具」に分けられます。

前期障害福祉計画（第6期）期間中、2022年（令和4年）10月に「障害者総合支援法」の改正がなされ、「就労選択支援」（障害のある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービス）が新設されました。

これらの改正等を踏まえて、障害福祉計画に係る見込み量を算定しました。

【「障害者総合支援法」に基づくサービス体系】



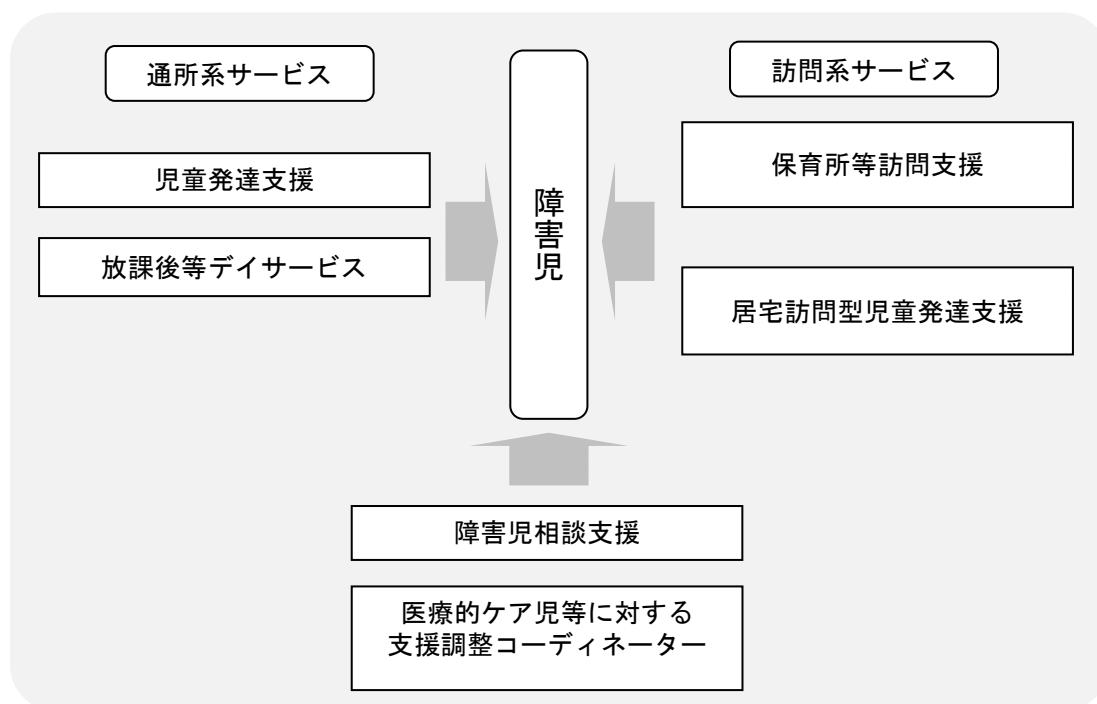
2. 児童福祉法によるサービス体系

児童福祉法では、障害児に対する通所系サービスや相談支援が市町村事業として提供されます。

本市においては、障害児福祉計画（第1期）期間の2018年度（平成30年度）から、児童福祉法改正による都道府県や市町村への「障害児福祉計画」策定の義務付けにより、障害福祉計画と一体の障害児福祉計画として、障害児支援サービスの利用見込み等について記載しています。

なお、障害福祉計画・障害児福祉計画に係る見込み量ともに、2022年（令和4年）の新型コロナウイルス感染症の予防対策によるサービス利用量の変化を踏まえたうえで、今後必要とされるニーズを見据えて算出しました。

【「児童福祉法」に基づく障害児支援サービス体系】



第2節 障害福祉計画（第7期）

1950年代から国、地方公共団体は大規模コロニー政策を推進し、障害のある人は入所施設等しかサービス選択の余地がなく、地域生活から隔離されている状況がありました。1960年代頃から、「ノーマライゼーション」の原理が提唱され、国連でも、1975年（昭和50年）「障害者の権利宣言」が採択されました。「障害者の権利宣言」を実効化するため、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」（スローガン 「障害者の完全参加と平等」としたことを始め、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの期間「国連障害者の10年」。1993年（平成5年）から2002年（平成14年）までの期間を「アジア・太平洋 障害者の10年」として、日本を含む多くの国で様々な取り組みが行われました。「ノーマライゼーション」の理念が普及したこともあり、2008年（平成20年）「障害者の権利に関する条約」が発効され、日本においても「障害者基本法」の改正、いわゆる「障害者差別解消法」の成立など、国内関連法が整備されたことを受け「障害者の権利に関する条約」は2014年（平成26年）、日本について発効されました。

「障害者基本法」には、第3条にて「地域社会における共生等」が規定され同条第2項に「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」とされています。

このことは、施設入所している人、精神科病院に入院している人も同様であり、自らの意思でもって、住む場所、住む相手が選択できる環境を整備することが重要です。環境整備にあたっては、地域で生活できるハード面としての住居、住まいの場、ソフト面としての相談支援、日中や余暇の支援を含むサービス等の社会資源を充実させていく必要があります。

「地域生活への移行」とは、本来、この考え方にに基づき実践されるべきものであり、施設入所している人、精神科病院に入院している人に対するアプローチやフォローなど、継続的な支援を行う必要があります。また、地域でも親元、家族と離れ自立した生活を望んでいる人への支援のあり方など、更なる工夫に取り組んでいく必要があります。

1. 施設入所者の地域生活への移行

（1）施設入所者の地域移行者数

11人

【見込み方法】

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者 176 人の6%以上の地域生活への移行と、大阪府が実施した施設入所者等に対する意向調査の結果等を踏まえて設定します。

【達成のための方策】

施設入所者のうち地域移行を希望する人の意向を踏まえ、地域の社会資源に関する情報提供や相談に対応するとともに、入所施設、地域相談支援事業所及び障害者相談支援事業所などの各機関と連携を図ります。

地域での生活を試行的に体験するなど、地域移行を円滑に推進するための支援計画に基づき、地域相談支援事業所と連携を図り必要なサービス提供を実施することにより、地域移行後の生活を継続的に支援します。

（2）施設入所者の削減

6 人

【見込み方法】

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2022年度（令和4年度）末時点における施設入所者 176 人から 1.7%以上削減することとして設定します。

【達成のための方策】

入所施設から地域移行を希望する人の意向を踏まえ、地域の社会資源の情報提供などの相談に対応するとともに、入所施設、地域相談支援事業所及び障害者相談支援事業所などの各機関と連携し、地域移行を推進し、住み慣れた地域で住み続けるための社会資源、施策について整備、充実を図ります。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関連して、都道府県が、2026年度（令和8年度）末には、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均及び精神病床における1年以上の長期入院患者数を設定すること、精神病床における退院率を入院後3か月時点、6か月時点、1年時点についての目標を設定することとされています。

本市においては、退院した人たちが安心して地域で暮らすことのできる環境を構築するため、自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会を、地域の受け皿の整備を協議する場として位置づけ、地域の支援者が実際に抱える問題や事例を共有し、医療の立場からの意見やグループワーク等を通じて、支援の在り方の検討を実施するなど、支援体制の充実を図っていきます。

（1）精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

325.3 日

（2）令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数

213 人

（3）精神病床における早期退院率

入院後3か月時点	68.9 %
入院後6か月時点	84.5 %
入院後1年時点	91.0 %

【見込み方法】

大阪府では、2026年（令和8年）6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数 8,193 人とされた府域の目標値について、市町村ごとに按分された数値を目標として設定します。

（本市における2021年（令和3年）6月末日時点の実績は238人）

【達成のための方策】

退院した人たちが安心して地域で暮らすことのできる環境を構築するため、地域包括ケアシステムについて内容の充実を図り、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備に努めます。

3. 地域生活支援の充実

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、面的整備を基本に据え、早急に整備に向けて取り組むとともに、整備後もそれらの機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討していきます。また、強度行動障害者の支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や地域資源の開発等を通じた支援体制の整備を図り、基幹相談支援センター等のサービスにつながない在宅者の把握、専門機関と連携した障害福祉サービスの利用も含む支援体制の整備に取り組めます。

4. 福祉施設から一般就労へ向けての取組

（1）福祉施設から一般就労への移行数に関する目標について

109 人

（2）就労移行支援事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

76 人

（3）就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

24 人

（4）就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

9 人

（5）就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の 就労移行支援事業所

6割以上

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2021年度（令和3年度）における一般就労への移行実績（2,454人）の1.28倍以上、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上という府域の目標値について、市町村ごとに按分された数値を目標として設定します。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とします。

【達成のための方策】

ハローワーク、枚方市障害者就業・生活支援センター及び枚方市自立支援協議会就労支援部会などと連携し、障害者の職場定着率向上に向けた取り組みを支援していきます。

（6）就労定着支援事業に関する目標について

①就労定着支援事業の利用者数（2021年（令和3年）実績55人）

78人

（第7期市町村障がい福祉計画 及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方）

②就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる、就労定着支援事業所の割合

2. 5割以上

【見込み方法】

国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業の利用者数については、2026年度（令和8年度）末の利用者数を2021年度（令和3年度）末実績の1.41倍以上とします。

就労定着率については、2026年度（令和8年度）の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とします。

【達成のための方策】

就労支援部会を通じ、就労定着に向けた取り組みを実施します。

（7）就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額

15,000円（月額）

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、就労継続支援B型事業所の2021年度（令和3年度）工賃実績（枚方市12,106円）に基づいて、工賃平均額の2026年度（令和8年度）の目標値を設定するものですが、前期計画期間中新型コロナウイルス感染症による影響により工賃が大きく落ちこんだことから、前期計画の目標値を据え置くこととします。

【達成のための方策】

「枚方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、就労系事業所等からの購入等の拡充を図るなど、障害福祉サービス事業所の受注機会の拡大に取り組めます。

あわせて、障害福祉サービス事業所への業務の発注の促進などに取り組めます。

5. 相談支援体制の充実・強化

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、2014年度（平成26年度）から基幹相談支援センターを3カ所設置しています。

障害者（児）ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けて取り組みます。

また、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの機能を強化するとともに、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

6. 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するため、2023年度（令和5年度）末までに、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施などの目標を設定することとされています。

本市においては、障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について指定時研修、集団指導等の場で事業者に対し、注意喚起を行います。

また、関係自治体との連携に努め、研修の実施等により職員の質の向上を図るなど、報酬の審査体制の強化、及び障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めます。

第3節 障害児福祉計画（第3期）

1. 重層的な地域支援体制の構築、児童発達支援センターの設置、及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域社会において、差別や偏見がなく障害児を受け入れることができる環境づくりが進めば、すべての子どもたちの健やかな成長・発達に資するとともに、すべての保護者が子育てしやすい地域になることができます。

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、児童発達支援センターを、2026年度（令和8年度）末までに少なくとも1か所以上設置することとされており、本市においては、通所（療育）支援の充実と障害児の地域支援の拠点として、2019年（平成31年）4月「市立ひらかた子ども発達支援センター」を開設しました。同センターでは、通所児童だけでなく、地域における障害のある子どもたちへの支援として、「相談支援事業」「保育所等訪問支援事業」「居宅訪問型児童発達支援」も実施しています。また、専門的なリハビリテーションの実施や、通所支援を利用していない発達上支援の必要がある就学前の子どもと保護者を対象にした遊びや生活・集団の場を通して成長発達を促す「地域支援事業すくすく」の実施のほか、保育所（園）等で障害児を含めたより良い集団保育が確保できるよう、発達検査などを通して適切な助言を行う「巡回相談・保育相談」も実施しており、センターを本市における発達上支援が必要な児童のための拠点とし、同様に支援機関として事業を実施している市内の事業所との連携を通じて、重層的な地域支援体制の充実を図ります。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

児童発達支援事業所	12 か所
放課後等デイサービス事業所	15 か所

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2026年度（令和8年度）末までの府域での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所設置の目標値について、市町村ごとに按分された数値を踏まえるとともに、本市における事業所の設置状況を踏まえ、目標として設定します。

【達成のための方策】

今後の事業所参入動向を見極め、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を育成、確保できる方策を検討していきます。

3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

本市においては重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数や多様化するニーズの把握に対応するため管内の支援体制の現状の把握や、関係者の役割等の検討等を行うために、2019年（平成31年）4月より協議の場を設置しています。協議の場の活性化として、市の構成機関で専門職資格を有する職員が大阪府の医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、より専門的立場から支援に関わる体制を整備します。

また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、協議の場を通じて、医療的ケアを必要とする障害児に対して、社会資源の情報共有等を図っていきます。

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

第7期計画見込み量を算出するにあたっては、従来は第6期計画期間（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度）見込み）のサービス利用実績を基に計算しますが、令和2年の初めから、新型コロナウイルス感染症の予防のため、多数の障害福祉サービス事業所が、活動を停止・縮小したり、サービス提供者と利用者、および利用者同士の接触の機会を減らすなどの対策を余儀なくされました。そのため、令和3、4年度の実績の見込み量が、例年に比べて少なくなるサービスがありました。（同行援護、短期入所、移動支援）

本計画では、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度）見込み、及び必要に応じて、2018年度（平成30年度）、2019年度（令和元年度）、2020年度（令和2年度）のサービス利用実績も参考にし、見込み量を算出しています。

また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対しては、今後障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域資源を活用、関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

【障害福祉計画（第7期）】

1. 自立支援給付の利用見込みと整備の方向

自立支援給付のうち、障害福祉サービス及び相談支援についての第7期計画見込み量と整備の方向を定めます。

（1）訪問系サービス

●居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活を営むのに支障となる障害者に対して、居宅における食事、入浴等の身体介助、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、通院等介助を行います。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する者に対して、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護のほか、外出の際の移動中の介護などの総合的な介護を行います。

●同行援護

視覚障害によって移動に著しい困難がある人に対して、外出の際に必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の支援を行います。

●行動援護

知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人

に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。

●重度障害者等包括支援

常時介護が必要な障害者に対して居宅介護その他の複数のサービスを包括的に提供します。

【見込み量】

単位：1月あたり

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	身体障害者	実利用者数	334	346	358
		利用時間数	17,995	18,859	19,764
	知的障害者	実利用者数	174	180	187
		利用時間数	6,964	7,298	7,649
	精神障害者	実利用者数	368	381	394
		利用時間数	6,304	6,606	6,923
	障害児	実利用者数	39	40	42
		利用時間数	830	870	912
	合計	実利用者数	915	947	981
		利用時間数	32,093	33,633	35,248
重度訪問介護	身体障害者	実利用者数	24	24	24
		利用時間数	10,010	11,142	12,400
	知的障害者	実利用者数	3	3	3
		利用時間数	538	598	666
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	27	27	27
		利用時間数	10,548	11,740	13,066
同行援護	身体障害者	実利用者数	107	119	132
		利用時間数	2,580	2,709	2,844
	障害児	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	107	119	132
		利用時間数	2,580	2,709	2,844
行動援護	知的障害者	実利用者数	14	17	21
		利用時間数	626	681	740
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	障害児	実利用者数	2	3	4
		利用時間数	28	35	42
	合計	実利用者数	16	20	25
		利用時間数	654	716	782

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	知的障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	障害児	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0

※第5、6期計画期間（2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度）見込み）のサービス利用実績を基に、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行者等や在宅の新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

※同行援護はコロナ禍の影響を考慮し、2026年度（令和8年度）は2020年度（令和2年度）実績の水準に回復していくと見込んでいます。

【整備の方向】

- 「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」などを通じて、広く情報提供を行い、本市のサービス提供指針の周知を行います。また、訪問系サービスの内容について情報提供を行うなどして、多様な事業者の参入を図ります。
- 「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」と連携して、様々な障害特性を理解したヘルパーの確保など、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。

（２）短期入所（ショートステイ）

障害者（児）を介護している家族が病気や出産、その他私的な理由により介護が困難となった場合、一時的に施設を利用（宿泊）できます。

【見込み量】

単位：１月あたり

			令和６年度	令和７年度	令和８年度
短期入所	身体障害者	実利用者数	63	80	100
		利用日数	330	407	501
	知的障害者	実利用者数	180	227	287
		利用日数	925	1,140	1,404
	精神障害者	実利用者数	1	2	2
		利用日数	14	16	21
	障害児	実利用者数	43	54	68
		利用日数	169	208	256
	合計	実利用者数	287	363	457
		利用日数	1,438	1,771	2,182

※第５、６期計画期間（2018年度（平成30年度）～2023年度（令和５年度）見込み）のサービス利用実績を基に、見込んでいます。またアンケート調査から障害支援区分別でサービスの今後の利用希望について比較すると、障害支援区分の高い者において短期入所が高いポイントを示しており、本市として重点的な整備目標とし、見込み量に反映しています。

※短期入所はコロナ禍の影響を考慮し、2026年度（令和８年度）は2020年度（令和２年度）実績の水準に回復していくと見込んでいます。

【整備の方向】

- アンケート調査から障害支援区分別でサービスの今後の利用希望について比較すると、障害支援区分の高い人において高いポイントを示しており、本市として重点的な整備目標とし、見込み量に反映しています。
- 障害者（児）が身近な地域でサービスが利用できるよう、事業者の参入を促すとともに、医療機関をはじめとした関係機関との連携のもと、医療的ケアに対応できるなどの様々なニーズに対応したサービス提供体制の整備に努めます。
- グループホームを新規開設する事業者等に、短期入所施設の併設整備について積極的に働きかけます。
- 既存施設の増床や空き施設の利用、介護保険施設との相互利用など事業者と連携し、既存施設の活用を図ります。
- 地域生活支援拠点の整備に合わせ、緊急時でも利用できるよう体制整備に努めます。

（3）日中活動系サービス

●生活介護

常時介護が必要な障害者に入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

●自立訓練（機能訓練）

一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

●自立訓練（生活訓練）

一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

●就労移行支援

一般就労が見込まれる65歳未満又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）の人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及び就労活動に関する支援等を行います。

●就労継続支援（A型）

一般就労が困難な障害者のうち、雇用契約などに基づく就労が可能な65歳未満又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）の人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援等を行います。

●就労継続支援（B型）

一般就労が困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援を行います。

●就労選択支援

障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を把握するとともに、多様な就労の機会の提供と就労意向に沿った必要な知識及び能力の向上等の訓練及び就職活動

に関する支援を行います。

●就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

●療養介護

医療及び常時介護を必要とする障害者に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたり

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	身体障害者	実利用者数	310	316	323
		利用日数	5,600	5,768	5,941
	知的障害者	実利用者数	666	677	689
		利用日数	13,154	13,430	13,712
	精神障害者	実利用者数	49	50	50
		利用日数	670	703	739
	合計	実利用者数	1,025	1,043	1,062
		利用日数	19,424	19,901	20,392
自立訓練 （機能訓練）	身体障害者	実利用者数	7	7	7
		利用日数	96	96	96
	精神障害者	実利用者数	1	1	1
		利用日数	13	13	13
	合計	実利用者数	8	8	8
		利用日数	109	109	109
自立訓練 （生活訓練）	身体障害者	実利用者数	1	2	3
		利用日数	20	40	60
	知的障害者	実利用者数	13	15	18
		利用日数	253	287	322
	精神障害者	実利用者数	12	13	15
		利用日数	133	159	200
	合計	実利用者数	26	30	36
		利用日数	406	486	582

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労移行支援	身体障害者	実利用者数	17	18	20
		利用日数	304	327	352
	知的障害者	実利用者数	48	49	50
		利用日数	826	888	954
	精神障害者	実利用者数	134	144	154
		利用日数	2, 068	2, 223	2, 390
	合計	実利用者数	199	211	224
		利用日数	3, 198	3, 438	3, 696
就労継続支援 A 型	身体障害者	実利用者数	39	38	37
		利用日数	749	750	751
	知的障害者	実利用者数	56	56	56
		利用日数	1, 102	1, 103	1, 104
	精神障害者	実利用者数	129	134	140
		利用日数	1, 889	1, 890	1, 892
	合計	実利用者数	224	228	233
		利用日数	3, 740	3, 743	3, 747
就労継続支援 B 型	身体障害者	実利用者数	116	124	132
		利用日数	2, 048	2, 191	2, 345
	知的障害者	実利用者数	445	475	508
		利用日数	8, 297	8, 878	9, 499
	精神障害者	実利用者数	316	338	362
		利用日数	4, 402	4, 406	4, 411
	合計	実利用者数	877	937	1, 002
		利用日数	14, 747	15, 475	16, 255
就労定着支援		実利用者数	71	78	85
就労選択支援		実利用者数	－	25	50
療養介護		実利用者数	53	53	53

※支援学校等の新規学卒者、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行者等及び在宅者の利用者推計を基に見込んでいます。就労定着支援については、一般就労への移行実績を基に見込んでいます。

【整備の方向】

- 既存施設を含む地域の社会資源を有効に活用しながら、利用者のニーズに対応できるよう各サービスの供給量の適切な増加を図ります。
- 就労系事業所と就業・生活支援センターとの連携強化を図るなど、関係機関と協力し、就労支援体制の充実に努めます。

（４）居住系サービス

●共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。

●施設入所支援

夜間に介護を必要とする障害者に、居住の場を提供し、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたりの実利用者数

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	身体障害者	実利用者数	64	69	75
	知的障害者	実利用者数	409	442	477
	精神障害者	実利用者数	102	110	119
	合計	実利用者数	575	621	671
施設入所支援	身体障害者	実利用者数	58	57	56
	知的障害者	実利用者数	116	115	114
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
	合計	実利用者数	174	172	170
自立生活援助	身体障害者	実利用者数	0	0	0
	知的障害者	実利用者数	1	1	1
	精神障害者	実利用者数	1	1	1
	合計	実利用者数	2	2	2

※施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行者等や在宅の新規利用者の増加を含め見込んでいます。施設入所支援については「大阪府の基本的な考え方」との整合を図り、見込んでいます。

【整備の方向】

- 障害者が、自ら生活の場を選択し、地域で生活を始めたり、住み続けたいまちで住み続けられるよう、共同生活援助（グループホーム）事業者に対する支援策として整備補助や運営補助事業を実施するなどして整備・拡充に努めます。
- アンケート調査から障害支援区分別でサービスの今後の利用希望について比較すると、障害支援区分の高い人においてグループホームが高いポイントを示しており、本市として重点的な整備目標とし、見込み量に反映しています。
- グループホームの世話人養成研修、及び無料職業紹介事業等を実施しており、今後、市ホームページや広報・SNS などを通じた周知も含め、あらゆる方法で利用の促進を図り、人材の確保・育成に努めてまいります。

（5）相談支援

施設から地域での生活に移行する人や、障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な人などに対して、相談支援事業者がサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたりの実利用者数

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	身体障害者	実利用者数	35	42	51
	知的障害者	実利用者数	80	96	115
	精神障害者	実利用者数	69	83	99
	障害児	実利用者数	0	0	0
	合計	実利用者数	184	221	265
地域移行支援	身体障害者	実利用者数	0	0	0
	知的障害者	実利用者数	0	0	0
	精神障害者	実利用者数	1	1	1
	合計	実利用者数	1	1	1
地域定着支援	身体障害者	実利用者数	0	0	0
	知的障害者	実利用者数	0	0	0
	精神障害者	実利用者数	1	1	1
	合計	実利用者数	1	1	1

※地域移行支援については、第5、6期計画期間（2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度）見込み）のサービス利用実績を基に、入所施設や精神科病院から地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。

※地域定着支援については、第5、6期計画期間（2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度）見込み）のサービス利用実績を基に、単身障害者や地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。

【整備の方向】

○アンケート調査では、相談支援の今後の利用を考えておられる割合について、比較的高いポイントを示しており、本市として、早急な社会資源の整備が必要と判断

し、重点的に取り組んでいくこととし、見込み量に反映しています。

- 事業所の数が十分ではなく、やむなくセルフプランを作成する方がまだ多い状況で、市全体での相談支援事業のあり方を検討の上で実情を把握し、計画的に相談支援事業所を整備し、また、各相談支援事業所の機能強化が図れるよう支援していきます。
- 相談支援事業所の従業者に対して相談に係る技量向上のため、講座・講習などの受講を勧奨し、利用者のニーズを踏まえたサービス等利用計画の作成ができるよう、人材の育成に努めます。

（6）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、当事者への訪問面接を実施し、退院への意欲を高める支援に取り組むとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、精神科病院及び福祉関係者による協議の場と位置付けた部会活動を通じて、重層的な連携による支援体制を構築しています。

【見込み量】

（年間）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16	16	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

単位：月平均利用者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	102	110	119
精神障害者の自立生活援助	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	12	13	15

【整備の方向】

○自立支援協議会（精神障害者地域生活支援部会）を中心に関係機関との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活を継続して送れるよう支援していきます。

（7）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、本市においては、基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保しています。また、主任相談支援専門員を計画的に確保し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導等を行っています。さらに地域課題を抽出し、検証するとともに地域における相談支援体制の検証・評価を行うなど相談支援体制の再構築を検討しています。

【見込み量】

（年間）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無		有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		6	6	6
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		5	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		13	13	13
個別事例の支援内容の検証の実施回数		12	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置（配置数）		4	5	5
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	（実施回数）	12	12	12
	（参加事業者・機関数）	7	7	7
協議会の専門部会の設置	（設置数）	5	5	5
	（実施回数）	22	22	22

【整備の方向】

○障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援等の実施のため、事前検討会を行い、基幹相談支援センターや地域の相談機関との連携の体制強化に努めます。また、基幹相談支援センター等を中心に主任相談支援専門員を計画的に確保します。新任や現任の相談員に対しても指導育成を行います。

（8）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくため、大阪府が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への本市職員の参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析に基づく結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有に努めます。

また、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めています。

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	年間参加人数	10	10	10
審査支払等システム等での審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数	14	14	14
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有回数	体制の有無	有	有	有
	年間共有回数	2	2	2

【整備の方向】

○本市においては、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する部署との協力・連携や適正な指導監査の実施等とともに、研修の実施等により市町村職員の質の向上にも努め、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう努めます。

2. 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向

本市における障害者（児）のニーズを踏まえ、地域生活支援事業についての第7期計画見込み量と整備の方向を定めます。

（1）理解促進研修・啓発事業

障害者（児）が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害者（児）に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【見込み量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
啓発イベントの開催	有	有	有

（2）自発的活動支援事業

障害者（児）や家族などが地域において自発的に行う活動を支援します。

【見込み量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあいスポーツ交流会等の開催	有	有	有

（3）相談支援事業

●障害者相談支援事業

障害者（児）、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。

【見込み量】

単位：か所数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所数	7	7	7
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
障害児療育等支援事業の実施箇所数	1	1	1

※7か所の相談支援事業所の中で、6か所については地域活動支援センターⅠ型を併設し、うち3か所を障害種別にとらわれず総合的、専門的な相談支援を実施する基幹相談支援センターとし、3か所を主たる障害種別で身体、知的、精神のそれぞれに対応した相談支援事業所として整備しています。残る1か所については地域活動支援センターⅢ型を併設した相談支援事業所として整備しています。

【整備の方向】

- 障害者の地域における相談支援の拠点としての役割を果たすとともに、障害種別にかかわらず幅広い相談内容に対応できるよう充実を図ります。
- 基幹相談支援センターにおける支援事業については、基幹相談支援センター等機能強化事業を活用した支援内容の充実を図ります。
- 基幹相談支援センター等を中心とした、障害者支援の関係機関によるネットワーク（枚方市自立支援協議会）で、地域全体で障害者を支えるために必要となる施策について定期的に議論を行い、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
- 市全体での相談支援事業のあり方を検討し、相談支援に係る体制整備を図ります。

（４）成年後見制度利用支援事業

枚方市成年後見制度利用促進基本計画とも整合性を図り、成年後見制度利用支援事業における申し立て費用の助成を行い、2021年度（令和3年度）には報酬助成に関する対象を見直しました。

【見込み量】

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	31	33	35

（５）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため意思疎通を図ることが困難な障害者等に対して手話通訳者・要約筆記者等を派遣する他、障害企画課の窓口到手話通訳者を配置し、円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者等派遣	件数	1,444	1,499	1,556
	時間	2,154	2,160	2,166
要約筆記者等派遣	件数	17	18	19
	時間	81	72	64

※第5、6期計画期間（2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度）見込み）のサービス利用実績を基に、新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

【見込み量】

単位：設置者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	2	2	2

【整備の方向】

- 講習会を実施するなど、手話通訳者・要約筆記者等の人材の育成・確保に努めます。
- 関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、人材の育成に努めます。

（6）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

大阪府、府下政令市、中核市との共同実施により、意思疎通を図ることが困難な障害のある人等が自立した日常生活、又は社会生活を行うことができるようになることを目的として、専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備するため、手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	20	20	20
	養成講習修了見込者数	40	40	40
要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	10	10	10
	養成講習修了見込者数	20	20	20
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数・養成講習修了見込者数	30	30	30
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	無	無	無
	養成講習修了見込者数	5	5	5

※数値は、大阪府、府下政令市、中核市全体の総数で見込んでいます。

【整備の方向】

○関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、人材の育成に努めます。

（7）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

大阪府、府下政令市、中核市との共同実施により、専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣します。

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業	実利用見込み件数	10,825	10,825	10,825
	時間	43,300	43,300	43,300
失語症者向け意思疎通支援者 派遣事業 ※失語症サロンへの派遣	実利用見込み件数	2	2	2

※数値は、大阪府、府下政令市、中核市全体の総数で見込んでいます。

【整備の方向】

○関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、サービスの利用を促進します。

（8）手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため意思疎通を図ることが困難な障害者等に対して社会参加を支援するため、手話奉仕員を養成する研修を行います。

【見込み量】

単位：修了見込者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話講習会	34	36	38

（9）日常生活用具給付等事業

障害者（児）の日常生活の便宜を図るため以下の福祉用具の給付を行います。

●介護・訓練支援用具

特殊寝台など、身体介護の支援や訓練のための用具

●自立生活支援用具

入浴補助用具や歩行支援用具など、入浴、移動などの自立生活を支援するための用具

●在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器など、在宅療養を支援するための用具

●情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、情報伝達や意思疎通を支援するための用具

●排泄管理支援用具

ストマ用装具など、排泄管理を支援するための用具

●居宅生活動作補助用具

障害者（児）の居宅生活動作を円滑にするための用具で、その設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【見込み量】

単位：件数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	66	79	94
自立生活支援用具	93	102	112
在宅療養等支援用具	94	97	100
情報・意思疎通支援用具	81	83	85
排泄管理支援用具	9,406	9,555	9,707
居宅生活動作補助用具	11	12	13

※第5、6期計画期間（2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度）見込み）のサービス利用実績を基に、見込んでいます。

【整備の方向】

○国、大阪府とも連携しながら、適宜、対象品目を見直すなどし、障害特性や個々の必要性に応じて事業を実施します。

（10）移動支援事業

●移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としてガイドヘルパー（移動支援従事者）を派遣します。

●障害児通学支援事業

1人で通学することが困難な障害のある児童・生徒に対して、保護者等の就労や病気などのやむを得ない理由があるため、付き添うことが困難な状況にある場合の通学を支援します。

【見込み量】

単位：年間

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	身体障害者	実利用者数	400	440	484
		利用時間数	75,572	83,129	91,442
	知的障害者	実利用者数	464	511	562
		利用時間数	112,559	123,815	136,196

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	精神障害者	実利用者数	185	203	224
		利用時間数	30,549	33,604	36,964
	障害児	実利用者数	26	29	32
		利用時間数	2,743	3,018	3,320
	合計	実利用者数	1,075	1,183	1,302
		利用時間数	221,423	243,566	267,922

※第5、6期計画期間2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度）見込み）のサービス利用実績を基に、新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

※2026年度（令和8年度）には2019年度（令和元年度）以前の新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復していくと見込んでいます。

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児通学支援事業	実利用者数	48	50	53
	利用時間数	6,884	7,132	7,846

※第5、6期計画期間（2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度）見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。

【整備の方向】

- アンケート調査から、サービスの今後の利用希望について比較すると、移動支援事業について、高いポイントを示しており、本市として、早急な社会資源の整備が必要と判断し、重点的に取り組んでいくこととし、見込み量に反映しています。
- 「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」などを通じて、広く情報提供を行い、本市のサービス提供指針の周知を行います。
- ガイドヘルパー養成研修等を開催し、それぞれの障害特性を理解したヘルパーを育成するなど、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。
- 障害児通学支援事業に従事するヘルパーの育成研修を柔軟に行うなどして、従事者の確保に努めます。

（11）地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会や交流促進などを図るための日中活動の場を提供します。
なお、センターには以下の3類型があります。

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民への障害や障害者に対する理解促進のための普及啓発などの事業を行います（相談支援事業所を併設）。

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練などのサービスを提供します。

Ⅲ型：創作的活動又は生産活動を行い、地域生活支援の促進を図ります。

【見込み量】

単位：か所数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	6	6	6
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	2	2	2

【整備の方向】

○本市独自の整備の方向としては、あらゆるニーズに対応するための拠点としての基幹型である「地域活動支援センターⅠ型」については主たる障害ごとの障害者支援の中心的役割としており、その機能を高めていきます。

○市全体での相談支援事業のあり方を検討し、相談支援に係る体制整備を図る中で「地域活動支援センターⅢ型」の機能、役割について明確にし、整備を図っていきます。

（12）日中一時支援事業

家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、障害者（児）の日中活動の場の提供、見守りなどの支援を行います。

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	日数	12,148	13,363	14,699

【整備の方向】

- 利用者のニーズ把握に努めるとともに、ニーズの拡大や多様化に対応できるよう、事業者の参入促進に努めます。
- 障害特性を理解した従業者の確保など、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。
- 利用者ニーズに即した事業形態、サービス提供のあり方について検討していきます。

（13）広域的な支援事業

市区町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として行い、精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を行います。

【見込み量】

単位：協議会の開催回数/年間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援広域調整会議等事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）	6	6	6

【整備の方向】

- 自立支援協議会（精神障害者地域生活支援部会）を中心に関係機関との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活を継続して送れるよう支援していきます。

（14）地域生活支援拠点等

【見込み量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点設置	か所数	1	1	1
地域生活支援拠点配置	コーディネーター	0	0	1
検証	検討・検証	1	1	1

【障害児福祉計画（第3期）】

3. 障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向

本市における障害児のニーズを踏まえ、障害児支援サービスについての第3期計画見込み量と整備の方向を定めます。

【見込み量】

単位：人（1月あたり）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
子ども・子育て支援等のニーズ	2,025	2,302	2,619

(1) 通所系サービス

●児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や発達に関する知識、対応方法を支援するとともに、集団生活への適応訓練を行います。

●放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するなどして、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数	390	468	561
	利用日数	3,300	3,630	3,993
放課後等デイサービス	実利用者数	1,290	1,420	1,562
	利用日数	16,050	17,655	19,420

※第5、6期計画期間（2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度）見込み）のサービス利用実績を基に、在宅の新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

【整備の方向】

○放課後等デイサービスについては、利用者ニーズが高く、事業所の育成、確保に努めます。また、サービスの質を担保するため、「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」等を通じて研修の機会を提供します。

（2）訪問系サービス

●保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、サービス提供を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	実利用者数	235	282	338
	訪問回数	380	456	550
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	0	0	0
	訪問回数	0	0	0

※第5、6期計画期間（2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度）見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。居宅訪問型児童発達支援については、重症心身障害児（身体障害者手帳1,2級かつ療育手帳A）のうち、障害児通所支援の利用状況を踏まえて、見込んでいます。

【整備の方向】

○児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所等の従業者に対して講座・講習などの受講を勧奨し、支援員の育成、確保に努めます。

（3）障害児相談支援

相談支援を行うことにより、障害児や保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく障害児の自立した生活を支え、支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	実利用者数	110	132	158

【整備の方向】

○ライフステージに応じた一貫した支援を提供する必要があることから、障害児相談支援については、障害児相談支援事業所と相談支援事業所の両方の指定を受けた事業所が一体的に実施することを基本とし、利用者ニーズを踏まえた障害児支援利用計画の作成ができるよう、人材育成に努めます。

○市全体での相談支援事業のあり方を検討し、各相談支援事業所の機能強化を図れるよう支援していきます。

（４）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

2019年度（平成31年度）に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児の支援調整の役割を担うコーディネーター1名を配置しました。

引き続き医療的ケア児等支援連絡会議へのコーディネーターの参加をはじめ、市内に在住する医療的ケア児等やその家族が、その心身の状況に応じた適切な医療、保健、福祉等による支援を調整し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援を行います。

【見込み量】

単位：各年度末

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉関係者数	1	1	1
	医療関係者数	0	0	0

（５）発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制について情報収集を行い必要性について引き続き研究してまいります。

4. 障害児の子ども・子育て支援等の利用

障害児福祉計画においては、障害児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みを設定するとともに、それを満たす提供体制の整備に努めることとされています。

枚方市障害児福祉計画（第3期）においては、枚方市子ども・子育て支援事業計画で定めている、障害児を含む子ども全体の目標事業量を掲載し、障害児の子ども・子育て支援事業の利用量については、各年度の実績の把握を行っていきます。（現在の枚方市子ども・子育て支援事業計画は2024年度（令和6年度）までの目標事業量となっており、次期計画が策定された際には、その見込み量を勘案し、本計画を推進いたします。）

（1）枚方市子ども・子育て支援事業計画における目標事業量

		令和6年度	
		量の見込み	確保方策
①教育・保育（人）※	1号	3,933	5,786
	2号	4,688	4,807
	3号	3,812	3,849
②時間外保育事業（人）		4,967	4,967
③放課後等児童健全育成事業（人）		5,548	5,548
④一時預かり事業（人日）	幼稚園	220,529	220,529
	上記以外	23,051	50,400
⑤地域子育て支援拠点事業	人日	67,300	67,300
	拠点数（か所）	16	16
⑥乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等	人	2,371	2,371
	助産師・保健師数（人）	40	40
	訪問員数（人）	50	50

※1号：満3歳以上で教育を希望される児童 2号：満3歳以上で保育が必要な児童
3号：満3歳未満で保育が必要な児童

（2）子ども・子育て支援事業計画との連携

障害のあるなしにかかわらず、子どもたちがともに成長できるよう、枚方市障害児福祉計画（第3期）では、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保にあたって、枚方市子ども・子育て支援事業計画との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・

障害児福祉計画（第2期）達成状況

1. 国及び大阪府の基本指針に基づく、2023年度（令和5年度）の成果目標

目標とする項目	令和5年度末 の目標	目標に対する進捗状況	
		令和4年度末 現在	説 明
(1) 施設入所者の地域移行者数	11人	13人	入所施設利用者の地域移行は概ね順調に進んでおり、令和4年度末に達成しています。
(2) 施設入所者の削減数	7人	4人	令和4年度末時点では4人となっており、目標の達成は難しい状況です。
(3) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	充実	充実	自立支援協議会の精神障害者地域移行部会を協議の場として位置づけ、外部講師による講演会の実施などを通じて、取り組みの充実に努めました。
(4) 令和5年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数	227人	231人	令和4年6月末時点の数値であり、当該時点では目標を達成している状況です。
(5) 福祉施設から一般就労への移行数	105人	96人	令和4年度末時点で目標の9割近くを達成しており、令和5年度末までには、目標を達成する見込みです。
(6) 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行数	60人	66人	令和4年度末時点で一般就労への移行者数は令和5年度末の目標を達成している状況です。
(7) 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行数	33人	22人	令和4年度末時点で一般就労への移行者数は目標の3分の2を達成している状況です。
(8) 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行数	12人	8人	令和4年度末時点で一般就労への移行者数は目標の3分の2を達成している状況です。

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

目標とする項目	令和5年度末の目標	目標に対する進捗状況	
		令和4年度末現在	説明
(9) 就労定着支援事業の利用率	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち6割	令和4年4月から一般就労し、令和5年4月時点で6月以上就労定着している48人のうち、その時点で就労定着支援事業を利用している者は29人です。
(10) 就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割以上の事業所が全体の9割以上	8割以上の事業所が全体の5割	本市の就労定着支援事業所は12か所で、うち1年後の職場定着率が8割以上の事業所は6か所です。
(11) 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額	15,000 円	12,272 円	令和4年度実績は 12,272 円ですので、目標を達成するのは厳しい状況となっています。
(12) 相談支援体制の充実・強化 令和5年度末までに、基幹相談支援センターを設置すること	充実	充実	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言件数9件 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数5件 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数13件
(13) 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築 不正請求の未然防止等の観点からの取り組み	充実	充実	障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数 7人 審査支払等システムでの審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 9回 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有回数 2回

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

目標とする項目	令和5年度末 の目標	目標に対する進捗状況	
		令和4年度末 現在	説 明
(1) 重層的な地域支援体制の構築 市立ひらかた子ども発達支援センターを発達上支援が必要な児童のための支援機関の拠点とし、重層的な地域支援体制の充実を図る。	充実	充実	関係機関との連携を図りながら、支援や配慮を必要とする子どもたちに対する相談支援や、保育所（園）に対する巡回相談・保育相談などに取り組み、地域における障害のある子どもたちへの支援を行いました。
(2) 主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	児童発達支援 7か所 放課後等デイサービス 9か所	児童発達支援 7か所 放課後等デイサービス 11か所	令和4年度末の数値であり、当該時点では目標を達成している状況です。
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	平成31年4月1日付で設置済。 関係機関と医療的ケア児等の支援について事例検討などの協議を行ないました。

2. 障害福祉サービス

※達成率 2023 年度（令和5年度）実績は見込み数値であり、達成率は 2023 年度（令和5年度）実績見込みと第6期計画見込み量との比較を表しています。

2020 年（令和2年）の初めから、新型コロナウイルス感染症の予防のため、多数の障害福祉サービス事業所等が、活動を停止・縮小したり、サービス提供者と利用者、および利用者同士の接触の機会を減らすなどの対策を余儀なくされました。そのため、実績の見込み量が、例年に比べて少なくなるサービスがありました。（同行援護、短期入所、移動支援）

（1）訪問系サービス

居宅介護のほか、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、利用はほぼ横ばいの傾向です。重度障害者等包括支援については、事業者数が少なく、利用実績はありませんでした。

また、適切なサービス提供ができるよう、自立支援協議会と合同で精神障害者のサービス提供従事者に係る上乘せ研修を市独自で実施しています。

単位：1 月あたり

				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	達成率
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	身体 障害者	実利用者数	見込量	496	508	519	86%
			実績	439	449	448	
		利用時間数	見込量	26,580	27,072	27,835	103%
			実績	25,628	27,280	28,620	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	143	147	151	119%
			実績	158	169	180	
		利用時間数	見込量	4,387	4,504	4,620	167%
			実績	6,596	6,894	7,704	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	349	365	382	93%
			実績	323	336	355	
		利用時間数	見込量	5,703	5,964	6,242	96%
			実績	5,348	5,361	6,015	
	障害児	実利用者数	見込量	32	32	33	121%
			実績	32	34	40	
		利用時間数	見込量	687	687	709	115%
			実績	782	765	813	

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	合計	実利用者数	見込量	1,020	1,052	1,085	94%
			実績	952	988	1,023	
		利用時間数	見込量	37,357	38,227	39,406	110%
			実績	38,354	40,300	43,152	

(2) 短期入所（ショートステイ）

短期入所については、利用者数、利用日数、共にほぼ見込み量どおりの伸び幅でした。前回計画に引き続き、他市の事業所の利用も多い状況であり、身近な地域でサービスを受けたいというニーズに対応するため、市内で基盤整備を図ることが必要です。また、緊急時利用や医療ケアに対応できる事業所の整備についてもニーズが高く、それぞれのニーズに応じたサービス基盤の確保が必要です。

単位：1月あたり

				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率
短期入所	身体障害者	実利用者数	見込量	65	67	68	74%
			実績	32	39	50	
		利用日数	見込量	317	326	331	81%
			実績	190	214	268	
	知的障害者	実利用者数	見込量	131	135	139	103%
			実績	97	124	143	
		利用日数	見込量	613	632	651	115%
			実績	519	631	751	
	精神障害者	実利用者数	見込量	3	3	3	33%
			実績	2	2	1	
		利用日数	見込量	31	31	31	35%
			実績	6	14	11	
	障害児	実利用者数	見込量	19	19	20	170%
			実績	13	29	34	
		利用日数	見込量	64	64	68	201%
			実績	54	119	137	
	合計	実利用者数	見込量	218	224	230	99%
			実績	144	194	228	
		利用日数	見込量	1,025	1,053	1,081	108%
			実績	769	978	1,167	

（3）日中活動系サービス

生活介護については、利用日数及び実利用者数について、ほぼ見込み量どおりとなりました。自立訓練については、実績が見込みを下回っています。就労定着支援については、利用日数が見込み量を大きく上回りました。また、療養介護については、実績がほぼ見込み量どおりとなっています。

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

単位：1月あたり

				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率
生活介護	身体 障害者	実利用者数	見込量	316	326	333	90%
			実績	298	304	301	
		利用日数	見込量	6,004	6,194	6,323	86%
			実績	5,283	5,323	5,429	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	601	625	639	103%
			実績	639	647	655	
		利用日数	見込量	10,944	11,384	11,643	111%
			実績	12,428	12,607	12,883	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	33	34	35	137%
			実績	33	38	48	
		利用日数	見込量	627	645	664	80%
			実績	349	434	532	
	合計	実利用者数	見込量	950	985	1,007	100%
			実績	970	989	1,004	
		利用日数	見込量	17,575	18,223	18,630	101%
			実績	18,060	18,364	18,844	
自立訓練	身体 障害者	実利用者数	見込量	8	8	8	88%
			実績	19	6	7	
		利用日数	見込量	114	114	114	84%
			実績	171	73	96	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	22	23	24	54%
			実績	20	19	13	
		利用日数	見込量	412	431	450	56%
			実績	312	322	253	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	16	17	17	76%
			実績	19	17	13	
		利用日数	見込量	237	252	252	58%
			実績	258	251	146	
	合計	実利用者数	見込量	46	48	49	67%
			実績	58	42	33	
		利用日数	見込量	763	797	816	61%
			実績	741	646	495	

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率
就労移行 支援	身体 障害者	実利用者数	見込量	15	15	15	107%
			実績	16	13	16	
		利用日数	見込量	237	237	253	112%
			実績	249	239	283	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	45	46	47	91%
			実績	41	43	43	
		利用日数	見込量	792	810	827	93%
			実績	709	763	768	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	100	105	110	114%
			実績	103	117	125	
		利用日数	見込量	1,523	1,599	1,675	115%
			実績	1,616	1,791	1,924	
	合計	実利用者数	見込量	160	166	173	106%
			実績	160	173	184	
		利用日数	見込量	2,552	2,646	2,755	108%
			実績	2,574	2,793	2,975	
就労継続 支援 A 型	身体 障害者	実利用者数	見込量	30	31	32	122%
			実績	40	40	39	
		利用日数	見込量	572	591	611	122%
			実績	765	754	748	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	49	50	51	110%
			実績	60	55	56	
		利用日数	見込量	962	982	1,002	110%
			実績	1,171	1,064	1,102	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	106	111	116	107%
			実績	104	109	124	
		利用日数	見込量	1,923	2,014	2,104	89%
			実績	1,831	1,902	1,883	
	合計	実利用者数	見込量	185	192	199	110%
			実績	204	204	219	
		利用日数	見込量	3,457	3,587	3,717	100%
			実績	3,767	3,720	3,733	
就労継続 支援 B 型	身体 障害者	実利用者数	見込量	84	86	88	123%
			実績	89	94	108	
		利用日数	見込量	1,411	1,445	1,478	129%
			実績	1,660	1,634	1,914	

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	達成率
	知的 障害者	実利用者数	見込量	376	387	397	105%
			実 績	372	389	416	
		利用日数	見込量	6,317	6,501	6,670	116%
			実 績	6,888	7,160	7,754	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	239	251	262	113%
			実 績	255	283	296	
		利用日数	見込量	4,015	4,217	4,402	93%
			実 績	3,450	3,850	4,099	
	合計	実利用者数	見込量	699	724	747	110%
			実 績	716	766	820	
		利用日数	見込量	11,743	12,163	12,550	110%
			実 績	11,998	12,644	13,767	
就労定着支援		実利用者数	見込量	45	47	49	133%
			実 績	55	55	65	
療養介護		実利用者数	見込量	53	53	53	96%
			実 績	53	51	51	

（4）居住系サービス

共同生活援助については、見込み量の伸び幅に対し実績の伸びがみられませんでした。市独自の補助金により、グループホームについては一定の新規開設は見られましたが、特に重度障害者に対応できる事業所の整備を望む声が多く聞かれるところです。

また、前回計画に引き続き、共同生活援助は、地域移行促進のための重要な施策であり、地域で生活している人の潜在的ニーズも高いものがあります。

単位：1月あたりの実利用者数

				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率
共同生活 援助	身体 障害者	実利用者数	見込量	51	55	60	88%
			実績	47	51	53	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	316	347	379	85%
			実績	309	320	321	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	63	70	77	123%
			実績	77	88	95	
	合計	実利用者数	見込量	430	472	516	91%
			実績	433	459	469	

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率
施設入所支援	身体 障害者	実利用者数	見込量	62	62	62	94%
			実績	64	58	58	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	112	111	110	105%
			実績	114	114	116	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	1	1	1	100%
			実績	0	0	1	
	合計	実利用者数	見込量	175	174	173	101%
			実績	178	172	175	
自立生活援助	身体 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	1	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	1	
	合計	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	2	

（5）相談支援（サービス利用計画作成）

相談支援の利用については、ほぼ横ばい状態で実績が伸びない状況です。

事業所の数が十分ではなく、やむなくセルフプランを作成する方がまだ多い状況で、市全体での相談支援事業のあり方を検討の上で実情を把握し、計画的に相談支援事業所を整備し、また、各相談支援事業所の機能強化が図れるよう支援していきます。

単位：1月あたりの件数

				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率
計画相談支援	身体 障害者	実利用者数	見込量	27	32	35	66%
			実績	19	22	23	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	38	46	50	134%
			実績	51	54	67	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	47	56	62	92%
			実績	40	40	57	
	障害児	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	
	合計	実利用者数	見込量	112	134	147	100%
			実績	110	116	147	

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率
地域移行 支援	身体 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	1	1	1	0%
			実績	0	0	0	
	合計	実利用者数	見込量	1	1	1	0%
			実績	0	0	0	
地域定着 支援	身体 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	1	1	1	0%
			実績	0	0	0	
	合計	実利用者数	見込量	1	1	1	0%
			実績	0	0	0	

（6）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、当事者への訪問面接を実施し、退院への意欲を高める支援に取り組むとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、精神科病院及び福祉関係者による協議の場と位置付けた部会活動を通じて、重層的な連携による支援体制を構築しました。

単位：年間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16	16	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

単位：月平均利用者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援	0	0	0
精神障害者の地域定着支援	0	0	0
精神障害者の共同生活援助	77	88	95
精神障害者の自立生活援助	0	0	1

（7）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、本市においては、基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保しています。また、主任相談支援専門員を計画的に確保し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導等を行っています。さらに地域課題を抽出し、検証するとともに地域における相談支援体制の検証・評価を行いました。

単位：年間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	9	9	9
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5	6	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	13	13	13

（8）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくため、大阪府が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への本市職員の参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析に基づく結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有に努めました。また、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めました。

単位：年間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	年間参加人数	18	7	7
審査支払等システム等での審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数	12	9	9
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有回数	体制の有無	有	有	有
	年間共有回数	2	2	2

3. 地域生活支援事業

（1）理解促進研修・啓発事業

毎年開催をしている理解促進にかかる啓発イベントについては、講演依頼先と調整がつかず2022年度（令和4年度）については開催できませんでしたが、障害者週間の前後に自立支援協議会による知的障害者への理解を求めるポスターの掲示や自立支援協議会の独自イベントなどの取り組みが行われました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
啓発イベントの開催	有	無	有

（2）自発的活動支援事業

毎年開催をしているふれあいスポーツ交流会等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2021年度（令和3年度）については開催を中止しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあいスポーツ交流会等の開催	無	有	有

（3）相談支援事業

相談支援事業所については、目標は未達成であり、機能のあり方も含め今後の検討課題と考えています。

単位：か所数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
相談支援事業所数	実績	7	7	7	78%
	見込み量	7	7	9	
障害児療育等支援事業の実施	実績	1	1	1	100%
	見込み量	1	1	1	

（4）成年後見制度利用支援事業

2021年度（令和3年度）に報酬助成対象を拡大したため、利用者は増加傾向にあります。

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
成年後見制度 利用支援事業	実績	5	9	15	52%
	見込み量	25	27	29	

（5）コミュニケーション支援事業

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業ともに、利用実績はほぼ横ばいとなっています。
手話通訳者設置事業は目標を達成しています。

単位：1年あたり

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
手話通訳者等派遣	件数	実績	1,332	1,340	1,338	149%
		見込み量	844	869	894	
	時間	実績	2,055	2,142	2,374	103%
		見込み量	2,159	2,224	2,288	
要約筆記者等派遣	件数	実績	9	15	10	77%
		見込み量	12	12	13	
	時間	実績	72	103	50	34%
		見込み量	136	136	147	
手話通訳者設置事業	設置者数	実績	2	1	2	100%
		見込み量	2	2	2	

（6）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業ともに、利用実績は大きな変化はなく、盲ろう者向け通訳・介護養成研修事業の実績は見込み量を下回りました。

単位：1年あたり

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	実績	6	4	—	—%
		見込み量	20	20	20	
	実養成講習修了者数	実績	35	39	—	—%
		見込み量	15	15	15	
要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	実績	6	14	—	—%
		見込み量	5	5	5	
	実養成講習修了者数	実績	20	22	—	—%
		見込み量	10	10	10	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数	実績	27	14	—	—%
		見込み量	30	30	30	
	実養成講習修了者数	実績	27	14	—	—%
		見込み量	30	30	30	
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	実績	6	無	—	—%
		見込み量	無	無	無	
	実養成講習修了者数	実績	11	14	—	—%
		見込み量	10	10	10	

※大阪府、府下政令市及び中核市の全体数。

（7）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、利用は減少傾向にあり、実績は見込み量を下回りました。

単位：1年あたり

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件数	実績	99	79	—	—%
		見込み量	75	100	125	
	時間	実績	614	510	—	—%
		見込み量	300	400	500	

（8）手話奉仕員養成研修事業

手話講習会修了者数はほぼ横ばいの状態で推移しています。

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
手話講習会修了者数	実績	36	36	—	—%
	見込み量	50	50	50	

（9）日常生活用具給付等事業

給付実績は用具の種類により差があり、概ね実績は見込み量前後で推移しました。一部の用具の実績は見込み量を大きく下回りました。

単位：件数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
介護・訓練支援用具	実績	28	46	55	115%
	見込み量	45	47	48	
自立生活支援用具	実績	64	93	68	59%
	見込み量	109	112	115	
在宅療養等支援用具	実績	80	88	57	93%
	見込み量	83	86	88	
情報・意思疎通支援用具	実績	66	77	60	57%
	見込み量	100	103	106	
排泄管理支援用具	実績	8,931	9,114	9,090	95%
	見込み量	9,057	9,327	9,597	
居宅生活動作補助用具	実績	3	9	7	58%
	見込み量	11	12	12	

(10) 移動支援事業

2020年度（令和2年度）以降の利用の減少は新型コロナウイルス感染症予防対策の影響によるものと考えられ、この要因を踏まえ、前期計画では2021年度（令和3年度）以降の見込み量を見直しましたが、実績が大きく見込み量を下回っています。

単位：1年あたり

				令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
移動支援事業	身体障害者	実利用者数	実績	343	345	321	88%
			見込量	358	361	364	
		利用時間数	実績	65,923	61,876	68,702	98%
			見込量	68,966	69,349	69,731	
	知的障害者	実利用者数	実績	415	451	422	59%
			見込量	697	703	708	
		利用時間数	実績	87,456	93,553	102,326	75%
			見込量	134,170	134,915	135,661	
	精神障害者	実利用者数	実績	168	168	168	87%
			見込量	189	190	192	
		利用時間数	実績	18,469	24,534	27,772	75%
			見込量	36,364	36,566	36,768	
	障害児	実利用者数	実績	24	24	24	36%
			見込量	65	66	66	
		利用時間数	実績	1,678	1,994	2,494	19%
			見込量	12,539	12,609	12,679	
	合計	実利用者数	実績	950	988	978	73%
			見込量	1,309	1,320	1,330	
		利用時間数	実績	173,526	181,957	201,294	78%
			見込量	252,039	253,439	254,839	

障害児通学支援事業については、放課後等デイサービスの送迎利用もあり、利用時間は減少傾向にあります。

単位：1年あたり

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
障害児通学 支援事業	実利用者数	実績	51	43	46	102%
		見込み量	45	45	45	
	利用時間数	実績	6,972	6,056	5,898	75%
		見込み量	7,830	7,830	7,830	

（11）地域活動支援センター事業

I型、II型については、計画どおりの事業所数で推移しています。

III型については、機能のあり方も含め、今後の検討課題と考えています。

単位：か所数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
地域活動支援センターⅠ型	実績	6	6	6	100%
	見込み量	6	6	6	
地域活動支援センターⅡ型	実績	1	1	1	100%
	見込み量	1	1	1	
地域活動支援センターⅢ型	実績	2	2	2	50%
	見込み量	2	2	4	

（12）日中一時支援事業

日中一時支援事業については2016年（平成28年）の報酬体系の見直し後、見込み量の伸び幅をはるかに超える利用実績の伸びを見せています。

単位：日（1年あたりの利用日数）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
日中一時支援事業	実績	8,326	10,405	11,044	131%
	見込み量	7,909	8,147	8,385	

（13）広域的な支援事業

市区町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として行い、精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を行いました。

単位：協議会の開催回数/年間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援広域調整会議等事業 （精神障害者地域生活支援広域調整等事業）	実績	6	6	6
	見込み量	6	6	6

4. 障害児支援サービス

（1）通所系サービス

児童発達支援については、前回計画に引き続き、実利用者数、利用日数とも増加傾向にあります。放課後等デイサービスについても、前回計画に引き続き、実利用者数、利用日数とも増加傾向にあり、いずれも実績は見込み量を上回りました。医療型児童発達支援についての実績は見込み量を下回りました。

単位：1月あたり

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
児童発達支援	実利用者数	実績	282	303	326	130%
		見込み量	239	244	250	
	利用日数	実績	2,534	2,756	2,997	131%
		見込み量	2,188	2,233	2,288	
医療型 児童発達支援	実利用者数	実績	1	0	0	0%
		見込み量	1	1	1	
	利用日数	実績	2	0	0	0%
		見込み量	15	15	15	
放課後等 デイサービス	実利用者数	実績	898	1,026	1,172	136%
		見込み量	818	843	860	
	利用日数	実績	11,363	12,876	14,590	124%
		見込み量	11,241	11,578	11,809	

（2）訪問系サービス

保育所等訪問支援の訪問回数は増加傾向で推移しています。居宅訪問型児童発達支援の実績はありませんでした。

単位：1月あたりの回数

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
保育所等訪問支援	実利用者数	実績	133	171	196	306%
		見込み量	56	60	64	
	訪問回数	実績	208	256	315	181%
		見込み量	154	164	174	
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	実績	0	0	0	-
		見込み量	0	0	0	
	訪問回数	実績	0	0	0	-
		見込み量	0	0	0	

（3）相談支援

実利用者数については増加傾向で、目標数値を達成しています。

単位：1月あたりの実利用者数

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
障害児相談支援	実利用者数	実績	65	77	91	134%
		見込み量	65	67	68	

第 6 章

計画の推進体制及び進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、枚方市が主体となり、国、府等の行政機関との連携を図るとともに、広く市民や関係団体等の協力を得ながら、それぞれの役割に応じて、一体となって対応していくことが重要なことから、以下のとおり施策の総合的、効果的な推進を図ります。

（１）関係機関、市民等との連携及び計画の周知

本計画の推進にあたっては、行政と関係機関、団体、市民、サービス事業所などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行い、障害者の支援に関わる様々な施策の計画的かつ総合的な推進に取り組むものとします。

また、障害者に関する施策の将来的な方向を定めた長期計画であり、関係者が協力・連携して取り組むことが重要なことから、この計画の内容についての周知を積極的に図ります。

（２）枚方市社会福祉審議会

本市の障害者施策の総合的、計画的な推進について調査審議を行う枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会において、関係機関代表者、障害当事者、学識経験者等の委員から計画の推進方法、各施策の取り組み状況等について意見を求め、効果的な計画の推進を図ります。

（３）枚方市自立支援協議会

障害者の地域生活における諸課題に対する支援体制等を協議する枚方市自立支援協議会において、障害者に対する適切なサービスの提供、充実を図り、地域での自立した生活を促進するため、主に障害福祉サービス等について、目標達成に向けた課題検討、施策提案を行うなど、計画の推進を図ります。

（４）庁内の計画推進体制

本計画に基づく取り組みは、福祉分野のみならず、保健、医療、生活環境、教育、労働、人権尊重等多岐にわたっており、関連施策をそれぞれの担当部門が主体的に推進するとともに、健康福祉部が中心となり、庁内関係部局間の連携を図ります。

また、計画の推進上、国、府との連携が必要な場合は、その事業内容に応じて関係部

局がその調整等を図るなど、計画の総合的な推進に努めます。

（５）サービス提供体制の充実

障害者の地域での自立した生活においてその基盤となる福祉サービス等を的確に提供できるよう、サービス事業所や従事者の確保と質の向上に事業者団体等と協力して取り組みます。

また、サービス提供の基盤整備について諸課題を認識し、解決方策の検討を行い、その推進を図るとともに、適切な事業運営が図れる制度のさらなる充実について、国、府等にも要望を行います。

第2節 計画の進行管理

各分野に携わる関係団体及びサービス事業所の代表者や障害当事者、学識経験者等で構成される枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会によって本計画の進捗状況の管理と評価を行います。

また、庁内においても、毎年度、各施策の取り組み状況の報告を関係部署に求めるなど、進捗状況の自己管理、評価を行い、計画の適正な進行管理を図ります。

資料編

第1節 計画策定の経過

日 程	審議機関	アンケート等	内 容
令和5年 3月29日	令和4年度 第 2回 社会福祉 審議会		枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）の策定及び 枚方市障害者計画（第4次）の改訂について
5月22日	第1回 障害福 祉専門分科会		・枚方市障害福祉計画の概要と策定スケジュールについて ・アンケート調査の概要について
6月12日	第2回 障害福 祉専門分科会		・枚方市障害者計画（第4次）の令和4年度進捗状況について ・枚方市障害者計画（第4次）の中間総括見込みについて ・枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）の進捗状況について ・枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）の策定及び枚方市障害者計画（第4次）改訂に係るアンケート調査について
7月21日 ～8月4日		「福祉に関するアンケート」調査の実施	調査対象：障害者手帳所持者 調査実施数：2,300人 （18歳以上 2,000人、18歳未満 300人） 回収数：18歳以上 720人（回答率 36.0%） 18歳未満 99人（回答率 33.0%）
7月17日 ～8月7日		事業所アンケート調査の実施	調査対象：市内サービス障害福祉サービス提供事業所 調査実施数：300事業所 調査回答数：157事業所（回答率 52.3%）
7月21日 ～8月7日		団体アンケート調査の実施	調査対象：ラポールひらかた登録団体のうち障害者関係団体 調査実施数：53団体 調査回答数：26団体（回答率 49.1%）
9月15日	第3回 障害福 祉専門分科会		・枚方市障害者計画（第4次改訂版）、及び枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）骨子案について ・枚方市障害者計画（第4次改訂版）、及び枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）策定に係るアンケート調査結果について（速報） ・入所者の地域移行について

日 程	審議機関	アンケート等	内 容
10月13日	第4回 障害福祉専門分科会		・枚方市障害者計画（第4次）改訂版、及び枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）試案について ・枚方市障害者計画（第4次）改訂版、及び枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）策定に係るアンケート調査結果について
11月13日	第5回 障害福祉専門分科会		・枚方市障害者計画（第4次）改訂版、及び枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）素案について ・枚方市障害者計画（第4次）改訂版、及び枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）策定に係るアンケート調査結果について ・地域生活支援拠点等の整備について
12月12日 12月19日		ヒアリングの実施	障害者関係団体：2団体 事業者：2件
12月15日～ 令和6年 1月9日		市民意見聴取	意見提出者数：14人 延べ意見件数：30件 内、公表する意見件数 30件 意見交換会参加者：1月5日7人 1月9日1人 子どもに対する意見聴取：1月16日実施 枚方支援学校高等部3年生5人 意見提出方法：意見回収箱1件 ロゴフォーム2件 意見交換会等27件（1月5日18件、1月9日3件、1月16日6件）
2月2日	第6回 障害福祉専門分科会		・市民意見聴取の報告 ・枚方市障害者計画（第4次改訂版）、及び枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）案について
3月26日	令和5年度 第2回 社会福祉審議会	社会福祉審議会委員へ報告	枚方市障害者計画（第4次改訂版）、及び枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）案

第 2 節 枚方市社会福祉審議会からの答申

令和 6 年 2 月 2 日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚 方 市 社 会 福 祉 審 議 会
委員長 所 めぐみ
障害福祉専門分科会
会 長 三 田 優 子

「枚方市障害者計画（第 4 次改訂版）、枚方市障害福祉計画（第 7 期）及び
枚方市障害児福祉計画（第 3 期）」について（答申）

「枚方市障害者計画（第 4 次改訂版）、枚方市障害福祉計画（第 7 期）及び枚方市障害児福祉計画（第 3 期）」について、これまでの本審議会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を付して答申します。

記

- 1 . 枚方市障害者計画（第 4 次改訂版）、枚方市障害福祉計画（第 7 期）及び枚方市障害児福祉計画（第 3 期） 別紙のとおり
- 2 . 枚方市障害者計画（第 4 次改訂版）、枚方市障害福祉計画（第 7 期）及び枚方市障害児福祉計画（第 3 期）に関する附帯意見
 - （1）計画理念に基づき、障害福祉行政の推進を図っていくこと。
 - （2）複雑、多様化するニーズに応えるために行政のみならず、福祉分野の関係機関との連携を図ることはもとより、他の分野の関係機関とも連携を図り、課題解決に努めること。
 - （3）計画の成果目標及びサービスの見込み量について、進捗状況の分析・評価を定期的に行うこと。なお、サービスの見込み量については、国の基本指針を踏まえ、より高い頻度で実績を把握するよう努めるとともに、事業の見直し等について、必要に応じて検討すること。

以上

第3節 枚方市社会福祉審議会条例

平成25年12月9日

条例第41号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(調査審議事項の特例)

第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員19人以内で組織する。

(平27条例13・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、3年以内）とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第6条 臨時委員の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあっては3年（臨時委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、3年以内）とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあっては当該特定の事項の調査審議が終了するまでとする。

(平27条例13・一部改正)

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長（委員長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

（令4条例20・一部改正）

（会議の公開等）

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

（1） 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議

（2） 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（平29条例40・一部改正）

（専門分科会）

第9条 審議会は、次の各号に掲げる合議制の機関が処理すべき事項を担当するものとし、審議会に、当該各号に掲げる合議制の機関として、それぞれ専門分科会を置く。

（1） 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項に規定する合議制の機関

（2） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する合議制の機関

（3） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する合議制の機関

（平27条例13・全改、平27条例24・令5条例5・一部改正）

（専門分科会の組織及び運営）

第10条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に専門分科会長を置き、それぞれの専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 第7条及び第8条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

6 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第3節 枚方市社会福祉審議会条例

(審査部会)

第11条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に定めるもののほか、必要に応じ、専門分科会に審査部会を置くことができる。

2 審議会は、審査部会（社会福祉法施行令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この条において同じ。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(枚方市障害者施策推進審議会条例の廃止)

2 枚方市障害者施策推進審議会条例（平成24年枚方市条例第36号）は、廃止する。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

3 枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成27年3月9日条例第13号〕

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(枚方市子ども・子育て審議会条例の廃止)

2 枚方市子ども・子育て審議会条例（平成25年枚方市条例第10号）は、廃止する。

附 則〔平成27年6月16日条例第24号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和4年6月16日条例第20号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和5年3月7日条例第5号〕

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第4節 枚方市社会福祉審議会規則

平成26年3月31日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、枚方市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 審議会は、法第11条第2項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会及び社会福祉法人設立認可等専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会が調査審議する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議

(2) 障害福祉専門分科会 次に掲げる事務

イ 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議その他障害者の福祉に関する事項の調査審議

□ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項各号に掲げる事務

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第10項に規定する事務

(3) 児童福祉専門分科会 次に掲げる事務

イ 児童の福祉に関する事項の調査審議

□ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条第2号の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

ハ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

(4) 子ども・子育て専門分科会 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務

(5) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項の調査審議

(6) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議

(7) 社会福祉法人設立認可等専門分科会 次に掲げる事務

イ 社会福祉法人の設立認可に関する審査並びに業務の停止命令、役員の解職勧告及び解散命令に関する調査審議

□ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令及び設置の認可の取消しに

関する事項の調査審議

(平26規則106・平27規則29・平30規則20・令5規則18・一部改正)

(審査部会)

第3条 審議会は、政令第3条第1項及び条例第11条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に第一審査部会及び第二審査部会を、児童福祉専門分科会に母子・父子福祉審査部会及び児童福祉施設認可審査部会を置くことができる。

2 審査部会が審査する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第一審査部会 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項の審査

(2) 第二審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項の審査

(3) 母子・父子福祉審査部会 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条に規定する母子福祉資金、同法第31条の6に規定する父子福祉資金及び同法第32条に規定する寡婦福祉資金の貸付けに関する事項の審査

(4) 児童福祉施設認可審査部会 次に掲げる事務

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項及び第35条第6項に規定する認可に関する事項の審査

ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する認可、同法第21条第2項に規定する命令及び同法第22条第2項に規定する認可の取消しに関する事項の審査

3 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 審査部会に審査部会長を置き、それぞれの審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 審査部会長は、審査部会の会務を掌理する。

6 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(平26規則106・平27規則29・一部改正)

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年9月30日規則第106号抄〕

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則〔平成27年3月31日規則第29号〕

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月30日規則第20号〕

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔令和5年3月31日規則第18号〕

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第5節 枚方市社会福祉審議会 本審委員名簿

(50音順・敬称略)

任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日	
明石 隆行	橋本 有理子
安藤 和彦	原 啓一郎
石田 慎二	日野 裕
鵜浦 直子	○福間 眞智子
大西 雅裕	藤本 良知
川北 典子	古満 園美
小山 隆	三田 優子
佐藤 嘉枝	三戸 隆
◎所 めぐみ	安田 雄太郎
中島 秀芳	

◎…委員長

○…副委員長

※委員構成

学識経験者	12名
社会福祉事業従事者	7名

第6節 枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会委員名簿

(50音順・敬称略)

任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日	
東 早苗	◎三田 優子
虎杖 利和※1	村上 哲也
小上馬 宗昭	安田 雄太郎
高橋 昌子	山本 佳代
中岡 将基	米川 舞
○日野 裕	渡辺 清
前田 有美	

◎…会長

○…職務代理

※1 前任者の横田 浩典氏の任期が令和5年4月末のため、任期は令和5年5月から。

※委員構成

学識経験者	2名
社会福祉事業従事者	8名
社会福祉従事者	3名

第7節 枚方市自立支援協議会設置要綱

平成25年3月29日制定

枚方市要綱第45号

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により実施する地域生活支援事業のうち、同項第3号に規定する事業（以下「障害者相談支援事業」という。）を実施するに当たり、法第89条の3第1項の規定に基づき、枚方市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（担当事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査し、及び協議するものとする。

- (1) 障害者相談支援事業の運営に対する評価に関すること。
- (2) 支援が困難な事例への対応に関すること。
- (3) 法第89条の3第1項に規定する関係機関等（次条において「関係機関等」という。）のネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域において、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むため必要となる、社会資源の開発、改善等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

（構成）

第3条 協議会は、委員18人以内で構成する。

2 委員は、健康福祉部福祉事務所長及び次に掲げる者とする。

- (1) 障害者相談支援事業に係る事業所の管理者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を代表する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（進行方法）

第4条 協議会は、その会議の円滑な進行のため、座長及び副座長を置く。

2 会議は、その進行方法に関する事項を除き、取決めを行わないものとする。

（依頼期間）

第5条 委員（第3条第2項各号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。）の依頼期間は、2年以内とする。

2 委員は、再依頼されることができる。

（幹事会）

第6条 協議会の運営を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、健康福祉部福祉事務所長及び第3条第2項第1号の委員で組織する。

3 幹事会は、その会議の円滑な進行のため、幹事長及び副幹事長を置く。

4 第4条第2項の規定は、幹事会について準用する。

（専門部会）

第7条 特定の事項について検討するため、幹事会に専門部会を置くことがある。

2 専門部会の構成及び運営については、幹事長が幹事会に諮ってこれを定める。

（守秘義務）

第8条 委員（臨時委員を含む。以下同じ。）は、協議会、幹事会又は専門部会の会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなったときも、また、同様とする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉事務所障害企画課が担当する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 枚方市自立支援協議会設置要綱（平成19年枚方市要綱第73号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた委員の依頼その他の行為は、この要綱の規定によりなされた委員の依頼その他の行為とみなす。

附 則 [令和5年1月19日枚方市要綱第70号]

この要綱は、制定の日から施行する。

第8節 枚方市自立支援協議会委員名簿

(50音順・敬称略)

令和4年1月13日～ 令和5年11月30日
内田 拓洋
亀谷 明美
桐山 広子
河野 和永
島本 義信
立川 綾子
辻 史生
○長尾 祥司
中川 敬介
西川 滋人
服部 孝次
日野 裕
◎三田 優子
山中 いずみ
安田雄太郎
山本 雅英

令和6年2月1日～ 令和8年1月31日
内田 拓洋
亀谷 明美
桐山 広子
河野 和永
辻 史生
○長尾 祥司
中川 敬介
中岡 将基
西川 滋人
服部 孝次
日野 裕
◎三田 優子
山中 いずみ
安田雄太郎
山本 雅英

◎…会長

○…副会長

◎…座長

○…副座長

※委員構成

障害者相談支援事業に係る事業所の管理者	6名
学識経験者	1名
障害福祉サービス事業者を代表する者	1名
関係機関を代表する者（福祉関係機関）	1名
関係機関を代表する者（保健・医療関係機関）	1名
関係機関を代表する者（雇用関係機関）	1名
上記の他、市長が必要と認める者	3名
本市の職員	1名

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

福祉に関するアンケート（障害者・障害児）集計結果の概要

1. 調査の目的

本調査は、令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画、第4次障害者計画改訂版の策定に資するため、市民の障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施するものです。

2. 調査対象

市民アンケート調査対象：「18歳以上」、「18歳未満」の障害者手帳等所持者

事業者・団体アンケート調査対象：障害福祉サービス提供事業者、障害者関係登録団体

3. 調査期間と方法

1) 調査期間

「18歳以上」、「18歳未満」

調査期間：令和5年7月21日（金）～令和5年8月4日（金）

「サービス提供事業所」、「障害者団体」

調査期間：令和5年7月21日（金）～令和5年8月4日（金）

2) 調査方法

郵送による、配布・回収

4. 調査票の回収状況

	配布数（票）	回収数（票）	回収率（％）
18歳以上	2000 (1991)	720 (845)	36.0 (42.4)
18歳未満	300 (300)	99 (116)	33.0 (38.7)
サービス提供事業所	300 (300)	157 (214)	52.3 (71.3)
障害者団体	53 (63)	26 (38)	49.1 (60.3)

※（ ）の数は前回計画策定時実施のアンケートの数字

市民アンケート調査（障害者・障害児）集計結果の概要

■集計方法

- ・ 障害者手帳種別に基づきクロス集計を行った。
- ・ 「身体障害者手帳を所持」、「療育手帳を所持」、「精神障害者保健福祉手帳を所持」、「複数手帳を所持」、「手帳を所持していない」の5種別である。「無回答」は表示していないが、「合計」には含まれる。

1. 属性

- ・ 合計では65.3%が「本人」ですが、療育・複数は「本人」38.6%、「家族」51.9%となっています。
- ・ 身体は高齢者の割合が高く、療育は若年層の割合が高くなっています。
- ・ 18歳未満では「本人」8.1%で「本人の家族」が90.9%となっています。

2. 障害状況

- ・ 療育の48.3%が発達障害と診断されており、18歳未満では療育の48.3%が発達障害と診断されています。
- ・ 手帳取得年齢「18歳未満」が56.6%となっています。
- ・ 強度行動障害と言われた方は、「身体」「複数」で17.9%程度あります。
- ・ 高次脳機能障害の診断は、各障害種別とも7%程度あります。
- ・ 難病罹患している方は、「身体」「複数」で38%程度で、18歳未満では「身体」「複数」で45%程度ありました。
- ・ 医療的ケアは「服薬管理」が中心ですが、「透析」「ストマ」なども一定数あります。

3. 住まいや暮らし

- ・ 「家族と暮らしている」は75.1%、「一人暮らし」は15.0%となっています。
- ・ 同居者は、身体では「配偶者」が69.1%、療育では「母」82.9%、「父」66.7%となっています。
- ・ 日常における自身の身体的な行動は「一人でできる」方が70%～80%と多く、療育、精神では、「お金の管理」「薬の管理」など複雑な行動では、「一人でできる」は59%程度となっています。また、18歳未満では一部介助・全介助を要す事項が平均で47%程度となっており、「一人でできる」という回答が平均で48.3%程度にとどまりました。
- ・ 介助者（複数回答）は、身体は「配偶者」、療育・精神・複数は「母」「父」が中心となっています。
- ・ 主な介助者は、療育・複数では「母」60.3%、身体では「配偶者」47.8%となっています。
- ・ 主な介助者の健康状態は、57.3%が「普通」ですが、「良くない」は18.2%あります。
- ・ 一時的に介助ができなくなった場合の対応は、「他の家族」「知人」「短期入所サービス等」などや「一人でできる」で、57.4%は対応できますが、25.2%は「対応できず困る」となっています。
- ・ 「介助を受けているうえで困ること」は「精神的負担」「経済的負担」「介助者が少ない」が主ですが、身体・精神は「精神的負担」が19.3%あります。

- ・暮らしの希望については、「家族と一緒に」が59.4%となっています。また、「一人で暮らしたい」は身体・精神・複数は20%程度ですが、療育は12.4%となっています。
- 障害支援区分別で見ると「グループホームで暮らしたい」区分4(24.1%)、区分5(20.0%)や、区分6では「入所施設で暮らしたい」(20.7%)と民間住宅以外の希望も見られます。本市としては地域生活への移行促進の観点から、重度障害者の受け入れに対応できるグループホームや一人暮らしを体験できる場等の整備を促進することにより、重度障害者が施設入所を選択することなく、その人らしく地域で自立して暮らすことができるよう取り組みます。
- ・通院時や医療を受けるにあたって困っていることでは、「公共交通の利用」「医者や看護師とのコミュニケーション」ですが、特に療育では「医者や看護師とのコミュニケーション」が41.4%となっています。
- ・地域生活での支援としては、「経済的負担軽減」「相談対応等の充実」「在宅サービス利用」「障害者に適した住宅確保」が34%程度ですが、「情報の取得利用や意思疎通」が24.3%あります。

4. 日中活動や就労

- ・84.2%が週に数回外出していますが、「外出しない」は13.5%あります。18歳未満では85.9%が「ほぼ毎日外出する」という回答でした。
- ・外出目的は「買物」「医療機関受診」「通園・通所・通学・通勤」などです。
- ・外出での困りごとは、18歳以上、未満の別を問わず「困った時にどうすればいいのか心配」や「休憩できる場所が少ない」「道路や駅に階段や段差が多い」「列車やバスの乗り降りが困難」などの公共空間での困りごとが指摘されています。
- ・平日の日中を主にどのように過ごすかは、身体・精神は「自宅で過ごす」が48.6%、療育は「福祉施設や作業所への通い」が49.0%となっています。
- ・「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている」(全体の28.2%)方は、「正社員」は39.4%で、「パート・アルバイト等」非正規が46.8%となっています。
- ・仕事の見つけ先は、「自分自身で見つけた」が33.8%ですが、身体は46.7%となっています。療育では「障害者就業・生活支援センター」が26.7%となっています。
- ・就労期間は、「10年以上」は身体61.3%、療育53.3%ですが、精神・複数は期間が短い方が多いです。
- ・退職理由は、自身の「体調悪化」が38.8%ですが、「仕事場の人間関係」「障害に対する周辺の理解や配慮不足」も指摘しています。
- ・就労支援としては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」を中心として、多面的な支援を必要としています。
- ・余暇活動に必要なことでは、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」が27.6%あります。

5. 障害福祉サービス等の利用

- ・障害支援区分を受けている方は20.8%にとどまります。
- ・介護保険サービスを受けている方は、合計14.0%、身体22.7%となっています。
- ・介護保険サービスを受けている方（13.9%）の要介護度は、「要支援1、2」32.6%、「介護度1～3」39.6%、「介護度4～5」21.8%となっています。
- ・訪問系サービスを「利用している」は8.2%ですが満足度は高いです。「利用していない」は63.9%で、「今後も利用しない」方が多くなっています。
- ・日中活動系サービスを「利用している」は5%前後で、『利用していない』は60%前後となっています。
- ・居住系を「利用している」は11%程度で少ない。今後も利用しない理由は、「家族の支援があり、自宅で生活できるから」が52.9%あります。
- ・相談系サービスを「利用している」は11.0%前後で少なく、利用していない理由は「利用しなくても困らないから」となっています。

しかし、「現在利用していないが、今後利用したい」についての回答率は、他のサービスに対し、相談支援については25%、地域相談支援については21.4%と、比較的高いポイントを示しています。

アンケート項目の相談支援を利用しない理由として、「利用しなくても困らないから」が40.7%、「相談する内容がないから」が29.6%となっていますが、「どんな内容を相談すればよいか、わからないから」が29.2%、「どんなサービスか知らないから」が20.0%と、約半数の人がサービスの内容をよく知らないために、潜在的なニーズがありながらサービスを利用できていない人が少なからずおられる可能性があり、サービスの需要は高いと考えられます。

よって、本市としては相談支援事業について、重点的にサービス提供の基盤整備を促進するとともに、サービス内容の一層の周知を図ることが重要であると考えます。

- ・移動支援サービスを現在「利用している」は9.3%ですが、「現在利用していないが、今後利用したい」についての回答率は、18.3%と他のサービスと比較し、最も高いポイントを示しています。また、18歳未満でも、「現在利用していないが、今後利用したい」についての回答率は、34.3%と非常に高いポイントを示しており、サービスの提供体制の整備を重点的に行う必要があると考えます。
- ・「現在利用していないが、今後3年以内に利用したい」と「現在利用していないが、将来的に利用したい」を合わせた回答率で高いポイントを示しているものとしては、短期入所（ショートステイ）が15.6%、共同生活援助（グループホーム）が15.1%と比較的高いポイントであり、支援区分4以上で見るとより顕著にその傾向が窺えます。これらの結果より本市の社会資源の整備方針として、重度障害者の地域移行支援の促進に資する、短期入所事業、及びグループホームの整備促進に重点的に取り組みます。
- ・日中一時支援事業を『利用している』は4.2%と少なく、利用していない理由は「利用しなくてもあなた自身のことはあなた自身でできるから」となっていますが、18歳未満では「今後利用したい」について31.3%と高いポイントを示しています。

- ・意思疎通支援事業を「利用している」は1.9%と少なく、利用していない理由は「利用しなくても困らないから」となっています。
- ・地域活動支援センター事業を「利用している」は3.7%と少なく、利用していない理由は「どんなサービスか知らないから」となっています。

6. 相談相手

- ・相談相手は「家族や親せき」72.8%となっています。精神・複数は「かかりつけの医師や看護」42.3%となっています。
- ・福祉サービス等に関する情報の入手先は、「広報ひらかた」34.0%「インターネット」31.1%「家族や親せき、友人・知人」が31.9%となっています。精神・複数では、「かかりつけの医師や看護師」30%程度となっています。
- ・生活情報入手で困ることは、「物を買うときの契約などで申込書の内容がむずかしく分からない」が29.2%で、特に療育では56.6%となっています。

7. 権利擁護

- ・「嫌な思い」は41.5%が経験し、43.1%が経験していません。
- ・「嫌な思い」をした場所については、「外出先・余暇を楽しむとき」「公共交通機関」「職場」「病院等の医療機関」の順となっています。
- ・「嫌な思い」の内容は、「じろじろ見られた」「不親切・冷たい態度をとられた」「障害に配慮してもらえなかった」「暴言や嫌味を言われる、暴力を受ける」などです。
- ・成年後見人制度について「制度が良くわからない」は、合計29.4%、療育・精神・複数では49%程度、身体は17.3%となっています。

8. 災害時の避難等

- ・「地震等の災害時に一人で避難」については、「できる」は合計39.9%ですが、療育は26.2%、精神は49.0%となっています。「できない」では、複数・療育は46.8%となっています。
- ・「避難時に助けてくれる人」が「いる」は22.1%、「いない」は42.8%となっています。
- ・「助けてくれる人」は「近所の人」44.0%、「友人・知人」34.0%となっています。療育は「ヘルパーなど事業所の職員」44.1%となっています。
- ・災害時に避難する時や避難生活で困ること、不安に思うことでは、「投薬や治療が受けられない」46.3%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」46.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」39.6%となっています。
- ・精神は「投薬や治療が受けられない」61.8%、療育は「周囲とコミュニケーションがとれない」55.2%となっています。
- ・災害時の避難先は、「避難所」37.2%、「わからない」24.4%となっています。

- ・避難場所があれば、役に立つ、障害特性に配慮していると思われる品物については、合計は「自分だけの空間を作れる簡易な装置（段ボール箱の区切り等）」54.7%、「何らかの支援が必要なことがわかるカード、バンダナなど」23.9%、「騒音、雑音を遮断する耳あて（イヤーマフ等）」22.2%となっています。前記以外では、身体は「車いすで利用できるトイレ」27.8%、療育は「避難所での連絡事項などが音声により伝えられる装置」26.2%となっています。

9. 新型コロナウイルス感染症流行の影響

- ・新型コロナウイルス感染症流行による生活の変化は、「外出ができなかった」42.5%、「介助者（家族やヘルパー）との感染対策」19.4%、「いつも行っているところ（会社や通所事業所など）に行くことができなかった」8.9%となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことによる変化は、「まだ少し、感染に対する不安があり、しばらく以前の生活には戻れないと思う」50.6%となっています。

事業所アンケート及びヒヤリングの概要

■調査の実施概要

1) 調査の趣旨

次期計画の策定にあたって、障害福祉サービス事業所、障害児支援事業所の運営状況・ニーズ、今後の事業展開の意向などを把握し、計画策定および施策推進の基礎資料として活用するため、枚方市の障害者へサービスを提供する事業所に記名調査を実施しました。

2) 調査実施概要

調査対象 : 枚方市在住の障害者(児)を対象に障害福祉サービスを提供している事業所

調査方法 : 郵送による配布・回収

調査基準日 : 令和5年7月1日

調査実施期間 : 令和5年7月21日～8月4日

実施(発送)数: 300 事業所

事業者ヒヤリング

実施日: 令和5年12月12日

3) 回収結果

回収数 : 173 (回収率 57.7%)

■調査結果のポイント

<提供しているサービス>

○枚方市内の事業所における枚方市内の障害者の実利用人数占有率(74.9%)・利用量占有率(75.4%)は高いが、サービスによっては、市外の方の利用もサービス量として決して少なくなく、とくに、「施設入所支援」(市外の方の実利用人数占有率 73.0%、利用量占有率 72.8%)、「就労継続支援(A型)」(市外の方の実利用人数占有率 56.6%、利用量占有率 35.9%)、「生活介護」(市外の方の実利用人数占有率 28.4%、利用量占有率 60.5%)などで多くなっている。

<提供しているサービスごとの利用状況と今後の対策>

○提供しているサービスごとの利用者ニーズの増減については、「増えている」が多いサービスは居宅介護(6.4%)、児童発達支援(2.9%)、移動支援(2.3%)、重度訪問介護(2.3%)などとなっている。

また「減っている」が多いサービスは居宅介護(6.9%)、就労継続支援(B型)(3.5%)、生活介護(2.9%)などとなっている。

- 今後の対応については、ある程度の件数のあるサービス(居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、生活介護、就労継続支援(B型)、グループホーム、移動支援、児童発達支援、放課後等デイサービス)では「対策なし」が最も多くなっている。利用量の増加に対して定員、従業員の増で対応している事業者は一定あるが、減少に対して、定員、従業員の減少で対応している事業者はほぼなかった。

<新型コロナウイルス感染症の影響>

- サービス提供をする上で困ったことについては、「衛生管理(感染対策)」(40.5%)が最も多く、次いで、「物資(衛生用品等)の確保」(27.2%)となっている。
- 障害サービスの利用の変化については、「利用量が減少した」、「特に変わりはない」がそれぞれ(22.0%)で、次いで、「人員がみつかりにくくなった」(7.5%)となっている。

<緊急利用の受け入れ実績と今後の対応状況>

- 緊急利用について、過去1年間の受け入れ実績有りは居宅介護で17.9%、短期入所で1.8%となっている。
- 受け入れ曜日・時間帯については、居宅介護では「平日の日中」(16.1%)、短期入所でも「平日の日中」(1.8%)がそれぞれ最も多くなっている。
- 今後の緊急利用の対応については、「曜日・時間帯によっては受け入れ可能」が、居宅介護(16.1%)、短期入所(3.6%)ともに最も多くなっている。

<今後の利用者ニーズの増加等に対応するための対策>

- 利用者の増加等に対応するための対策については、「人材確保のための支援や情報提供」(36.4%)が最も多く、次いで、「施設・設備整備への支援」(21.4%)、「職員研修のための支援」(16.8%)、「利用者の受入増に対する支援」(16.2%)などとなっている。

<事業所の運営状況>

- 事業所の運営状況については、「やや活発になった」(13.9%)が最も多く、次いで「3年前とほぼ変わらない」(12.1%)、「活発になった」(6.4%)で、全体のうち2割以上が活発になったと回答している。

■ アンケート及びヒアリングによる主な意見

<自由意見>

- 「サービス従事者の人材確保」、「人材不足による今後の事業継続に伴う不安」、「利用者、従事者ともに進む高齢化への対応」などの意見が、多くを占めていた。
- 今回調査では、最近の社会情勢に関連して、「人件費、光熱費、物価の高騰」に伴う事業所の運営経費の上昇について、支援策や要望に関する意見が散見された。
- その他、「利用者ニーズの多様化、質の高いサービス要求への対応」、「重度の利用者の受入れを行っている事業所への設備整備や待遇改善に関する支援の必要性」、「職員の待遇改善やメンタルヘルス」といった意見が、複数の事業者から寄せられた。

関係団体アンケート及びヒアリングの概要

■調査の実施概要

1) 調査の趣旨

次期計画の策定にあたって、障害者団体の運営状況・ニーズなどを把握し、計画策定および施策推進の基礎資料として活用するため、障害者を支援する団体に記名調査を実施しました。

2) 調査実施概要

調査対象 : ラポールひらかた登録団体のうち障害者関係

調査方法 : 郵送による配布・回収

調査基準日 : 令和5年7月1日

調査実施期間 : 令和5年7月21日～8月4日

実施(発送)数: 53 団体

団体ヒアリング

対象団体 ・高次脳機能障害関係1団体

・発達障害関係1団体

実施期間 : ①12月12日②12月19日

3) 回収結果

回収数 : 26 (回収率 49.1%)

■アンケート及びヒアリングによる主な意見

<団体の活動状況>

○団体の活動状況をみると、「3年前とほぼ変わらない」(8件)が最も多く、次いで、「やや活発でなくなった」(7件)、「活発でなくなった」(6件)となっている。「活発になった」との回答は2件だった。

<市民啓発及び地域との交流の推進>

○市民啓発及び地域との交流の推進において、特に取り組むべき施策として、「地域交流の推進と居場所づくり」(12件)が最も多く、次いで、「人権・人名の尊重」、「合理的配慮」及び「地域福祉活動」がそれぞれ(5件)となっている。

- 主な意見としては、障害者への理解は進んでいるが、まだまだ不足している。障害者が出かけやすい環境作りや配慮、居場所づくり、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除く配慮の提供などの意見があげられた。

<障害者（児）が安心できるまちづくり>

- 障害者が安心できるまちづくりにおいて、特に取り組むべき施策として、「自然災害（災害時の支援体制等）」（10件）が最も多く、次いで、「保育・療育・教育の充実」（8件）、「バリアフリーの整備」（6件）となっている。
- 主な意見としては、災害時における避難方法や透析の確保、道路・駅舎・施設でのバリアフリー化などの意見があげられた。

<安心して生活できるサービスの確保と提供>

- 安心して生活できるサービスの確保と提供において、特に取り組むべき施策として、「障害福祉ニーズに応じた対応」（12件）が最も多く、次いで、「福祉サービス提供体制の充実と質の向上」（10件）となっている。
- 主な意見としては、医療ケアの充実、相談支援事業の周知や、日中一時支援の事業所の充実などの意見があげられた。

<自分らしい生き方を見つける・選ぶ>

- 自分らしい生き方を見つける・選ぶにおいて、特に取り組むべき施策として、「多様な変化に対応した社会参加」（7件）が最も多く、次いで、「就労に関する相談支援」（5件）となっている。
- 主な意見としては、最重度の人でも参加しやすい余暇活動や社会参加、周囲の理解啓発、障害に理解のある職場を増やすことなどの意見があげられた。

<身近な相談窓口の充実ときめ細かな情報提供>

- 身近な相談窓口の充実ときめ細かな情報提供において、特に取り組むべき施策として、「相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供」（20件）が最も多く、次いで、「関係機関との連携による支援の充実」（5件）となっている。
- 主な意見としては、相談・支援体制の充実ときめ細かな情報提供や、各機関と地域、当事者家族会等の連携などの意見があげられた。

<人材の確保>

- 人材の確保については、主な意見として、会員の高齢化や人手不足、資金確保の必要性などの意見があげられた。

<支援の届きにくい人たちの把握>

- 支援の届きにくい人たちの把握については、主な意見として、地域レベルで他人に関心を持つこと、顔の見える関係づくりを心がけること、気軽な相談窓口の充実などの意見があげられた。

<新型コロナウイルス感染症の影響>

- 新型コロナウイルス感染症の影響については、主な意見として、活動やイベントの中止・縮小や、自粛生活で活動が制限され、障害が悪化し、活動に参加できなくなったなどの意見があげられた。

<自由意見>

- 自由意見としては、役員の高齢化と財源不足や、小・中学校などと連携して発達障害のある子どもを早期に発見するシステムの構築などの意見があげられた。

■障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて出された主な意見

<不満な点や利用しづらい点>

- サービスの分類ごとにあげられた「不満な点や利用しづらい点」をみると、訪問系サービス、地域生活支援事業についての意見が多くあげられた。
- とくに、移動支援事業の充実や、計画相談事業所が少ない、短期入所事業所（ショートステイ）の不足などの指摘があった。

<こんなサービスがあればよいと思うこと>

- サービスの分類ごとにあげられた「こんなサービスがあればよいと思うこと」をみると、訪問系サービス、居住系サービスについての意見が多くあげられた。
- とくに、グループホームや、短期入所（ショートステイ）の体験施設などの整備が指摘された。

<その他の補足意見>

- サービスの分類ごとにあげられた「その他の補足意見」をみると、居住系サービス、地域生活支援事業についての意見が多くあげられた。
- とくに、施設の不足や、相談支援のあり方などが指摘された。

■児童福祉法に基づく支援について出された主な意見

<不満な点や利用しづらい点>

○支援者の質の向上や、保護者の入院・手術後の、保育所（園）等への緊急受け入れについての指摘があった。

<こんなサービスがあればよいと思うこと>

○保育所（園）等での、障害児の受け入れ体制を整備し、インクルーシブ教育に力を入れて欲しいとの指摘があった。

（４）市民意見聴取概要

枚方市障害者計画（第4次改訂版）、枚方市障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）（素案）に関する意見聴取につきまして、市民の皆さまからご意見をいただきました。お寄せいただきましたご意見と、ご意見に対する審議会の考え方は以下のとおりです。

○市民意見聴取

■実施概要

意見募集期間：令和5年12月15日（金）から令和6年1月9日（火）

意見提出者数：14人

延べ意見件数：30件

内、公表する意見件数 30件

意見交換会参加者：1月5日7人、1月9日1人

子どもに対する意見聴取：1月16日実施、枚方支援学校高等部3年生 5人

意見提出方法：意見回収箱 1件、ロゴフォーム2件

意見交換会等27件（1月5日18件、1月9日3件、1月16日6件）

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

計画	計画該当部分					意見概要	審議会の考え方
	章	節	細節	施策等	頁		
障害者計画	4	1		市民啓発及び地域との交流の促進	25	合理的配慮の民間事業者の義務化について、啓発等さらなる理解促進をしてほしい。	P28. 29 第4章第1節(3) 合理的配慮にあるように、各施策を通じて、更なる啓発を進めます。
障害者計画	4	1		選挙のお知らせ	29	候補者の施策説明など、内容が難しく、障害のある方にとって、理解が進まない部分がある。わかりやすい選挙を立候補者などに心掛けてもらい、障害のある方を対象とした説明の場などを市として設け、障害のある方が、本当に内容を理解し、投票できるようなあり方を検討してほしい。	障害のある方が、選挙の内容を理解し、投票できることは大変重要なことであると認識しているところです。 候補者個々の施策内容をわかりやすく説明する場を市が設けることは、法律の制限があり困難ですが、他の手法等により障害者の選挙への理解を深める取り組みに努めてまいります。
障害者計画 (子どもの意見)	4	2	3	災害対策		避難所にスロープがあるとよい。	p38 第4章第2節1「公共施設の整備等」にあるように、本市において第1次避難所とされている小中学校体育館についてスロープは設置されており、車いす等での出入りも可能となっています。
障害者計画 (子どもの意見)	4	2	3	災害対策		避難所で、一人でいられる場所、一人で眠ることができるスペースがあるとよい。	避難所生活における配慮などの安全対策を的確に実施できる体制の整備とともに、障害の特性に応じた避難生活ができる福祉避難所の充実等に取り組むことなどを記載しました。
障害者計画	4	3	2	地域生活支援拠点	64	緊急時の受け入れについて、面的整備及びコーディネーター等の言及はあるが、早急にもっと充実させてほしい。 (ほか1件)	地域生活支援拠点については、重点事項として捉えており、計画中 64 ページ の地域生活支援拠点についての記載を機能の充実とし、緊急時の受入れや対応等の早急な整備に取り組み、コーディネーターを配置するなど機能の充実について記載しました。

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

計画	計画該当部分					意見概要	審議会の考え方
	章	節	細節	施策等	頁		
障害者計画	4	3	3	情報アクセシビリティの向上		情報アクセシビリティとはどういうものなのか。	P59, 60 第4章第3節「情報アクセシビリティの向上」にあるように、障害のある方が障害のない人と同じように情報を入手できるよう、多様な手法により情報提供ができるよう整備を進めていきます。
障害者計画 (子どもの意見)	4	4	1	就労に向けた支援	69	障害者の就労において本人の特性に応じたペースで、適度な休息が取れる配慮が必要。	障害のある方の就労後のフォローとして、柔軟な勤務形態等の配慮も重要と考えており、計画内容に就労移行支援や就労継続支援等の利用者の特性等に応じた柔軟な勤務形態等の配慮を含めた支援について記載しました。
障害福祉計画	5			共同生活援助について		世話人などの支援者の確保について、一事業所や一市役所窓口ではなく、市や社会福祉協議会、事業所間を通じて実施出来る施策をお願いしたい。	p109 第5章第4節「障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向」にあるように、事業者に対する支援策として整備補助や運営補助事業を実施するなどして整備・拡充に努めます。また、グループホームの世話人養成研修、及び無料職業紹介事業等を実施することともに事業者連絡会と連携して、人材の確保・育成に努めます。
障害福祉計画	5	2	1	施設入所者の地域生活への移行	91	地域移行の定義を市として、どのように設定するのか。また、施設入所を希望する待機者の分析をもう少し掘り下げて考えた方がよいのではないかと。	計画上の地域移行の定義については、国・府の考え方を踏まえ設定しておりますが、計画本文に施設入所を希望する方に、地域移行への様々な選択肢を提示するなど、その人らしく地域で自立して暮らすことができる施策を推進することを記載しました。
障害福祉計画	5	2	2	施設入所者の削減	92	施設入所を希望する人がいる。しかし、施設入所者数の削減が目標としてあり、現状とニーズをどのように把握したのか。また、アンケートからどのようにニーズを読み取ったのか。	計画策定にかかるアンケートにより、将来の生活の場として施設入所を希望される方が、少なからずおられることを把握しており、地域移行の促進の観点から、計画の内容に施設入所を希望する方に丁寧にニーズを聞き取り、地域移行への様々な選択肢を提示するなど、その人らしく地域で自立して暮らすことができる施策を推進することを記載しました。

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

計画	計画該当部分					意見概要	審議会の考え方
	章	節	細節	施策等	頁		
障害児福祉計画	5	3	1	重層的な地域支援体制の構築		重層的な地域支援体制の構築とは、具体的にはどのように考えていますか。また、児童を支援する事業所などの連携会議の場が少ない。	連携会議の場が少ないことは課題と捉えており、P98 第5章第3節「重層的な地域支援体制の構築」にあるように、市立ひらかた子ども発達支援センターを中心とした、支援機関との連携を通じた体制のさらなる充実に努めてまいります。
その他						障害のある方が、生活する場を選択するときに、金銭的な事由により、そちらを選ばざるえない実態があると思います。市として、金銭的な支援を含めた施策等を検討してほしい。	金銭的な事由など、様々な要因について検討し、障害のある方にとって、利用しやすい制度設計に取り組みます。 また、他の福祉制度（生活保護等）についても必要に応じて説明していきます。
その他						福祉計画等に設定している各施策の予算配分について教えてもらえないか。また、計画冊子に掲載することは可能なものか。	予算については原則として施策単位ではなく、事業単位で設定していることから、計画冊子への掲載は困難ですが、算出が可能なものについてはお答えさせていただいています。
その他						予算・職員配置など具体的な数字の情報開示はできないのか。それを踏まえ、民間事業者として、市の施策を補完するような提案などが可能になると思う。	予算は原則として事業単位、職員配置は業務内容や業務量に応じた課単位で設定されており、施策単位では設定されていないため、計画冊子に記載することは困難ですが、施策を適正に執行できるよう適正な予算・職員配置に努めてまいります。
その他						親亡き後というのが緊急時の受け入れとセットで考えられがちだが、親が生きているうちに、様々なサービスを体験できるそういった環境を整えることが大切ではないか。	親亡きあとに備え、様々なサービスを体験できる環境を整えることの重要性は認識しており、障害者と高齢者の世帯などで障害福祉や医療のサービスを受けていない人などを把握し、適切な支援につなぐ仕組みづくりの検討について記載しました。

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

計画	計画該当部分					意見概要	審議会の考え方
	章	節	細節	施策等	頁		
その他						緊急時の受け入れについて、災害時に避難所に職員が配備されるのと同様に、市職員が受入先に赴き支援にあたれないのか。	緊急時の受け入れ・対応については重大な課題と認識しており、面的整備の手法により、迅速な受入れ体制の確保に努めてまいります。
その他						障害者に対する虐待の相談窓口について、専用窓口や専任職員の配置が必要だと思う。	P28 第4章第1節(2)「虐待や差別の防止」にあるように、障害者虐待防止センターにおいて、24時間365日体制で相談・通報に対応し、関係機関と連携し、虐待発見後の迅速、かつ適切な対応を図っていきます。
その他						アンケートや市民意見聴取などを通じて、どこまでニーズや意見を集めることができるのか。もう少し、やり方等を検討してほしい。	今後ご意見を踏まえ検討します。アンケートについては、障害者手帳所持の約10%を対象者として、用紙を送付しました。市民意見聴取については、市内の関係機関等に配置・市ホームページでの回答など広く意見がもらえるような形で取り組みました。
その他						アンケートのあり方について、他課の計画や広く意見をもらうための方策及び認定調査の対象者を利用した個別二次調査を取り入れるなど次回計画策定時に、検討してもらいたい。	今後ご意見を踏まえ検討します。
その他						就学前と就学後で福祉との連携がうまく引き継がれていない。学校がどこに相談したらいいかわかっていないのではないか。また、相談支援がどのような制度なのか理解できていない保護者があり、適切な支援に繋がっていないように思う。	障害児の保護者の申し出等に対し、制度について丁寧な情報提供に努めるなど、適切なサービスの利用促進に取り組んでまいります。

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

計画	計画該当部分					意見概要	審議会の考え方
	章	節	細節	施策等	頁		
その他						精神障害者の一人暮らしを支援するための家賃補助をしてほしい。	P64 第4章第3節「安心して生活できるサービスの確保と提供」にあるように、地域生活支援拠点の整備に取り組み、一人暮らしの体験の場を提供すること等、障害のある方が地域で安心して生活できるよう、制度の充実を図ります。また、家賃補助など、生活支援についてもご相談に応じています。
その他						福祉で働く人材の質の向上について、説明会または研修会などを市として実施してほしい。	福祉人材の質の向上の重要性は認識しており、ガイドヘルパー養成研修を実施し、関係団体と連携し、事業者向け研修会を実施するなど、障害福祉事業所の質の向上に取り組んでまいります。
その他						福祉で働く人材の確保について、待遇の向上に目を向けがらだが、障害者理解などの啓発を体系的に市として取り組んでほしい。	P28, 29 第4章第1節(3) 合理的配慮にあるように、引き続き障害への理解を深める啓発に取り組んでまいります。
その他						市が実施しているグループホームの世話人の無料職業紹介について、あまり多くの成果を挙げられていないと聞いたが、それに対する市の分析は。	無料職業紹介についての利用が少ないことについては、対象者への周知の強化が必要と考えており、今後、市ホームページや広報・SNSなどを通じた周知も含め、あらゆる方法で利用の促進を図り、人材の確保・育成に努めることを記載しました。
その他						余暇活動とは何ですか。	仕事や睡眠以外に、本を読んだりスポーツをするなど自分の楽しみのため自由に使える時間の活動です。
その他						地域で暮らすとき、グループホーム以外のシェアハウスなどの多様な生活の仕方なども選択肢として考慮し、それに対する支援を考えてほしい。	障害のある方の多様な生活についてのニーズを踏まえ、それぞれの人がその人らしく、安心して暮らせる制度の整備に取り組んでまいります。

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

計画	計画該当部分					意見概要	審議会の考え方
	章	節	細節	施策等	頁		
その他 (子どもの意見)						避難所にWifiの設置が望ましい。	第1次避難所になっている市内の各小中学校には、災害時に体育館で利用できる『00000JAPAN(フリーWi-Fi)』を設置しています。 なお、令和5年10月14日(土)に開催した「枚方市総合防災訓練」では『00000JAPAN(フリーWi-Fi)』の開放訓練を実施しました。
その他 (子どもの意見)						避難所に動物を保護できるスペースがあるとよい。	災害時におけるペットとの避難についてですが、枚方市では「避難所運営マニュアル」の中でペットとの避難・その受入方法などを例示しております。引き続き、校区自主防災組織と連携しながら、マニュアルの改善などに取り組んでいきます。
その他 (子どもの意見)						避難所に入浴施設があるとよい。	主に学校施設が、第1次避難所となっているため、入浴施設はありませんが、大規模災害などで、避難所生活が長期間に及ぶ際には自衛隊と連携し、入浴施設等を提供するなど、少しでも快適に過ごせるよう、避難所の衛生環境の維持に努めてまいります。

第 10 節 用語説明

用語	解説
【アルファベット】	
I C T	Information & Communication Technology（情報通信技術）の略で、コンピュータやインターネット技術の総称。特に公共サービスの分野で使用。
NICU（新生児集中治療室）	Neonatal Intensive Care Unit の略で新生児のための集中治療室です。出生直後から早期の治療を行うための体制を整えており、母体搬送が困難な場合や特定の症例に対して収容されるもの。
Q O L	Quality Of Life の略で「生活の質」の意味。生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質。
S D G s	SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、2030 年（令和 12 年）までに誰一人取り残さない世界の実現を目指すとされている。
S N S	インターネット上で人々が交流し、情報を共有するサービス。
【あ行】	
アクセシビリティ	英語では“Accessibility”で、「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳されています。 一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われている。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を、長期間にわたって防ぐために、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策を、従来の生活では考慮しなかったような場においても日常生活に定着させ、持続させること。
インクルーシブ教育	障害者の権利に関する条約で示されている「インクルーシブ教育」とは、障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に学ぶことで、「共生社会」の実現を目指していくこと。 障害のある人の多様性が尊重され、教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、必要な「合理的配慮」が提供されるなどが必要とされています。

用語	解説
インクルージョン	インクルージョンは、包摂・包含・包容とも訳され、あらゆる人々が平等に参加できる社会を目指す概念です。障害者や異なる背景を持つ人々を社会全体に包括的に受け入れ、差別を排除することをめざす。
一般就労	障害福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することで、在宅就労や起業なども含む。
医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を送る経管栄養など、在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為で、医師法上の「医療行為」とは区別。
医療的ケア児	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子ども。
オストメイト	様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）』を造設した人を行い、オストメイトはストーマ用装具を装着することによって、手術前と同じように社会生活を送ることが出来る。
【か行】	
ガイドヘルパー	重度障害者等が外出する際に付き添いを行うヘルパー。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として地域の実情に応じ、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業等を実施するもの。
基本指針	障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項など、障害福祉計画及び障害福祉計画の作成に関する事項について、厚生労働省の定めた指針。
共生社会	障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会。
強度行動障害	自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動などが高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態。
グループホーム	障害者が共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行う。
ケアマネジメント	介護や支援を必要とする人からの相談に応じ、心身の状況や本人の意向を踏まえ、福祉・保健・医療等のサービスと社会資源を結びつけるため調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保するしくみ。

用語	解説
権利擁護	知的障害・精神障害や認知症などのため自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。
高次脳機能障害	交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害で、外見上は障害が目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識できない場合もある。
コーディネーター	様々な人の思いや状況を整理し、物事がうまく進むように調整する役割や担当者のことを指す。
個別避難計画	避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、個々の人々の特性やニーズに合わせた避難計画を作成することです。身体的な制約や障害を考慮して適切な避難場所や手段を決定するもの。
コロニー	心身障害者のための総合社会福祉施設で、長期入所（場合によって終身保護）を可能として広大な敷地内に病院や訓練施設などの諸サービス機能を有して総合的な生活共同体をなしている施設群をいう。
合理的配慮	「障害者権利擁護条約」の第2条で定義されている、障害のある人が障害の無い人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ちまたは行使できることを確保するための必要かつ適切な変更、調整。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、または過重な負担を課さないもの」という付帯条件。
【さ行】	
サービス等利用計画	障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用できるように、本人の心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向やその他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画。
指定難病	難病のうち、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっているなどの要件を満たすもので、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が指定するもの。
児童発達支援センター	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

用語	解説
児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定める日本の法律。「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成 28 年 6 月 3 日に公布された。（平成 30 年度から施行）
市民後見人	弁護士、司法書士等の専門職以外で、本人と親族関係がなく、社会貢献のために地方自治体等が行う後見人養成講座などにより、知識や技術を身に付けた一般市民による後見人。
社会的障壁	社会における、事物、制度、慣行、観念、その他一切のもので、障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で、活動を制限したり、社会への参加を制約したりするもの。
社会福祉協議会	社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。
手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例	枚方市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及びろう者に対する理解を推進し、みんながあらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現をめざすことを目的に令和 3 年 3 月に条例を施行。
重症心身障害児	重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している児童。
授産製品	障害のある人が障害福祉施設などにおいて、作業訓練の一環として製作した物品。
手話奉仕員	所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害のある人や音声または言語機能障害のある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションを手話により支援する人。
障害支援区分	障害者等の障害の程度（重さ）ではなく、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。従来の障害程度区分に代わり平成 26 年 4 月から施行。
障害児支援利用計画	障害のある児童が障害児通所支援を適切に利用することができるように、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画。
障害児通学支援事業	枚方市独自の事業として、一人での通学が困難な児童・生徒を対象に、通学ガイドヘルパーを派遣して、当該児童・生徒の自宅と学校間の往復等、通学のために必要な支援を行う。平成 24 年 10 月から実施。

用語	解説
障害者基本法	障害のある人の自立や社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害のある人の自立や社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
障害者虐待防止関係機関会議	障害者虐待防止法第 35 条に基づき、市で設立されたネットワーク会議です。関連する行政機関や民間団体と連携し、障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護、自立支援などを適切に実施するために活動している。
障害者雇用率	障害のある人が一般労働者と同じ水準において働くことを目的として障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている、常用労働者の数に対する障害のある人の雇用の割合。平成 30 年 4 月 1 日から、障害者雇用義務の対象に精神障害者を追加。
障害者差別解消支援地域協議会	障害のある人を支援する関係機関が地域の実情に応じたネットワークを組織し、障害者差別に関する相談や相談事例を踏まえた取組を効果的かつ円滑に実施することを目的として設置される協議会。
障害者差別解消法	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」として制定された。一部の附則を除き平成 28 年 4 月から施行。
障害者週間	平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日（12 月 9 日）」に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間で、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等で様々な意識啓発に係る取組を展開している。
障害者就業・生活支援センター	障害者に対し、基礎訓練、職場実習の機会の提供を含む就職支援や職場定着支援及び生活支援を行う。

用語	解説
障害者自立支援医療	障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むための医療。具体的には、更生医療、育成医療、精神通院医療で構成されている。更生医療は、身体障害者の機能回復のための医療費を支給。育成医療は、身体障害のある児童に対して障害を軽減・除去するために必要な医療費を給付。精神通院医療は、在宅の精神障害者の医療の確保、継続的治療の促進、早期治療・再発防止を図るため医療費を給付。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策を講じた法律。「障害者自立支援法」を改正、改称し、基本理念の制定や障害者の定義に難病を追加するなどした「障害者総合支援法」を平成 25 年 4 月 1 日から施行。平成 30 年 4 月 1 日から「自立生活援助」「就労定着支援」の創設などが盛り込まれた改正「障害者総合支援法」が施行された。
障害者手帳	障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種の手帳を総称した一般的な呼称。
障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)	2006 年(平成 18 年)に国連総会で採択された、さまざまな政策分野における障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮を求めた条約。日本は 2007 年(平成 19 年)に署名、以降国内法の整備を進め、2014 年に批准した。
障害者優先調達法	障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国等の公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。
情報アクセシビリティ	年齢や障害の有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。
ジョブコーチ	障害者が一般の職場に適応し定着できるように、障害者・事業主および障害者の家族に対して、きめ細かな人的支援を行う専門職。「職場適応援助者」の別称。

用語	解説
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づいて、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るために設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議等を行う。
新型コロナウイルス感染症	一本鎖 RNA ウイルスのコロナウイルスのひとつである、SARS コロナウイルス 2 が、ヒトに感染することによって発症する気道感染症。一般的には飛沫感染、接触感染で感染。主な症状は、軽症の場合には、発熱や咳などの呼吸器症状、倦怠感など、普通の風邪症状で治癒する一方で、重症の場合には、肺炎などに至るなど季節性インフルエンザに比べて死亡リスクが高く、特に、高齢者や基礎疾患のある方では重症化するリスクが高いとされる。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づいて認定された身体障害のある人に交付される手帳。障害の内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉制度が受けられる。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に基づいて認定された精神障害のある人に交付される手帳。障害の内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉制度が受けられる。
精神通院医療費助成	精神疾患の通院医療を受けやすくするために医療費（入院は除く）が助成される制度。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人の財産管理や日常生活の援助を、代理権や同意権が付与された後見人等が行うしくみ。
成年後見制度利用促進法	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」として 2016 年（平成 28 年）5 月に施行され、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされている。
成年後見制度利用促進基本計画	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村の講ずる措置等が規定されており（第 14 条市町村の講ずる措置）、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされた。

用語	解説
セーフティネット住宅情報提供システム	セーフティネット住宅は 高齢者や子育て世帯、障害のある方、所得の低い方など住まい探しにお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録された住宅のこと。 セーフティネット住宅は、国のホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」から探すことができる。
セルフプラン	指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案で、障害者や高齢者が自分のニーズや希望に合った生活を実現するために作成するもの。
相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者で、実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
【た行】	
地域移行	施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることに伴うこと。
地域活動支援センター	障害者に創作的活動・生産活動 の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。
地域共生社会	制度・分類ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活支援拠点	障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点。居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する。
地域生活支援事業	地域で生活する障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動など、障害者総合支援法の中で法定化された事業。住民に身近な市町村を中心として、地域の実情に応じて柔軟な実施形態で実施ができることとなっている。
地域定着	居宅や単身などで生活している障害のある人が、地域生活を継続していくこと。
地域包括ケアシステム	医療や介護、保健福祉サービスなどが連携して一体的にサービスを提供することにより、暮らしを地域社会全体で支える体制。ソフト面では、地域の保健・医療・介護・福祉の関係者が連携して、ニーズに応じた適切なサービスを提供し、ハード面では、住まいや施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携、統合されて運営されている体制。

用語	解説
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う施設。
チャレンジ雇用	障害者を、1年以内の期間を単位として、国・自治体において非常勤職員として雇用し、1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度のこと。
デジタルサイネージ	駅や店舗、施設などに設置される映像表示機器を使って情報を発信するもので、電子看板とも呼ばれ、多くの情報をタイムリーに伝えることができる。
道路特定事業計画	2006年（平成18年）12月に施行されたバリアフリー新法に基づき市町村は基本構想を策定し、旅客施設等を中心とした一定の地区において、一体的・総合的にバリアフリー化を進める必要があり、道路特定事業計画とは、基本構想に沿って道路管理者がバリアフリー化の事業内容を定めるものです。
読書バリアフリー法	障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。
【な行】	
難病	原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病等別個の対策の体系がないもの。
日常生活用具	在宅の障害のある人（児童）が日常生活を容易にするための用具。
ノーマライゼーション	障害者や高齢者等、社会的に不利をこうむりやすい人々を当然に包括するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で同等の権利を享受できるようにするという考え方。障害のある人もない人も社会の構成員として、地域の中で普通に暮らすことが当然とする考え方。
【は行】	
8050問題	ひきこもりや離職等により、80代の親と50代の子など、高齢者と中年の世帯が生活上の困難を抱え、社会から孤立してしまう社会問題。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する障害であってその症状が通常低年齢において発現する障害。
パブリックコメント	行政機関が計画策定や条例制定に当たって、事前に案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集するもの。

用語	解説
バリアフリー	障害者のための物理的障壁を取り除くことをめざしているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障害者の生活全般における障壁の除去をいう。
バリアフリー新法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合し、より拡充したもの。
避難行動要支援者	災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合に、自分だけでは避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。
ペアレントプログラム	保護者の認知を肯定的に修正することに焦点を当てた簡易的なプログラム。
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目的として、専門家による療育場面でのトレーニングを行い、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進を図るもの。
ヘルプカード	障害のある人や高齢者など、支援や配慮を必要とする人が身に着けておくことで、日常生活や緊急時、災害時などの困ったときに、周囲の人へ必要な支援や配慮を伝えるためのカード。カードの表面には、支援や配慮が必要ということを示す「ヘルプマーク」を掲載しており、外見ではわからない障害のある人が、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのコミュニケーションツールとなる。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、特定非営利活動法人などの法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人となり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うしくみ。
補装具	身体の一部の欠損または機能の障害を補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる用具の総称。
ボッチャ	重度脳性まひ者や四肢重度機能障害者のために欧州で考案されたスポーツ。ジャックと呼ばれる的球にボールを投げたり、転がしたりして、いかに近づけるかを競う。

用語	解説
ボランティア	誰もが人間らしく豊かに暮らしていける社会をめざし、身近なところでできることを自ら進んで活動すること。「自主性・主体性」、「社会性・連帯性」、「無償性・給性」、「創造性・開拓性・先駆性」が原則。
【ま行】	
モニタリング	サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況を把握し、利用者の状態や生活状況を確認して必要に応じサービス等利用計画を見直すこと。
【や行】	
優先調達	障害福祉施設などから優先的・積極的に物品などを調達すること。
ユニバーサルデザイン	障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、誰もが使いやすく、快適に利用できる製品や機能を持つ仕様。はじめから障壁をつくり出さないという考え方。
要約筆記者	難聴や聴覚障害のある人で手話の分からない人のために、手書きやパソコンで文字化して伝える通訳者のこと。手話の分かる人には、手話通訳者が意思疎通支援を行う。
【ら行】	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
療育	障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。
療育支援	障害の早期発見・早期治療または訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため実施する医学的治療や保育その他の支援。
療育手帳	知的障害のある人に交付される手帳。障害程度が記される。これを呈示することで、各種福祉制度が受けられる。
レスパイト	英語で「休息」や「息抜き」を意味する言葉で、障がい者（児）をもつ介護者が一時的に休息を取るために提供されるサービス。介護者が疲れを癒し、リフレッシュできる時間を確保することを目的としている。
【わ行】	
ワーキンググループ	特定の問題の調査や計画の推進のため設けられた部会のこと。

枚方市障害者計画（第4次改訂版）

枚方市障害福祉計画（第7期）

枚方市障害児福祉計画（第3期）

発行年月：令和6年3月

発 行：枚方市

編 集：枚方市健康福祉部福祉事務所障害企画課

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

Tel：072-841-1152

Fax：072-841-5123